

事件番号 平成26年(ワ)第3340号, 安倍首相靖国参拝差止請求事件外
次回期日 2015年(平成27年)10月23日 午後2時00分
原告 菱木政晴 外764名
被告 安倍晋三 外2名

原告最終準備書面

[憲法保障機能の実効性確保に向けて]

2015年10月16日

大阪地方裁判所 第18民事部 合議1係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 加島 宏 (代表)

弁護士 中島 光孝 (事務局)

電話

FAX

(別紙添付)

【目次】

第1章 総論

第1 戦争放棄規定と政教分離規定

| | | |
|-----|---------------------------|----|
| 1 | はじめに | 1 |
| 2 | 戦争による死者 | 2 |
| (1) | 世界の戦死者 | 2 |
| (2) | 日本が関与した戦争による戦死者 | 2 |
| (3) | 大量殺戮と人間の尊厳 | 4 |
| 3 | 平和に向けての歩み | 5 |
| (1) | 永遠平和のために | 5 |
| (2) | カントの提言 | 5 |
| 4 | 日本の「戦後」の出発 | 9 |
| (1) | 連合国側の教義 | 9 |
| (2) | ポツダム宣言等にみられる連合国側の「平和」への意思 | 11 |
| (3) | 平和への世界史的潮流において制定された日本国憲法 | 17 |
| 5 | 戦争放棄規定と政教分離規定の明文化 | 17 |
| (1) | 憲法制定経過 | 17 |
| (2) | 戦争放棄規定の明文化 | 21 |
| (3) | 政教分離規定の明文化 | 24 |

第2 本件靖國参拝の意味

| | | |
|-----|-----------------------|----|
| 1 | 靖國神社の機能 | 28 |
| (1) | 靖國神社に合祀されている人々 | 28 |
| (2) | 「悲しみの錬金術」あるいは「英霊サイクル」 | 29 |

| | |
|-------------------------|-----|
| (3) 「欺瞞」のための教育，儀式等の装置 | 3 1 |
| 2 安倍内閣総理大臣の参拝の意味 | 3 2 |
| (1) 靖國神社の機能の維持強化 | 3 2 |
| (2) 平和との関係 | 3 5 |

第2章 加害行為・違法性論

第1 本件参拝の職務行為性

| | |
|----------------------------|-----|
| 1 職務行為性の判断基準 | 3 8 |
| 2 本件参拝の態様，及び直前・直後の状況 | 3 8 |
| (1) 本件参拝の態様 | 3 8 |
| (2) 本件参拝直前の行動 | 3 9 |
| (3) 首相官邸，政権与党の連携 | 3 9 |
| (4) 大々的報道 | 4 0 |
| 3 本件参拝に至る経緯 | 4 0 |
| (1) 自民党総裁・内閣総理大臣就任前の発言 | 4 0 |
| (2) 内閣総理大臣就任直後の発言 | 4 1 |
| (3) 本件参拝直前の行動 | 4 1 |
| (4) 自民党内部での慎重論 | 4 1 |
| (5) 本件参拝後の発言 | 4 1 |
| (6) まとめ | 4 2 |
| 4 本件参拝の動機ないし目的 | 4 2 |
| (1) 本件参拝後の談話 | 4 2 |
| (2) 日本を代表する地位にある者としてのメッセージ | 4 3 |
| (3) 発言や談話の公的性格 | 4 3 |
| 5 結論 | 4 4 |

第2 政教分離原則違反 - 本件参拝の違憲性

- 1 政教分離原則の立法事実…………… 4 4
 - 2 本件参拝の請求分離原則違反…………… 4 5
 - (1) 内閣総理大臣の職務としての参拝は，国による宗教活動そのもの…………… 4 5
 - (2) 目的効果論によっても，禁止された宗教的活動に該当する …… 4 5
 - (一) 靖國神社の性質 …… 4 5
 - (二) 本件参拝の目的 …… 4 5
 - (三) 本件参拝の効果 …… 4 6
 - (3) まとめ …… 4 6
- ## 第3 本件参拝受入れが共同不法行為にあたること
- 1 被告靖國神社の受けた特権…………… 4 6
 - 2 本件参拝受入れの共同不法行為性…………… 4 7

第3章 権利侵害論

第1 内心の自由形成の権利，信教の自由確保の権利，回顧・祭祀に関する自己決定権

- 1 内心の自由形成の権利等の経緯…………… 4 8
 - (1) はじめに …… 4 8
 - (2) 明治憲法下における個人の位置 …… 4 8
 - (3) 明治憲法下における政府広報 …… 4 9
 - (一) 天皇・国体に関するもの…………… 4 9
 - (二) 宗教，靖國神社に関するもの …… 5 1
 - (三) 教育に関するもの …… 5 6
 - (四) 治安維持に関するもの …… 5 7

| | |
|----------------------------|-----|
| (五) 「戦争」, 「聖戦」に関するもの | 5 8 |
| (4) 明治憲法における政府広報の効果 | 6 1 |
| (5) 日本国憲法における個人の尊重規定等 | 6 3 |
| 2 日本国憲法下における「政府広報」の制限 | 6 4 |
| (1) 2012年の自民党憲法改正草案 | 6 4 |
| (2) 本件参拝及びその受入れによる原告らの権利侵害 | 6 6 |

第2 平和的生存権の侵害

| | |
|--------------------------------------------------|-----|
| 1 平和的生存権の普遍的性格 | 6 9 |
| 2 平和的生存権の権利内容 | 7 0 |
| (1) 平和的生存権の憲法上の根拠 | 7 0 |
| (2) 平和的生存権が具体的権利性を有していること | 7 1 |
| 3 平和的生存権侵害の要件 | 7 1 |
| 4 平和的生存権侵害の効果 | 7 2 |
| 5 本件参拝及び本件参拝受入れ行為が「戦争の準備行為等」に該当すること | 7 2 |
| (1) 本件参拝の特殊性 | 7 2 |
| (2) 本件参拝を受け容れた側の特殊性 | 7 3 |
| (3) 参拝主体の特殊性 | 7 4 |
| (4) まとめ | 7 7 |
| 6 本件参拝及び本件参拝受入れにより, 原告らの「生命, 自由」が「侵害の危機にさらされ」たこと | 7 8 |
| 7 平和的生存権の副次的機能(予備的主張) | 7 9 |
| (1) 憲法9条違反の国家行為をたゞす平和的生存権の主張(本来的機能) | 7 9 |
| (2) 憲法9条違反に至らない違憲行為に対する主張(副次的機能) | 8 0 |

| | |
|---------------------|-----|
| (3) 本件における平和的生存権の機能 | 8 1 |
|---------------------|-----|

第4章 損害論

第1 原告らに共通の被害

| | |
|---------------------------------------------------|-----|
| 1 はじめに | 8 4 |
| 2 原告金信明（松澤信明）の被害 | 8 6 |
| (1) 日本の中での朝鮮人差別，そして父親が朝鮮人であること | 8 6 |
| (2) 朝鮮人である自分から逃げるか，向かい合うか | 8 6 |
| (3) 差別から逃げる生徒たちに「差別と戦う」ことを教える | 8 7 |
| (4) 反原発運動に対して体験したヘイトスピーチ | 8 8 |
| (5) 安倍首相の靖國神社参拝により受けた損害 - 朝鮮人として平穩に生きる権利の侵害 | 8 8 |
| 3 原告増田俊道の被害 | 9 0 |
| (1) 自分の体で体験することにより価値観が変わったこと。教育者としての原点 | 9 0 |
| (2) 父の病気により奨学金で大学進学が可能になった経験 | 9 1 |
| (3) 被爆二世を意識し，当事者として活動・交流した体験 | 9 1 |
| (4) アジア学生会議に参加し，国際的な視野から日本人を顧みたま体験 | 9 2 |
| (5) 教員として，マイノリティの生徒及び保護者と向き合うという姿勢の獲得 | 9 2 |
| (6) 「君が代」斉唱時不起立，処分に対する提訴 | 9 3 |
| (7) 安倍首相の靖國神社参拝により受けた損害 - 教育者として戦争の手助けをさせられることの恐怖 | 9 3 |
| 4 原告友田良子の被害 | 9 6 |
| (1) 原告友田の人格形成における戦争と平和 | 9 6 |
| (2) 「湾岸戦争やめて」と，鹿児島中央駅前でハンスト | 9 8 |

| | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| (3) 90億ドル支出違憲確認等請求訴訟を起こす | 97 |
| (4) 靖國神社の本質 | 99 |
| (5) 被告安倍の靖國神社参拝による平和的生存権の侵害 | 100 |
| 5 若者世代の原告らの被害 | 100 |
| (1) 本件参拝等によって強大化したヘイトスピーチの脅威により尋問を受けることができない事態が生じたこと | 100 |
| (2) 本件参拝により戦争参加を強要する恐怖を受けたこと | 102 |
| (3) 本件参拝により女性の戦争動員による人権侵害の危険を生じさせたこと | 105 |
| (4) 若者原告らの、①個々の非戦・平和を唱える意思形成の自由を侵害し、 ②戦死者を「英霊」として顕彰して、国民を国家の道具とする靖國神社の教義に抵抗する非戦・平和への信条を形成し、これを維持する自由を侵害し、 ③平和な社会に生存する権利を侵害し、甚大な精神的損害を生じさせたこと | 108 |

第2 沖縄原告らの被害

| | |
|------------------------------------------|------------|
| 1 沖縄原告らに共通する事情 | 110 |
| (1) はじめに | 110 |
| (2) 沖縄戦の実相について | 110 |
| (3) 戦後沖縄の状況と天皇について | 113 |
| (4) 沖縄における援護法の適用と靖國神社合祀の始まり | 114 |
| (5) 安倍政権の安保・軍事政策と内閣総理大臣安倍晋三の本件靖國神社参拝について | 117 |
| 2 原告安谷屋昌一の被害 | 120 |
| (1) 沖縄戦による家族の死亡 | 120 |
| (2) 原告安谷屋が体験した日本兵の状況 | 123 |

| | |
|-----------------------------------------------------------------------------|--------------|
| (3) 沖縄戦で悲惨な死を強いられた父，母，姉，弟が無断合祀されている靖國神社に，安倍首相が公式参拝したことへの激しい怒りと著しい精神的苦痛…………… | 1 2 5 |
| 3 原告知花昌一の被害…………… | 1 2 6 |
| (1) 原告知花と靖國神社の関わりについて…………… | 1 2 6 |
| (2) 原告知花の平和の思想・非戦の思想…………… | 1 2 8 |
| (3) 本件参拝等による原告知花の損害…………… | 1 3 1 |

第3 遺族原告らの被害

| | |
|-----------------------------------|--------------|
| 1 遺族原告らに共通の事情…………… | 1 3 3 |
| (1) はじめに…………… | 1 3 3 |
| (2) 戦死者遺族の様々な思い…………… | 1 3 3 |
| (3) 敬愛追慕の情…………… | 1 3 4 |
| 2 原告西山精一の被害…………… | 1 3 4 |
| (1) 原告西山の経歴…………… | 1 3 4 |
| (2) 戦没者である父の経歴…………… | 1 3 4 |
| (3) 原告西山の信仰…………… | 1 3 5 |
| (4) 原告西山の苦痛…………… | 1 3 6 |
| 3 原告松岡勲の被害…………… | 1 3 6 |
| (1) 原告松岡と靖國神社の関わりについて…………… | 1 3 6 |
| (2) 「英霊サイクル」に原告松岡自身が囚われていたこと…………… | 1 3 7 |
| (3) 本件参拝等が原告松岡に与えた損害…………… | 1 3 8 |
| (4) 内心の自由形成の権利の侵害…………… | 1 3 8 |
| (5) 回顧・祭祀に関する自己決定権の侵害…………… | 1 3 9 |
| (6) 平和的生存権の侵害…………… | 1 4 0 |

| | |
|----------------------------------------|-----|
| (7) まとめ | 141 |
| 第4 宗教者である原告らの損害 | |
| 1 宗教者である原告ら共通の被害 | 141 |
| (1) はじめに | 141 |
| (2) 宗教の機能（補償機能と統合機能） | 142 |
| (3) 本件参拝等が有する宗教的な機能 | 144 |
| (4) 漠然とした尊重・畏れの例 | 145 |
| 2 原告知花，同西山，同郡島の被害 | 147 |
| 第5 首相の靖国参拝が違憲であるとの司法判断を得た原告らの損害 | |
| 1 共通の被害 ～期待権の侵害 | 148 |
| (1) 福岡訴訟判決及び台湾靖国訴訟判決 | 148 |
| (2) 日本国憲法が国の最高法規であることおよび憲法保障制度 | 149 |
| (3) 司法判断が遵守されるとの市民の期待が保護されるべきであること | 152 |
| 2 原告郡島恒昭の被害 | 153 |
| (1) 「公式参拝を継続すれば違憲」の判決 | 153 |
| (2) 司法判断を遵守するとの期待 | 154 |
| 3 台湾原告らのうち台湾靖国訴訟の原告であった者の被害 | 155 |
| (1) 台湾靖国訴訟 | 155 |
| (2) 台湾靖国訴訟で違憲判断を得た台湾原告らの被害 | 156 |
| 第6 台湾原告らの損害 | |
| 1 台湾原告らに共通の被害 | 157 |
| (1) 台湾と日本とのかかわり | 157 |
| (2) 台湾人戦没者らの利用 | 157 |

| | |
|----------------------------------------------------|-------|
| (3) 東アジアの緊張 | 1 5 8 |
| 2 台湾原住民族原告らの被害 | 1 5 8 |
| (1) 台湾原告らのうち台湾原住民族原告ら | 1 5 8 |
| (2) 台湾原住民族と日本とのかかわり | 1 5 8 |
| (3) 少数民族としての回顧・祭祀に関する自己決定権，少数民族としての自己の宗教を信仰し実践する権利 | 1 5 9 |
| 3 原告張嘉琪の被害 | 1 5 9 |
| (1) 原告張嘉琪の成育歴，家族関係等 | 1 5 9 |
| (2) 本件参拝および受入れによる，遺族としての原告張嘉琪の回顧・祭祀に関する自己決定権の侵害 | 1 6 1 |
| (3) 本件参拝および受入れによる，原告張嘉琪の平和的生存権の侵害 | 1 6 2 |

第5章 本件参拝及び本件参拝受入れを原因とする請求権

第1 参拝の差止請求

| | |
|---------------------------------|-------|
| 1 はじめに | 1 6 3 |
| 2 本件参拝以後の被告安倍の靖國神社に対する「真榊」奉納等 | 1 6 3 |
| (1) 2014年4月21日の「真榊」奉納 | 1 6 4 |
| (2) 2014年8月15日の代理人による参拝・「玉串料」奉納 | 1 6 4 |
| (3) 2014年10月17日の「真榊」奉納 | 1 6 4 |
| (4) 2015年4月21日の「真榊」奉納 | 1 6 5 |
| (5) 2015年8月15日の「玉串料」奉納 | 1 6 5 |
| 3 「真榊」奉納等の意味 | 1 6 5 |
| (1) 真榊奉納 | 1 6 5 |
| (2) 玉串料奉納 | 1 6 6 |
| (3) 参拝をしていないことの意味 | 1 6 6 |
| (4) まとめ | 1 6 6 |

| | |
|---------------|-------|
| 第 2 章 損害賠償請求 | |
| 1 はじめに | 1 6 7 |
| 2 被告安倍の責任について | 1 6 7 |
| 3 結論 | 1 6 9 |
| 第 6 章 結語 | 1 6 9 |

第1章 総論

本章においては、なぜ、日本国憲法において戦争放棄規定と政教分離規定が設けられたのか、また、本件参拝がこれらの規定となぜ相容れないのかを述べる。なお、本書面では和暦は、文脈から表記したほうが適切だと考えられる場合に適宜、西暦と並記することとする。

第1 戦争放棄規定と政教分離規定

1 はじめに

原告本人尋問等を通じ、本訴訟における主たるテーマが、平和と人権問題であることが、ますます明らかになってきた。平和と人権の問題は、日本国憲法が、明治憲法にはなかった戦争放棄規定（9条）、政教分離規定（20条、89条）、そして個人の尊重規定（13条）をなぜ設けたのかという問題でもある。

人権の尊重なくして平和なく、平和なくして人権の尊重はありえない（深瀬忠一・杉原泰雄・樋口陽一・浦田賢治編『恒久的世界平和のために - 日本国憲法からの提言 - 』勁草書房、1998年、22頁）。平和への歩みなくして個人が尊重されることはありえず、また、政治と宗教を分離せずして個人の尊重はまっとうされない。

したがって、日本国憲法の戦争放棄規定と政教分離規定は、人が個人として尊重されるための不可分一体、いわば車の両輪をなす規定である。

では、なぜ、日本国憲法は、明治憲法にはなかったこれらの規定を新たに設けるに至ったのか。これは、日本だけの問題ではなく、戦争による殺戮が続く世界史における平和への歩みをみななければ、真に理解することはできない。

そこで、まず、平和の対極である戦争による死者数をみてみよう。

2 戦争による死者

(1) 世界の戦死者

ある統計によれば、フランス革命／ナポレオン戦争（1789年～1815年）では490万人が死亡した。第一次世界大戦（1914年～1918年）では2600万人、そして第二次世界大戦（1939年～1945年）では5355万人という膨大な数の人々が、次々と開発される殺戮兵器によって殺された（Ruth Leger Sivard, World Military and Social Expenditures 〈1991, 1996〉）。

第二次世界大戦では、ソ連では戦死者数1450万人、民間人死者数700万人以上、中国では戦死者数132万人、民間人死者数1000万人以上、ドイツでは戦死者数285万人、民間人死者数230万人、日本では戦死者数230万人、民間人死者数80万人とされている。アメリカの戦死者数は29万人で民間人死者数の統計は見当たらない。（英タイムズ社「第二次世界大戦歴史地図、東京新聞2006年8月15日」）

(2) 日本が関与した戦争による戦死者

ア 明治維新後の日本が関与した台湾、朝鮮、中国、ロシア、アジア諸国、アメリカ等との戦争等によって、夥しい数の死者が出ている。

台湾では、^{いっぴせんそう}乙未戦争（1895年5月～同年11月。日清戦争に続く「台湾民主国」と日本との戦争）で、日本側は軍人164名、軍夫7000人の死者、台湾側は1万4000人の死者が出た（原田敬一『日清戦争』吉川弘文館〈戦争の日本史19〉、2008年）。その後、台湾では、抗日武装原住民と日本の軍隊・警察との戦闘（その最大の戦闘が1930年の「霧社事件」）によって、主として原住民族側に多数の死者が出た。さらに、アジア・太平洋戦争では、漢族は日本の軍人軍属として、また、台湾原住民は「高砂義勇隊」隊員として、戦争に参加し、死亡した。

イ アジア・太平洋戦争での死者数は、中国1000万人以上、インドネ

シア400万人，ベトナム200万人，インド150万人，フィリピン111万人である。このほか，ビルマ（ミャンマー），マレーシア・シンガポール，オーストラリア，ニュージーランド，アメリカ，イギリスも死者を出している（吉岡吉典「日本の侵略と膨脹」新日本出版社，小田部・林・山田「キーワード日本の戦争犯罪」雄山閣）。

ウ 1963年（昭和38年）5月14日閣議決定「戦没者追悼式の実施に関する件」によれば，1941年（昭和16年）12月から1945年（昭和20年）8月までの戦争での日本人戦没者概数は310万人，うち軍人軍属など230万人，民間人80万人である。民間人のうち50万人が空襲，原爆等によるものである。

日本人戦没者230万人のうち，51万8000人がフィリピン，46万5700人が中国本土，24万7000人が中部太平洋，24万5400人が中国東北部（満州）で，死亡している。このほか，沖縄，ミャンマー，東部ニューギニア，ビスマーク・ソロモン諸島，ロシア，西イリアン，インドネシア，インド，樺太・千島，硫黄島，タイ・マレーシア，北ボルネオ，その他の広範囲にまたがる場所で死没している（東京新聞2005年8月7日）。軍人軍属の死者のうち60%が広い意味での餓死だとされている（藤原彰『餓死した英霊たち』青木書店，2001年）。

エ 沖縄の地上戦での死者合計は20万人，日本側の死者・行方不明者は18万8136人（うち民間人が9万4000人），アメリカ及びイギリス側の死者・行方不明者が合計で1万4006人である（沖縄県生活福祉部援護課1976年3月発表）。

沖縄戦は，1945年3月26日から始まり，組織的な戦闘は6月23日に終了した。沖縄戦は多数の住民を巻き込んだ，日本本土防衛の「捨て石作戦」といわれ，そのなかで本土（北海道，本州，四国，九州）にはみられない家族同士，住民同士が互いに殺し合うことを余儀なくされ

る「集団自決」（集団強制死）が起こった。

オ 1941年12月以後の戦争時には、召集による労働力不足を補うため、東條内閣は1942年（昭和17年）11月27日、「華人労務者内地移入ニ関スル件」を閣議決定し、以後、約3万8935名の中国人を、日本各地の35企業、135の事業所に強制連行し、労働に従事させ、うち6830名を過酷な労働、生活条件、虐待のなかで死亡させた。

強制連行・強制労働による死も、強制徴用された朝鮮人の死やいわゆる「従軍慰安婦」とされた女性の死も、現代の戦争が総力戦であり、殲滅戦であることに伴うものである。

(3) 大量殺戮と人間の尊厳

大量殺戮は、「政府」による広く、深く、限界のない人間軽視によるものである。そこで、「人間を道具として扱ってはならない」という命題が、「人間の尊厳」の内容として語られることになる。

人間の尊厳の概念が初めて用いられたのは、第一次世界大戦後の1919年に制定されたドイツのワイマール憲法であった（151条1項は、「人間に値する生存の保障」を規定していた）。

第二次世界大戦末期の1945年6月26日、国連総会で採択された国際連合憲章は前文で、「基本的人権の人間の尊厳」に言及した。

第二次世界大戦後の1946年11月3日制定の日本国憲法は、個人の尊重（13条）、個人の尊厳（24条）を規定した。ちなみに、最大判昭和23年3月24日裁判所時報9号8頁は、憲法13条が「個人の尊厳と人格の尊厳を宣言したものであることは勿論である」としている。

1948年12月10日に制定された世界人権宣言は、前文で「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利との承認は、世界における自由、正義及び平和の基礎をなしている」と述べた。

そして、1949年5月23日の西ドイツのボン基本法は、「人間の尊厳は、不可侵である。これを尊重し、かつ、保護することは、すべての国家権力の義務である。」と規定した。

人間の尊厳規定は、このほか多くの国の憲法に規定され、国連の文書で言及されている。これは、戦争により大量の死者が出るという現実を前にして、世界の人々が、人間社会を継続させるために到達した人間観であり、また、根本的な規範である。

他方、戦争による大量の死を前にして、否応なく考えざるを得ない平和への現実の歩みはどうであったか。

3 平和にむけての歩み

(1) 永遠平和のために

人類史上、互いに殺し合う民族間、国家間の戦争は絶えることがなかった。戦争を開始しては、停戦し、一時的な平和が訪れた。これが繰り返された。しかし、戦争によって膨大な数の人々が殺戮されるようになり、平和を一時的な状態ではなく、恒久的な状態にするにはどうしたらよいかを考えざるを得なくなった。

以下、この問題を実践的に考えたカントの提言にふれ、考察の出発点とする。

(2) カントの提言

ア 1795年、東プロシアのケーニヒスベルク大学の哲学教授であったイマヌエル・カント（1724年 - 1804年）は、『永遠平和のために』を出版した。カント、71歳のときである。

イ 当時のヨーロッパは、戦争のただ中であつた。フランス革命（1789年）を経たフランスと、反革命を標榜する対仏大同盟（イギリス、オーストリアなどのヨーロッパ列強）とは、1792年4月から一連の戦争を始

めていた（フランス革命戦争）。一時劣勢になったフランスは、1798年、ナポレオン・ボナパルトが最高権力を掌握し、以後、ボナパルトの反撃によって、1802年3月、フランス革命戦争は終結した。

しかし、平和は長続きせず、1803年、英仏は再び戦争状態にはいり、ヨーロッパ諸国は、ナポレオン戦争へ突入した。フランス軍を率いたナポレオンは一時期ヨーロッパの大半を征服したが、ワーテルローの戦いにおいて、決定的敗北を喫し、1815年11月の第二次パリ条約の締結をもって戦争は終結し、ナポレオンは失脚した。

ウ フランス革命戦争、ナポレオン戦争を通じて、すべてのヨーロッパ諸国が戦争に関与した。フランス革命戦争中の1795年4月5日、プロイセン王国は、フランスとの戦争継続を断念し、講和条約を結んだ（バーゼルの和約）。バーゼルの和約は、将来の戦争を防止することではなく、戦争の戦果を調整する一時的な講和条約に過ぎなかった。

カントは、一時的な講和条約による平和ではなく、「永遠平和」の実現可能性を示す具体的な計画を示すことが必要であると考え、「バーゼルの和約」があった1795年、『永遠平和のために』を出版した。

エ カントは、『永遠平和のために』で次のように述べている。なお、以下では「池内紀訳，綜合社，2007年」によるが、「宇都宮芳明訳，岩波書店，1985年」も参照する。

- ① 「将来の戦争を見こして結んだ平和条約は、平和条約ではない」（第1章その1＝第1予備条項）。

平和とは、「すべての敵意が終わった状態」をさしている。

- ② 「常備軍はいずれ、いっさい廃止されるべきである。」（第1章その3＝第3予備条項）。

「殺したり、殺されたりするための用に人をあてるのは、人間を単なる機械あるいは道具として他人（国家）の手にゆだねることで

あって、人格にもとづく人間性の権利と一致しない。」

- ③ 「いかなる国も他の国との戦争中に将来の和平にあたって相互の信頼を不可能にするようなことをしてはならない。殺し屋を雇ったり、毒薬を用いたり、降伏条件を無視したり、背信をそそのかしたり、等々」(第1章その6＝第6予備条項)

「戦争中といえども敵を考えるなかに、なんらかの信頼が残っている。そうでなくては、いつまでも和平を締結できず、全面的な殲滅戦に陥っていくしかない。」

「殲滅戦にあっては、交戦国がともに殲滅され、それとともにすべての正義も消滅するから、永遠平和はようやく巨大な墓地の上に実現する。だからこそ、このような戦争は、戦争に導く集団もろともに、一切許されてはならないはずだ」

- ④ 「どの国であれ、市民のあり方は共和的であるべきである。」(第2章その1＝第1確定条項)

「共和的」とは、市民が、「自由の原則にもとづく社会のメンバー、(その人間としての)市民のあり方」、「一つの共通した法律に従うこと、(その臣民としての)市民のあり方」、そして「法の平等のもとにつくられた体制、(その国民としての)市民のあり方」にあるということである。

共和的なあり方においては、「戦争に直面したとき(このあり方では、ほかに決めようがないからには)、戦争すべきかどうか国民の決めるところとなろう。戦争となれば、(国民は兵として戦う、戦費をせおいこむ、戦禍を覚悟する。たとえ終結しても新たな危険が引きつづくため、とめどない負債が生じてくる)、いずれにせよ、とんでもない苦難を引き受けるはめになる。そんな割りに合わない賭けごとには、慎重になるのが当然だ。」

- ⑤ 「国際法は自由な国家の連合にもとづくべきである。」（第2章その2＝第2確定条項）

「国家としてまとまっている民族は、個々の人間と同じで、自然な状態では（つまり、外的な法に縛られていないとき）、隣合っているだけで、すでに傷つけ合っている。そのため個々の民族は安全のため、個々の市民と同じように、自分の権利が保障されるような体制づくりをよびかけてよいし、またそれをすべきである。」

「たとえば、理性が道徳的立法の最高の力として戦争を断罪し、平和状態をあるべき義務とするにせよ、民族間の契約がなければ平和状態は確立されず、保障されもしない。そのためにも『平和連合』とでも名づけるような特別の連合がなくてはならない。これは『平和条約』とはべつのものであって、平和条約は一つの戦争を終わらせるだけであるが、平和連合は、あらゆる戦争を永遠に終わらせることをめざしている。」

- ⑥ 「言語と宗教は、自然が民族の混合をとどめ、分離しておくための二つの手段である。そのちがいのもとに、たがいに憎しみ合い、戦争の口実ともなるが、それが文化を引き上げ、より広い調和へと人間を近づける。平和は自由の墓地の上ではなく、活気ある競争のなかの均衡によって確保される。」（補説1）

- ⑦ 「戦争を起こさないための国家連合こそ、国家の自由とも一致する唯一の法的状態である。その状態にあってはじめて政治とモラルの一致が実現する。あらゆる国家戦略は、こうした一致をできるだけひろく打ち立てることにある。その目的を欠くと、国家政略にかかわる才知はすべて無知にひとしく、偽装された不正義でしかないだろう。」（付録（二）8）

オ カントの提言は、平和を一時的なものではなく、永遠のものにする

ためには、隣り合った国家はそれぞれ共和的でなければならず（そのためには「市民革命」が必要である）、また、そのような国家が平和連合を構築し、国際法を制定し、「一つの世界共和国」を目指さなければならないというものである。

第3予備条項は、「人間は同時に目的そのものであることを顧みずに、何びとによっても（神によつてすら）単に手段として使用され得るものではない」（カント『実践理性批判』（1788年）「第一部・第二編・第二章・五「純粹実践理性の要請としての神の現存」）というすでに確立した「目的そのものとしての人間」という概念に基づくものである。

カントの提言は、第一次世界大戦後、「国際連盟」の設立（1920年）によって具体化され、1928年のパリ不戦条約の締結を可能にさせた。ただ、パリ不戦条約は侵略戦争を違法化するにすぎないものとみなされ、また、国際連盟は弱体であり、第二次世界大戦を抑止することができなかった。

カントの提言は、第二次世界大戦後、1945年10月に発足した国際連合によって、再び具体化された。

アジア・太平洋戦争を終結させるにあたって、連合国は、ポツダム宣言により、一時的な平和ではなく、永遠平和のための条件を、日本政府に押し付けた。そして、日本国憲法のなかに、戦争の放棄と政教分離が永遠平和のための不可分の装置として組み込まれた。

4 日本の「戦後」の出発

(1) 連合国側の協議

ア 1941年8月14日、アメリカのルーズベルト大統領とイギリスのチャーチル首相は、大西洋会談において、「『ナチ』ノ暴虐ノ最終的破壊

ノ後兩國ハ一切ノ國民ニ對シ其ノ國境内ニ於テ安全ニ居住スルノ手段ヲ供與シ、且ツ一切ノ國ノ一切ノ人類カ恐怖及欠乏ヨリ解放セラレ其ノ生ヲ全ウスルヲ得ルコトヲ確實ナラシムヘキ平和カ確立セラルルコトヲ希望ス。」などの条項を含む「大西洋憲章」に調印した。

大西洋会談では、すでに国際連盟に代わる国際平和機構を創設するとの構想が示されていた。

イ 1943年10月、モスクワで開かれたアメリカ、イギリス、ソ連による外相会議で、「一般的安全保障に関する4か国宣言」が出され、第二次世界大戦後に国際的な平和機構を再建する構想が確認された。

ウ 1943年11月、アメリカのルーズベルト大統領、イギリスのチャーチル首相及び中華民国の蒋介石主席は、カイロにおいて会談し、12月1日、日本の無条件降伏など連合国の対日方針に関する宣言を行った。これが後のポツダム宣言に継承された。

エ 1944年8月～10月、アメリカのワシントンDCに、アメリカ、イギリス、ソ連、中華民国の代表が集まり、国際連合憲章の原案を作成した。

オ 1945年2月、アメリカのルーズベルト大統領、イギリスのチャーチル首相、ソ連のスターリン首相らが、ヤルタで会談し、大戦後の戦後処理について取り決めた。また、国際連合の安全保障理事会は、フランスを加えた5か国が拒否権をもつ安全保障理事国となることが合意された。

このほか、アメリカとソ連は、秘密協定を締結し、ドイツ敗戦後90日後のソ連の対日参戦等を合意した。

カ 1945年4月から6月にかけて、日本またはドイツに参戦している連合国50か国の代表が、国際連合設立のために、サンフランシスコに集まり、6月26日、50か国が国際連合憲章に署名した。ポーランド

はその後署名し、原加盟国51か国の一つとなった。そして、第二次世界大戦後の同年10月24日、国際連合が正式に発足した。

キ 1945年（昭和20年）7月～8月、ベルリン郊外のポツダムに、アメリカのトルーマン大統領、イギリスのチャーチル首相、ソ連のスターリン首相らが集まり、主としてドイツの戦後処理について協議した。会議日程中の7月26日、日本政府に対し、無条件降伏などを求めるポツダム宣言を発した。

ク 1945年（昭和20年）8月14日、閣僚および最高戦争指導会議構成員連合の天皇臨席の「御前会議」で、ポツダム宣言受諾を決定し、連合国に通告した。（佐藤達夫『日本憲法成立史第一巻』有斐閣、昭和37年、8頁～56頁。以下「佐藤成立I」などと略記する）

ケ 以上の大西洋会談ないしポツダム会談は、第二次世界大戦の戦後処理をどうするかという連合国側の協議を行ったものではあるが、戦後の世界を平和なものとし、第一次世界大戦後の平和への歩みを、さらに進める強い意思に支えられたものでもあった。

ポツダム宣言も、その後の対日処理方針、神道指令等も、世界の平和を実現しようとする大きな流れのなかにあったものである。

(2) ポツダム宣言等にみられる連合国側の「平和」への意思

ア ポツダム宣言は、日本政府に対し、無条件降伏を迫るものである。その4項は、「無分別ナル打算ニ依リ日本帝国ヲ滅亡ノ淵ニ陥レタル我儘ナル軍国主義的助言者ニ依リ日本国カ引続き統御セラルヘキカ又ハ理性ノ経路ヲ日本国カ履ムヘキカヲ日本国カ決意スヘキ時期ハ到来セリ」として、まず「軍国主義的助言者」が引き続き日本国を統治すべきか、それとも「理性の経路」を日本国が進むべきかを決意するときがきたとの認識を示す。

そして、その6項ないし12項に掲げる条件以外に選択肢はないとし

(5項), その6項において, 「吾等ハ無責任ナル軍国主義カ世界ヨリ駆逐セラルルニ至ル迄ハ平和, 安全及正義ノ新秩序カ生シ得サルコトヲ主張スルモノナルヲ以テ日本国国民ヲ欺瞞シ之ヲシテ世界征服ノ挙ニ出ツルノ過誤ヲ犯サシメタル者ノ権力及勢力ハ永久ニ除去セラレサルヘカラス」とする。これは, 「無責任な軍国主義が世界より駆逐されるまでは平和, 安全及び正義の新秩序を構築することができない」との立場にたつて, 「日本国国民を欺瞞し, 世界征服の挙に出るという過誤を犯させた者の権力及び勢力」は, 「永久に除去されなければならない」とするものである。

1945年(昭和20年)8月14日, このポツダム宣言を受諾した日本は, 平和を実現するために, 軍国主義者を永久に除去すべき義務を負うことから戦後を始めることになった。

イ 1945年(昭和20年)9月2日, 連合国と日本は降伏文書に調印し, ポツダム宣言の受諾が固定された。ただちに, 同日, 昭和天皇が, 「降伏文書調印に関する詔書」を発した。

降伏文書は, 冒頭において, ポツダム宣言を受諾するとし, 続いて日本国軍隊に対し無条件降伏を布告し, 敵対行為を直ちに終止することなどを命ずるとしている。

そのうえで, 「下名ハ茲ニ一切ノ官庁, 陸軍及海軍ノ職員ニ対シ聯合國最高司令官ガ本降伏実施ノ為適當ナリト認メテ自ラ発シ又ハ其ノ委任ニ基キ発セシムル一切ノ布告, 命令及指示ヲ遵守シ且之ヲ施行スベキコトヲ命ジ竝ニ右職員ガ聯合國最高司令官ニ依リ又ハ其ノ委任ニ基キ特ニ任務ヲ解カレザル限り各自ノ地位ニ留リ且引続キ各自ノ非戦闘的任務ヲ行フコトヲ命ズ」として, 日本政府は, 日本国官吏に対し, 連合国最高司令官が, 自ら発する, または委任に基づき発せさせる一切の布告, 命令及び指示を遵守すべきことを命ずるとしている。

ウ 1945年（昭和20年）9月11日、連合軍最高司令官の総司令部（General Headquarters：GHQ）は、東條英機ら戦犯容疑者39名に逮捕令を発した。マッカーサー元帥は、日本に赴任するとすぐに、東條以下の戦争犯罪人を逮捕するよう命じていた。

1946年（昭和21年）5月から1948年（昭和23年）11月にかけて、東京で極東国際軍事裁判が開廷され、「平和に対する罪」（A級犯罪）で23名が有罪となり、死刑判決を受けた7名は、1948年（昭和23年）12月23日、刑を執行された。

「平和に対する罪」に該当する行為があったとされた7名は、ポツダム宣言にいう「無分別ナル打算ニ依リ日本帝国ヲ滅亡ノ淵ニ陥レタル我儘ナル軍国主義的助言者」であり、また、「日本国国民を欺瞞して世界征服の挙に出るといふ過誤を犯させた権力及び勢力」（軍国主義者）であるとみなすことができる。

このほか、横浜、上海、シンガポール、マニラ等世界の50数カ所で、「通常の戦争犯罪」（B級犯罪）及び「人道に対する罪」（C級犯罪）の軍事法廷が開かれ、約1000名が死刑に処せられた。

エ 1945年（昭和20年）10月22日、GHQは、日本政府に対し、「日本教育制度ニ対スル管理政策」を発した（いわゆる「教育指令」の一つ）。

上記覚書は、教育内容については、①「軍国主義的及び極端なる国家主義的イデオロギーの普及を禁止すること、軍事教育の学科及び教練は凡て廃止すること」、②「議会政治、国際平和、個人の権威の思想及び集会、言論、信教の自由の如き基本的人権の思想に合致する諸概念の教授及び実践の確立を奨励すること」を前提に、批判的に検討、改訂、管理されるべきであるとしている。

オ 1945年（昭和20年）12月15日、GHQは、日本政府に対し、

「国家神道，神社神道ニ対スル政府ノ保証，支援，保全，監督並ニ弘布ノ廃止ニ関スル件」（いわゆる「神道指令」）を發した。

- ① 神道指令第1項本文は，「国家指定ノ宗教乃至祭式ニ対スル信仰或ハ信仰告白ノ(直接的或ハ間接的)強制ヨリ日本国民ヲ解放スル為ニ戦争犯罪，敗北，苦惱，困窮及ビ現在ノ悲惨ナル状態ヲ招来セル『イデオロギー』ニ対スル強制的財政援助ヨリ生ズル日本国民ノ経済的負担ヲ取り除ク為ニ神道ノ教理並ニ信仰ヲ歪曲シテ日本国民ヲ欺キ侵略戦争ヘ誘導スルタメニ意図サレタ軍国主義的並ニ過激ナル国家主義的宣伝ニ利用スルガ如キコトノ再ビ起ルコトヲ防止スル為ニ再教育ニ依ッテ国民生活ヲ更新シ永久ノ平和及民主主義ノ理想ニ基礎ヲ置ク新日本建設ヲ實現セシムル計画ニ対シテ日本国民ヲ援助スル為ニ茲ニ左ノ指令ヲ發ス」としている。

ここには，「国家指定の宗教ないし祭式に対する信仰あるいは信仰告白の直接的あるいは間接的強制」が「日本国民」に対してあったとの認識，「戦争犯罪，敗北，苦惱，困窮及び現在の悲惨な状態を招来した『イデオロギー』」に対して「強制的財政援助」があったために日本国民が経済的負担を受けていたとの認識，「神道の教理ならびに信仰」が「日本国民を欺き侵略戦争へ誘導するために意図された軍国主義的並びに過激な国家主義的宣伝に利用」されたとの認識が示されている。

そのうえで，日本国民が，再び，国家指定の宗教に対する信仰を強制されず，戦争犯罪等を招来した「イデオロギー」のための財政援助による経済的負担から免れ，また，再び，「神道の教理並びに信仰」が軍国主義的な宣伝に利用されないためには，再教育によって国民生活を更新し，「永久の平和及び民主主義の理想に基礎を置く新日本」の建設が必要であるとし，その実現のための計画に対し，日本国民を援助するために，「神道指令」を發するものであるということが示されている。

ポツダム宣言において，平和実現のためには軍国主義者を永久に除去

すべきであるとした連合国は、神道指令においてはじめて「永久の平和」を実現するためには、政治と宗教、とりわけ国家神道とを分離することが必須であるとして、神道指令を発するに至ったのである。

- ② 神道指令は、また、「日本政府、都道府県庁、市町村ないしはその官吏が、公的資格において、神道に対し保証、支援、保全、監督、弘布をすることは即刻停止しなければならない」、「神道及び神社に対する公の財源からする財政的援助やあらゆる公的要素の導入は即刻停止しなければならない」、「公地あるいは公園に設置された神社に対して公の財源よりする財政的援助も許されない」、「神道の教義、慣例、祭式、儀式あるいは礼式において、軍国主義的ないし過激なる国家主義的『イデオロギー』の如何なる宣伝、弘布も、即刻停止されなければならない」、「『国体の本義』、『臣民の道』ないし同種の官発行の書籍論評、評釈ないし神道に関する訓令等の頒布は禁止する」、「公文書ニ於テ『大東亜戦争』、『八紘一字』なる用語ないしその他の用語にして日本語としてその意味の連想が国家神道、軍国主義、過激なる国家主義と切り離し得ないものの使用は、即刻停止されなければならない」、「日本政府、都道府県庁、市町村の官公吏はその公の資格において、新任の奉告をなすために、あるいは政治の現状を奉告するために、あるいは政府ないし役所の代表として神道の如何なる儀式あるいは礼式たるを問わずこれに参列するためにいかなる神社にも参拝しないこと」などとしている。

ここでは、明治憲法の下、神道が政府等によって援助され、神道の教義、儀式等において軍国主義的な宣伝が行われ、「八紘一字」など国家神道、軍国主義などと切り離すことのできない用語が使用されていたとの認識が示され、そのうえでこれらを禁止するとしている。

- ③ 神道指令第2項（イ）では、「本指令ノ目的ハ宗教ヲ国家ヨリ分離スルニアル、マタ宗教ヲ政治的目的ニ誤用スルコトヲ防止シ、正確ニ同ジ機

会ト保護ヲ与ヘラレル権利ヲ有スアラユル宗教，信仰，信条ヲ正確ニ同ジ法的根拠ノ上ニ立タシメルニアル，本指令ハ嘗ニ神道ニ対シテノミナラズアラユル宗教，信仰，宗派，信条乃至哲学ノ信奉者ニ対シテモ政府ト特殊ノ関係ヲ持ツコトヲ禁ジマタ軍国主義的乃至過激ナル国家主義的『イデオロギー』ノ宣伝，弘布ヲ禁ズルモノデアル」として，神道指令の目的が宗教を国家から分離することであることを明らかにしている。

- ④ また，同項（ハ）は，「本指令ノ中ニテ意味スル国家神道ナル用語ハ，日本政府ノ法令ニ依テ宗派神道或ハ教派神道ト区別セラレタル神道ノ一派即チ国家神道乃至神社神道トシテ一般ニ知ラレタル非宗教的ナル国家的祭祀トシテ類別セラレタル神道ノ一派(国家神道或ハ神社神道)ヲ指スモノデアル」とし，同項（ニ）は，「宗派神道或ハ教派神道ナル用語ハ一般民間ニ於テモ，法律上ノ解釈ニ依テモ又日本政府ノ法令ニ依テモ宗教トシテ認メラレテ来タ(十三ノ公認宗派ヨリ成ル)神道ノ一派ヲ指スモノデアル」として，国家神道と宗派神道ないし教派神道とを区別して定義している。

「13の公認宗派」とは，1945年までの約40年間，政府によって公認されていた13の神道教派のことである。これに対し，1870年2月3日の「大教宣布の詔」によって神道を国教とする方向が打ち出され，信教の自由を認めた明治憲法の発布（1889年）後は，「神社は宗教ではない」との政府見解のもとに，軍国主義と結びついたのが「国家神道」である。

- ⑤ 上記のとおり，神道指令においては，「永久の平和」の実現のためには，国家と宗教との分離が必要であるとの認識にたち，そのうえで，日本においては軍国主義者が国家神道によって，日本国民を欺瞞し，世界征服の挙に出るといふ過誤を犯させ，膨大な数の人々を死に至らせたといふ歴史的事実を踏まえ，特に，国家神道との厳格な分離が必要であるとし

ているのである。

カ 1946年（昭和21年）1月1日、昭和天皇は、「新年ニ當リ誓フ新ニシテ國運ヲ開カント欲ス國民ハ朕ト心ヲ一ニシテ此ノ大業ヲ成就センコトヲ庶幾フ」という詔（いわゆる「人間宣言」）を發した。（佐藤成立Ⅱ・885頁）

そこでは、「朕ト爾等國民トノ間ノ紐帶ハ、終始相互ノ信賴ト敬愛トニ依リテ結バレ、單ナル神話ト傳説トニ依リテ生ゼルモノニ非ズ。天皇ヲ以テ現御神トシ、且日本國民ヲ以テ他ノ民族ニ優越セル民族ニシテ、延テ世界ヲ支配スベキ運命ヲ有ストノ架空ナル觀念ニ基クモノニモ非ズ。」として、天皇が神であるという觀念、日本國民が他の民族に優越する民族であるという排外主義、神である天皇に統治される日本國民が世界を支配すべき運命にあるとの「八紘一字」に示される軍国主義的、国家主義的なイデオロギーを、昭和天皇自ら否定している。

(3) 平和への世界史的潮流において制定された日本国憲法

現実の社会では、経済、民族、宗教その他の利害関係により、自衛あるいは正義という名目で戦争は絶えることなく続いていた。人々は、うち続く戦争で夥しい死者が出るという現実を前にして、好むと好まないにかかわらず、「平和」に向けて歩まざるをえなかった。人々は、「殲滅戦」に至らざるを得ない現代の戦争を前にして、「平和」への歩みを強制されていた（カント『永遠平和のために』第6予備条項）。

日本国憲法は、そのような歩みのただなかにおいて制定されたものである。

5 戦争放棄規定と政教分離規定の明文化

(1) 憲法制定経過

ア 日本政府は、ポツダム宣言の受諾により、「日本の民主主義的傾向の

復活強化」,「基本的人権尊重」,「平和政治」,「国民の自由意思による政治形態の決定」を実現する義務を負うことになった。また,教育指令や神道指令によって,宗教を国家から分離しなければならなくなった。

イ GHQは,ポツダム宣言第6項に基づき,1945年(昭和20年)9月11日,前記のとおり戦犯容疑者に対する逮捕令を発したが,同年10月4日には,特別高等警察制度を廃止して,内務大臣,警視総監,特高警察課員等を罷免すること,治安維持法等治安維持制度を廃止すること,それらの法令違反で勾留・投獄されている者を10月10日までに釈放することを要求する,いわゆる「人権指令」を発した。

さらに,1946年(昭和21年)1月4日には,国家主義的・軍国主義的な人物の公職からの追放を指示した(公職追放令)。

他方,日本の民間有識者の間では,1945年末から翌年春にかけて,憲法改正草案の作成が進行した。その代表例が1945年(昭和20年)12月26日に発表された憲法研究会の「憲法草案要綱」である。憲法研究会は,高野岩三郎(社会統計学,大原社会問題研究所所長,戦後初のNHK会長),鈴木安蔵(憲法学),森戸辰男(教育者),馬場恒吾(ジャーナリスト),室伏高信(評論家),杉森孝次郎(政治学者),岩淵辰雄(ジャーナリスト)らによって,1945年(昭和20年)10月29日に設立された民間の団体である。

ウ マッカーサーは,1945年(昭和20年)10月4日,人権指令を受けて退陣した東久邇宮内閣の無任所大臣であった近衛文麿と会談し,憲法改正の必要性を説いた。すでに同年9月21日,内大臣木戸幸一が昭和天皇から憲法改正問題につき調査を命じられており,近衛が,内大臣府御用掛として,憲法改正の調査に乗り出すことになった。(佐藤成立I・179頁)

同年10月13日,日本政府は,内大臣府における近衛らの憲法改正

に関する調査作業への反発もあり，政府として憲法に関する調査研究を開始することとし（担当大臣は松本蒸治国務大臣），同年10月25日，憲法問題調査委員会（松本委員会）を設置した（佐藤成立Ⅰ・191頁以下，252頁）。

松本国务大臣は，同年12月8日の帝国議会・衆議院予算委員会で，「天皇が統治権を総覧するという大日本帝国憲法の基本原則は変更しないこと」などの松本4原則を基本方針とする旨述べた。

1946年（昭和21年）1月，松本国务大臣は自ら私案を作成し（松本私案，佐藤成立Ⅱ・555頁），これをもとに「憲法改正要綱」（甲案，松本試案。佐藤成立Ⅱ・551頁）が作成され，さらに，これとは別に大幅な改正内容を入れた「憲法改正案」（乙案，佐藤成立Ⅱ・567頁）も作成した。同年2月8日，「憲法改正要綱」をGHQに提出した。提出した憲法改正要綱には，「天皇は至尊にして侵すべからず」，「軍の編制及び常備兵額は法律を以て之を定むるものとする」などの文言があった（佐藤成立Ⅱ・686頁）。

エ　ところが，同年2月1日，毎日新聞が「憲法問題調査委員会試案」をスクープ記事にした。記事の内容は，宮沢俊義委員が試みに作成した「宮沢甲案」にほぼ相当するものであった。新聞各紙は，これを「保守的・現状維持的」と非難した。（佐藤成立Ⅱ・647頁）

同年2月3日，マッカーサーは，憲法改正の必須要件（マッカーサー3原則）を，コートニー・ホイットニー民政局長に示して憲法改正案の作成を指示した。同年2月12日憲法改正草案は完成し，マッカーサーの承認を得た（マッカーサー草案〈GHQ草案〉）。

同年2月13日，2月8日に提出していた「憲法改正要綱」に対する意見を聴くためにGHQを訪れた松本国务大臣と吉田茂外務大臣は，ホイットニー民政局長から「マッカーサー草案」を手交された（佐藤成立

Ⅲ・33頁，47頁)。その際，現在の日本政府案を保持したままでは天皇の地位を保障することが難しいなどと言われた。

日本政府は，同年2月22日の閣議において，「マッカーサー草案」の事実上の受入れを決定した。

オ 同年2月26日，松本国务大臣らは，憲法改正草案の作成を開始し，同年3月2日には憲法改正案が完成し，同年3月4日GHQに提出された。佐藤達夫内閣法制局第一部長ら日本側とチャールズ・ケーディス民政局課長らGHQ側が逐条審議をした結果，3月5日，憲法改正案が確定した。同日，幣原首相と松本国务大臣が参内して昭和天皇に上記憲法改正案（3月5日案，佐藤成立Ⅲ・163頁）を奏上した。

同年3月6日，日本政府は，上記3月5日案を要綱化した「憲法改正草案要綱」（佐藤成立Ⅲ・188頁）を勅語や内閣総理大臣の談話とともに発表し，マッカーサーはただちにこれを承認支持するとの声明を発表した。

昭和天皇の勅語は，「ポツダム宣言ヲ受諾セルニ伴ヒ日本国政治ノ最終ノ形態ハ日本国民ノ自由ニ表明シタル意思ニ依リ決定セラルベキモノ」との前提にたち，国民の平和な生活の希求と戦争放棄の決意と基本的人権の尊重の「主義」に則り，「憲法ニ根本的ノ改正ヲ加ヘ以テ国家再建ノ礎ヲ定メムコト」を願い，日本政府が「朕ノ意」を体してこの目的を必ず達成するべきという内容であった（豊下楯彦「昭和天皇の戦後日本」岩波書店，2015年，21頁）。

カ 日本国憲法は，前記のとおり，マッカーサー草案がもとになっている。マッカーサー草案は，GHQの民政局が作成したものであるが，1945年12月26日に発表され，同月31日にGHQの参謀2部（G2）で英訳された憲法研究会の「憲法草案要綱」（佐藤成立Ⅱ・784頁）が反映されている。

憲法研究会の憲法草案要綱は、主権在民（日本国の統治権は日本国民より発す）、象徴天皇（天皇は国政を親^{みづか}らせず）、平等原則、言論学術芸術宗教の自由、生活権（健康にして文化的水準の生活を営む権利）、労働時間（最高8時間労働）、民主主義並びに平和思想に基づく人格完成社会道徳確立諸民族との協同など国民の権利義務や議会に関する規定が盛り込まれていた。

英訳された憲法草案要綱を詳細に検討したマイロ・E・ラウエル法規課長は、憲法草案要綱は、民主主義的で、賛成できるものと評価し、さらに、憲法の最高法規性、違憲法令審査権、最高裁裁判官の選任方法、刑事裁判における人権保障、地方公務員の選挙規定等の項目を追加して、「私的グループによる憲法改正草案（憲法研究会案）に対する所見」を作成し、1946年（昭和21年）1月11日、ホイットニー民政局長の署名をえた（いわゆる「ラウエル文書」。佐藤成立Ⅱ・831頁）。これが、マッカーサー草案に大きく影響し、日本国憲法につながっていく。

キ 1946年（昭和21年）4月10日、戦後初の衆議院選挙が行われた。憲法改正案は、当選した議員で構成された衆議院、及び貴族院でそれぞれ部分的に修正されて、同年10月7日、可決された。

同年10月16日、昭和天皇は、マッカーサーとの第3回目の会談において、「この度成立する憲法により、民主的新日本建設の基礎が確立された旨の御認識を示され、憲法改正に際しての最高司令官の指導に感謝の意を示」した（『昭和天皇実録』1946年10月16日の条）。

そして、同年10月29日に枢密院でも可決され、同日、昭和天皇が憲法改正を裁可した。同年11月3日、「日本国憲法」が公布された。

(2) 戦争放棄規定の明文化

ア 憲法研究会の憲法草案要綱には、「平和思想」への言及はあったが、戦争放棄の言及はなかった。

マッカーサー草案（1946年2月26日臨時閣議で配布した外務省仮訳）8条は、「国民ノ一主權トシテノ戦争ハ之ヲ廃止ス他ノ国民トノ紛争解決ノ手段トシテノ武力ノ威嚇又ハ使用ハ永久ニ之ヲ廃棄ス陸軍，海軍，空軍又ハ其ノ他ノ戦力ハ決シテ許諾セラルルコト無カルヘク又交戦状態ノ權利ハ決シテ国家ニ授与セラルルコト無カルヘシ」となっていた（佐藤成立Ⅲ・34頁）。

衆議院の帝国憲法改正小委員会（委員長芦田均）における修正を経て、最終的な文言は、「9条1項 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2項 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」となった。

イ 戦争放棄規定（9条）は、憲法前文と対比させると、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすること」を決意した日本国民が、「恒久の平和」を念願し、その具体的手段として明文化したものであることは明らかである。

「恒久の平和」に言及する前文を受けて、戦争放棄を規定したところに、カントの『永遠平和のために』の、特に常備軍の全廃をいう第3予備条項、正義であるかどうかを決定するのは戦争の結果でしかありえず、戦争は殲滅戦に陥るしかないとする第6予備条項との対応関係をみることができるとができる。

第3予備条項の理由として、「殺したり、殺されたりするための用に人をあてるのは、人間を単なる機械あるいは道具として国家（他人）の手にゆだねることであって、人格にもとづく人間性の権利と一致しない」としているのは、『実践理性批判』に示されたカントの「目的そのものとしての人間」の概念に基づくものである。これは憲法13条の「個人の

尊重」原則を根底から支えている考え方である。

第6予備条項は、防衛戦争のみが正義の戦争であるとするいわゆる「正戦論」が無限定に「征服戦争」に移行ないし転化することを見抜き、「戦争」それ自体の正当化を否定する「非戦論」を主張するものである。これは憲法9条が設けられた理由でもある。

第3予備条項や第6予備条項に示されている提言は、1928年のパリ不戦条約の「戦争非合法化」の思想を通し、日本国憲法9条においてはじめて「国権の発動としての戦争の永久放棄」という形になって表れた（深瀬ら前掲7頁，43頁）。

このように、憲法9条の背後に、人間を戦争の道具とすることを否定する考え方や正戦論を否定する考え方が基礎として据えられていることからすると、憲法9条は、「兵士にされない権利」、すなわち「戦争において殺すことを強制されず、また、殺されることを強制されない権利」を含意するものであると解することができる。

また、戦争が、互いに敵国の人間を、戦闘員・非戦闘員の区別なく多数の人間を殺すことを当然のこととする国家権力の作用であり、それが人間の尊厳に対する明白な侵害であることは否定できない。したがって、各個人は、自己の個人としての尊厳を確保しようとするれば、単に、自己が兵士にされて殺すことを強制されず、殺されることを強制されない権利だけではなく、他者が兵士とされて殺すことを強制されず、殺されることを強制されないことについて強い利害関係をもたざるを得ない。戦争において、自己のみならず他者においても、敵国の人間を「殺す」ことを強制されず、また敵国の人間に「殺されない」ためには、「戦争の放棄」そのものを定める憲法9条が、「選択すべき道として明快であり最もすぐれていると考えられる。」（広中俊雄「主題（個人の尊厳と人間の尊厳）に関するおぼえがき」『民法研究第4号』信山社，82頁以下）

ウ 憲法9条は、戦争を放棄し、戦力を保持しないとすることによって、平和への歩みを確かなものにしようとしている。

殊に、国家神道を利用して軍国主義者ないし国家主義者が日本国民を欺瞞して、世界征服の挙に出るといふ過誤を犯させたという歴史がある日本においては、天皇＝国家のために戦死した者を「英霊」として顕彰することを創建以来の教義とする靖國神社の「軍国主義的乃至過激ナル国家主義的」な要素を排除することが、平和へ歩むためには、必要不可欠な措置であった。したがって、平和への歩みのためには、戦争放棄規定を明文化するとともに、政教分離規定も明文化しなければならなかったのである。

(3) 政教分離規定の明文化

ア 憲法研究会の憲法草案要綱には、「宗教の自由」への言及はあったが、政教分離への言及はなかった。

マッカーサー草案19条は、「宗教ノ自由ハ何人ニモ保障セラル如何ナル宗教団体モ国家ヨリ特別ノ特権ヲ受クルコト無カルヘク又政治上ノ権限ヲ行使スルコト無カルヘシ」、「何人モ宗教的ノ行為、祝典、式典又ハ行事ニ参加スルコトヲ強制セラレサルヘシ」、「国家及其ノ機関ハ宗教教育又ハ其ノ他如何ナル宗教的活動ヲモ為スヘカラス」、また同草案83条は、「公共ノ金銭又ハ財産ハ如何ナル宗教制度、宗教団体若ハ社団ノ使用、利益若ハ支持ノ為又ハ国家ノ管理ニ服ササル如何ナル慈善、教育若ハ博愛ノ為ニモ充当セラルルコト無カルヘシ」となっていた（佐藤成立Ⅲ・36頁）。

日本国憲法20条は、ほぼマッカーサー草案どおり、「信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない」、「何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない」、「国及びその機関

は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない」となり、また89条は、「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない」となった。

イ マッカーサー草案の作成にあたり、アメリカ憲法修正1条など各国の政教分離規定や、また、日本の国家神道と軍国主義の結びつきの研究が参考にされた。

1791年12月に施行されたアメリカ憲法修正1条は、「合衆国議会は、国教を樹立、または宗教上の行為を自由に行うことを禁止する法律を制定してはならない」と規定する。これは、アメリカ合衆国が、イギリスにおいて宗教的に迫害された人々による「合衆国」であり、異なった宗教的背景をもった人々によって構成されたことを背景とするものである。

国家が特定の宗教を保護せず、複数の宗教が国家（政治）から自立しながら平等な地位を保障され、また個人および集団も宗教の選択と信仰の自由が保障されるとする原理は、「ライシテ」と呼ばれる（ジャン・ボベロ「世界のなかのライシテ」白水社、2014年、8頁）。ライシテという用語はフランスで形成され使用されてきたものであるが、この原理はフランスに限られない。ライシテの目的は、良心の自由、宗教的理由による差別の排除であり、その手段は国家の中立性、政治的権力と宗教的権力の分離である。ライシテの原理、考え方はヨーロッパ近世・近代において、市民の権利・利益を強調する思想・哲学の登場に伴い、国家を教会権力から分離させ、世俗化させる様々な動向のなかで次第に明確な概念となり、1787年のアメリカ合衆国憲法において「いかなる宗教的条件も、合衆国の公的職務や任務に就任するために必要とされることは

ない」とする規定によって、初めて憲法の明文となった。そして、修正1条によって「政教分離」が明文化されたのである。

1945年（昭和20年）9月2日にGHQに設置された民間情報教育局の宗教課は、神道指令の作成にあたり、2か月を費やして、日本の政府当局者や神官と議論を重ねた。民間情報教育局は、1946年9月22日付けで、すでに1943年に『近代日本と神道ナショナリズム』を出版し、神道研究者として知られていたD. C. ホルトム博士の神道に関する勧告書を受け取っていた。

日本国憲法20条及び89条は、マッカーサー草案をほぼそのまま明文化したものであるが、それは、信教の自由を確実にするためには宗教と国家の分離が必要であるとの認識が世界的に一般化しつつあったことに加え、日本にあっては事実上の国教たる国家神道が軍国主義と結びつき、世界征服の挙に出るという過誤に至らしめたという認識がGHQにもあり、また、憲法改正審議に臨んだ衆議院議員及び貴族院議員にもあったからである。

ウ ではなぜ、日本国民を欺瞞して世界征服の挙に出るという過誤を犯させることができたのか。神道指令を起草したGHQの民間情報教育局宗教課のW. K. バンス課長は、日本人の学者（岸本英夫博士）とホルトムの研究から学び、神道には政治的要素と宗教的要素があり、政治的要素は、「国家への完全な忠誠と服従をとりつけるという目的で政府によって作られたカルト」の形となる。また、宗教的要素は、「共同体の社会生活・宗教生活において重要な役割」を果たしている「庶民の農耕生活に密接に結びついた・・・各地の多様な儀式、慣習、祭祀」にみられるとしている（北原仁「占領と宗教 - 比較の中の政教分離原則（1）」、駿河台法学26巻2号）。神道のこのような政治的要素、あるいは政治的に利用される要素が、神道指令によって国家神道が排除される主たる要因であっ

た。

一般に、宗教は、超越的なもの、自分を越えたもの、非日常的なものとかかわる人の営みであり、それは、人々の癒しがたい苦しみや災厄を受け容れ可能なものに変容する補償機能と、人々を一つの集団にまとめる社会的統合機能を有する。

戦前の日本にあつては、「国家への完全な忠誠と服従をとりつけるという目的」で、神道を国教化し、その宗教としての補償機能と社会的統合機能を政治的に最大限に利用し、これによって、日本国民をして、統治権の総覧者である天皇が「現御神（^{あきつみかみ}現人神^{あらひとがみ}）」であるという「架空なる観念」を真理とし、あるいは真理であるかのように受け容れさせ、戦争で死ぬと靖國神社の「英霊」となるという「架空なる観念」を真理とし、あるいは真理であるかのように受け容れさせた。

「架空なる観念」を文字通り架空のものであると認識する人々もいるが、多くの日本人には、これらの「架空なる観念」が超越的なものとかかわりがあるのではないかという漠然とした認識、心理のもとに、これら「架空なる観念」に対する漠然とした尊重、あるいは尊重の態度をとらないことに対する漠然とした畏れがあり、こうした人々に対してこそ、国家神道の補償機能と社会統合機能が有効に機能し、「架空なる観念」を真理とし、あるいは真理であるかのように受け入れさせることになった。

エ 憲法の政教分離規定は、日本においては、国家神道と国家を分離しなければ、精神的自由権そのものを保障することができず、また、国家神道を温存させたのでは平和への歩みが覚束ないために、特に設けられたのである。戦争放棄、戦力不保持と国家神道の除去が、日本においては、人権の保障と平和への歩みのためには絶対条件であった。このため、憲法20条1項後段、3項、89条は、「ライシテの原則の厳密な確立」を含むものとなったのである（ジャン・ボベロ「世界のなかのライシテ」

白水社，2014年，91頁，124頁）。

第2 本件靖國参拝の意味

1 靖國神社の機能

(1) 靖國神社に合祀されている人々

ア 靖國神社は，戦争で死んだ人を「英霊」として祀る神社である。しかし，戦死者すべてを祀るのではなく，戦死者のうち，特定の基準で選ばれた，一部の戦死者を祀るにすぎない。

イ 靖國神社規則（昭和21年4月1日。甲10）の第2条は「国事ニ殉セラレシ御霊」を「祭神」とするとしている。宗教法人靖國神社規則（昭和27年9月30日。甲12）の第3条は，「祭神の遺族その他の崇敬者」を「教化育成」することを目的とするとしている。

「国事ニ殉セラレシ御霊」として合祀され祭神とされている人は，戊申戦争によって死亡した倒幕軍（官軍）側の人々，西南戦争によって死亡した新政府軍側の人々，日清戦争，乙未戦争（靖國神社は「台湾征討」と呼称している），北清事変（1900年の「義和団事件」を契機とする日本など諸国の中国に対する戦争），日露戦争，第一次世界大戦，濟南事変（1928年の中国・日本の武力衝突），満州事変，日中戦争（靖國神社は「支那事変」と呼称している），そして，アジア・太平洋戦争（靖國神社は「大東亜戦争」と呼称している）によって死亡した日本人軍人軍属の死者合計246万6532人である（2004年10月17日現在）。

ウ アジア・太平洋戦争で死亡した人の総数は2000万人以上であり，このうち日本人は310万人である。このうち，213万3915人の「日本人」が，軍人軍属として従軍した台湾，朝鮮の人々，沖縄の地上戦で亡くなった民間人も含め，「国事ニ殉セラレシ御霊」とされ，「祭神」として合祀されている。

靖國神社には，日本軍によって殺された夥しい数の人々は合祀されて

いないし、また、空襲や原爆によって殺された日本人も合祀されていない。

エ 他方、1959年（昭和34年）からは、国際軍事裁判所条例及び極東国際軍事裁判所条例における戦争犯罪類型B項（通例の戦争犯罪）またはC項（人道に対する罪）に該当する犯罪で処刑された者（いわゆる「BC級戦犯」）の合祀が開始された。

また、1978年（昭和53年）10月には、ポツダム宣言6項に基づき極東国際軍事裁判所条例5条（イ）項により定義された戦争犯罪類型（平和に対する罪）に該当するとして、1948年（昭和23年）12月23日に処刑された7名を含むいわゆる「A級戦犯」14名が合祀された。

戦争犯罪者であっても、「国事ニ殉セラレシ御霊」に該当するとして合祀されるに至ったものである。

オ このように、靖國神社に祭神として合祀されている人は、「天皇」や「国家」に殉じたとみなされた人である。靖國神社に合祀されるかどうかの基準は、「戦争」によって死亡したかどうかだけではなく、「敵か味方か」という論理に基づき、戦争において、「天皇」のため、「国家」のために死亡したかどうかである。

したがって、靖國神社は、その合祀基準からみても、合祀されている人からみても、「平和」の対極にある「戦争」の論理に基づく、「戦争のための施設」そのものである。

(2) 「悲しみの錬金術」あるいは「英霊サイクル」

ア 靖國神社には、246万人の「英霊」が「祭神」として祀られている。多くの遺族が、戦争で死亡した親しい人々が「英霊」であり、また「祭神」であるという観念を受け容れているかのように見えるのは、国家神道の宗教としての補償機能が、いまだに十分に働いているからである。

イ 東京招魂社を「靖國神社」と改称し、「別格官幣社」に列した際の「祭文」(甲 8)には、「内外の国の荒振寇等を刑罰め、不服人を言和し給ふ時に、汝命等の赤き直き真心を以て、家を忘れ身を擲て、各も死亡にし其大き高き勲功に依てし、大皇国をば安国と知食す事そと思食すが故に、靖國神社と改称へ、別格官幣社と定奉りて」とあり、真心に基づく挺身により天皇制国家を守った死者の勲功に、改称の根拠を求めている。

この天皇と国家のために戦死したことを功績(勲功)とする靖國神社の教義が、戦後の靖國神社に受け継がれていることは、「国家のために一命を捧げられた方々を慰霊顕彰すること」が靖國神社の唯一の目的であると自ら表明していることでも明らかである(甲 22・3頁)。

靖國神社に戦没者を英霊とし、祭神として合祀することは、自然の情としての「追悼」や宗教的な「慰霊」にとどまらず、戦死を政治的に「顕彰」することを意味する。

人々の癒しがたい苦しみや災厄を、受け容れ可能なものに変容するという宗教の補償機能は、靖國神社にあっては、「顕彰」を介して、具体的に次のように働く。

ウ すなわち、「追悼」は、他者の死を、残された者が「追って」「悼む」、つまり後から死のイタミ(痛み=悼み)を共にする行為であるから、必然的に悲しみの感情、喪の感情のなかにある。

これに対して、戦没者の「顕彰」は、国のために死んだ当の死自体を偉業として褒め称える行為であるから、悲しみではなく、むしろ喜びの感情のなかにある。1934年の「靖国会」論争において、靖國神社の賀茂百樹宮司は、戦死した兵士は、「陛下の万歳を叫んで」死んだのであり、「国家の大生命に合一した大安心、大歓喜」を抱いている。そのうえ、「勅裁」つまり天皇の裁可によって祭神となったのだから、兵士の霊も

遺族も「臣子たるものの最高至上の名誉として感泣すべき」なのであるとした。こうして、自然の情としての戦死に対する悲しみ、悼みは、「最高至上の名誉」として喜びに転化させられる。遺族の悲しみは、靖國神社への合祀によって、喜びに転化される。これが「悲しみ」を「喜び」に転化する靖國神社の「悲しみの錬金術」である（甲 22・3頁，4頁）。

そして、「天皇のため」「国家のため」の戦死が「最高至上の名誉」であるとの観念を，遺族のみならず，多くの日本国民が受け容れると，つぎには，「天皇のため」「国家のため」，自ら進んで戦地に赴き，戦死することが「最高至上の名誉」であるとの観念が形成される。戦死した者が「英霊」として顕彰されるとの観念は，「英霊」として顕彰されるために戦死するという観念に反転する。そして，靖國神社に合祀されている「英霊」は，生きている人に対し，「英霊」となるべく，「天皇のため」「国家のため」の戦死を呼びかける。こうして「英霊のサイクル」ができあがり，人々はそのサイクルの外に出ることが困難となる。

(3) 「欺瞞」のための教育，儀式等の装置

ア 「英霊のサイクル」を形成し，日本国民をこのなかに囲い込むために，「無責任な軍国主義ないしその権力及び勢力」が，本書面第3章で詳述する「軍国主義的又は過激な国家主義的宣伝」（政府広報）によって，「日本国民を欺瞞し，これをして世界征服の挙に出るという過誤を犯させた」。

日本国民は，学校，地域，神社，勤務先その他あらゆる場所で，天皇と天皇の祖先とされている人への敬意の表明を直接，間接に強制され，全世界を天皇を親とする一つの家とするとの観念を吹き込まれ，天皇のために死ぬことは「最高至上の名誉」と教えられた。

イ 「軍国主義的又は過激な国家主義的宣伝」（政府広報）は，「天皇・国体に関するもの」，「宗教・靖國神社に関するもの」，「教育に関するもの」，「治安維持に関するもの」，「戦争・聖戦に関するもの」に分けることが

できる。

本書面第3章では、この分類によって内心の自由な形成を阻害し、信教の自由の確保を脅かし、結果として日本国民をして、「架空なる観念」を真理とし、あるいは真理であるかのように受け入れさせ、「英霊のサイクル」に閉じ込めるに至った具体的な政府広報の内容を詳述している。

ポツダム宣言を受諾しただけでは、日本国民は官民をとわず、「架空なる観念」の呪縛から自ら解くことが困難であった。だからこそ、GHQは、神道指令を発せざるを得ず、また、マッカーサー草案には、政教分離が明記されたのである。

したがって、憲法20条が「国及びその機関」に対して禁止している「宗教教育その他のいかなる宗教的活動」のなかには、戦前においてみられた「神道の教理並びに信仰を政府が政治的な宣伝（政府広報）に利用すること」が含まれていると解され、天皇や内閣総理大臣が、天皇＝国家のために戦死した者を英霊として顕彰する靖國神社に参拝するなどの行為は、上記のような政府広報の最たるものとして憲法20条が禁止しているものと解されなければならない。

2 安倍内閣総理大臣の参拝の意味

(1) 靖國神社の機能の維持強化

ア 靖國神社が合祀しているものが「国事に殉じた人々」の「英霊」であることは、戦前も、また、法形式上は一宗教法人となった戦後も同じであり、また、合祀することや合祀されている「祭神」を参拝する行為が、「国事に殉じたこと」を顕彰するものであることは、戦前も戦後も同じである。

たとえば、1999年当時の湯澤貞宮司の「このお社がほかのお社と違うところは、国のために亡くなった方たちには国家が手を差しのべる

べきではないかという希望がありまして、将来、もし国がそういうことができれば、私どもは国へお返ししたいという希望があるわけです」との発言（『産経新聞』1999年11月2日付夕刊）は、靖國神社が、戦後も、旧日本軍の神社としての「国家的性格」を捨ててはおらず、とりわけ「合祀」と「顕彰」という核心的行為への意味づけにおいて、戦前・戦中と本質的な同一性を維持し続けている神社であることを示している（甲22・5頁）。

イ 靖國神社が他の神社と異なることは、その歴史観にみることができる。靖國神社編集発行の『遊就館図録』によれば、遊就館の「使命」は二つあり、一つは「殉国英霊の慰霊顕彰」であり、もう一つは「近代史の真実を明らかにすること」である。

「近代史の真実」とは何か。『遊就館図録』によれば、日本軍の戦争は、「我が国の自存自衛のため、更に世界史的に視れば、皮膚の色とは関係のない自由で平等な世界を達成するため、避け得なかった」戦いであり、正当な戦争であったということである。靖國神社が1978年までにA級戦犯、BC級戦犯の戦犯刑死・獄死者を合祀したのも、そうした歴史観からすれば、戦犯刑死・獄死者は、「連合軍（アメリカ、イギリス、オランダ、中国など）の形ばかりの裁判によって一方的に”戦争犯罪人”という、ぬれぎぬを着せられ、むざんにも生命をたたれた千六十八人の方々」ということになるからである（甲22・5頁）。

そこには、カントの『永遠平和のために』の第6予備条項において示された、戦争は殲滅戦となるが故に「正当な戦争」なるものは存在しえないという指摘、そして、その後の世界が紆余曲折を経ながらも、戦争そのものを非合法化するという平和への歩みをくみ取ることのない、独自の歴史観をみることができる。

ウ 靖國神社は、現在もなお、合祀されている者の遺族の「イタミ＝悼み

・痛み」を「喜び」とし、戦死を「最高至上の名誉」と受け容れさせる機能を果たし、遺族のみならず日本国民一般を「英霊のサイクル」に閉じ込めようとしている。

内閣の代表たる内閣総理大臣が、靖國神社を参拝することは、このような靖國神社の存在及び機能を援助、助長し、強化するものである。安倍首相の本件参拝が公人としての参拝であることを外形上否定することはできない。テレビ、新聞等で、本件参拝の様子を見た人々が、本件参拝を、安倍首相個人の私的なものであるとはだれも思わない。しかも、安倍首相は、参拝当日の首相官邸ホームページにおいて、「安倍内閣総理大臣の談話～恒久平和への誓い～」を公表し、その冒頭で、「本日、靖國神社に参拝し、国のために戦い、尊い命を犠牲にされた御英霊に対して、哀悼の誠を捧げるとともに、尊崇の念を表し、御霊安らかなれとご冥福をお祈りしました」と、参拝の目的を説明し、自らの参拝が「国のために戦い、尊い命を犠牲にされた御英霊」に対して「尊崇の念」を表わす行為、すなわち「顕彰」行為であることを公にしている（甲22・7頁）。

戦前にあって、例大祭などにおける天皇や首相の靖國神社参拝の姿が、新聞等を通じて日本国民に示され、ラジオがその臨場感を国民に伝えた。本件参拝においては、テレビ等によって戦前とは比較にならないほど、迅速、広範に、参拝する安倍首相の姿と安倍首相の談話が内外の人々に伝えられた。

参拝する安倍首相の姿をみて、靖國神社ないしこれに合祀されている祭神が崇敬の対象であると思う人もいるだろうし、まったくそうは思わない人もいるだろう。多くの方は、靖國神社ないしこれに合祀されている祭神に対し漠然とした尊重の念を抱き、あるいは、尊重の態度をとらないことに対する漠然とした畏れの念を抱くことになるだろう。宗教に対する漠然とした尊重あるいは畏れが宗教の核であり、安倍首相の本件参拝

は、この宗教の核を通じて、国民を「英霊のサイクル」にとりこんでいくのである。

こうして、公人中の公人たる内閣総理大臣の靖國神社参拝は、靖國神社が、他の神社や他の宗教施設とは別の特別の施設であるとの意識を国民に印象づけ、靖國神社に対する特別の尊重ないし畏れを抱かせることによって、靖國神社の主張や機能を補強するものとなっている。ことに、従前から国家主義的、復古主義的な主張を繰り返してきた安倍首相の参拝は、その基本姿勢において共通する靖國神社にとってはこれ以上ない援護であった。

(2) 平和との関係

ア 安倍首相は、本件参拝に際しての談話の副題を「恒久平和への誓い」とし、談話のなかで、「日本は、二度と戦争を起こしてはならない」、「日本は、戦後68年間にわたり、自由で民主的な国をつくり、ひたすらに平和の道を邁進してきました。今後もこの姿勢を貫くことに一点の曇りもありません。世界の平和と安定、そして繁栄のために、国際協調の下、今後その責任を果たしてまいります」と述べている。

しかし、安倍内閣は、本件参拝（2013年12月26日）に先だって、2013年（平成25年）12月6日、日本の安全保障に関する情報のうち「特定秘密」にあたる情報については漏洩した者を罰するなど、平和に関する重要な情報を国民の目から秘匿する「特定秘密保護法」を成立させ、本件参拝後の2014年（平成26年）7月1日には、「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」と題する文書を閣議決定し、それまでの政権が憲法9条との関連から認めてこなかった「集団的自衛権の行使」を容認した。これらは、主権者が国民であること、したがって安全保障に関する情報が国民に帰属するものであることを無視し、また、「自衛のための戦争」は「正しい

戦争」であるとして、「非戦」を明文化した憲法9条を否定するものである。

そして、安倍内閣は、国民の多くの反対を押し切って、また多くの学者が憲法に反するとする「国際平和支援法案」など「安保法案」と称する一連の法案を、2015年（平成27年）9月19日未明、参議院本会議で、手続的には無効の疑いが濃厚であるが、形式上は可決・成立させた。

イ ここにおいて、本件参拝の性質が一層明らかになった。すなわち、「戦後レジームからの脱却」を政治的信条とする安倍首相においては、戦没者の顕彰施設である靖国神社の存在とその機能を一層強化し、「天皇のため」「国家のため」に死ぬことが「最高至上の価値」であることを国民に教え込むこととともに、自衛のための武力行使の発動を容易ならしめ、自衛と称する戦争を可能とすることが、「戦後レジームからの脱却」の不可欠の要件であり、本件参拝と安保法案の成立は表裏一体のものであるということである。

以上から、安倍首相が唱える「戦後レジームからの脱却」の内実は、もはや明らかである。ポツダム宣言、降伏文書、教育指令、神道指令、そしてこれらを介して日本国憲法に結実した戦争放棄規定及び政教分離規定を改悪すること、それが叶わないのであれば、具体的な行為によってこれらの規定を有名無実にすること。これが安倍首相の「戦後レジームからの脱却」にほかならない。

ウ 原告らが、本件参拝について、特に、平和の問題に言及し、平和的生存権が侵害されていると訴えているのは、本件参拝が、原告らの内心の自由を侵害するというだけでなく、それが、平和のための制度として措定された政教分離規定ならびに戦争放棄規定そのものを破壊するものであるからである。

安倍首相は本件参拝に際して「平和」に言及し、また、安保法案の説明に際して「平和」に言及している。しかし、その実際の行動は、カントの提言以来の世界における平和への歩みや、その歩みを結実させている日本国憲法とは相容れないといわなければならない。

第2章 加害行為・違法性論

本章においては、本件参拝行為が国賠法1条1項の「職務行為」に該当し、また、憲法20条3項の宗教的活動に該当し、かつ、憲法20条1項後段の特権付与にあたること、並びに、被告靖國神社の本件参拝受入れが被告安倍との共同不法行為にあたることを述べる。

第1 本件参拝の職務行為性

1 職務行為性の判断基準

国賠法1条1項にいう「職務を行うについて」とは、公務員による加害行為が職務行為を構成する場合のほか、職務執行の手段としてなされる場合や、職務内容と密接に関連し職務行為に付随してなされる場合も含む。

そして、当該公務員が主観的に権限行使の意思をもってする場合に限らず、私的な目的や意図をもってする場合でも、客観的に職務行為の外形を備えている場合には、これに該当する。また、職務行為の外形を備えた行為であるか否かについては、当該行為（本件では、本件参拝）のみならず、その前後の状況等をも総合して判断すべきである（同旨・大阪高等裁判所2005年（平成17年）9月30日判決・訴訟月報52巻9号2979頁）。

以下、この観点から、本件参拝が「職務行為の外形を備えた行為である」ことを示す重要な事実を指摘する。

2 本件参拝の態様、及び直前・直後の状況

(1) 本件参拝の態様

本件参拝の態様は次のとおりである。

被告安倍は、モーニング姿で公用車に乗り、首相官邸を出発し、帰りも公用車を使用した。

参拝にあたって、被告安倍は、拝殿から本殿へ移動し、神道形式の正式な二礼二拍手一礼を行い、「内閣総理大臣 安倍晋三」と記帳し、本殿に「内閣総理大臣 安倍晋三」と記載した札を掛けた生花一对を奉納した（甲1の2，甲1の4「ドキュメント」，甲1の7，甲3の4）。

本件参拝の上記態様からだけみても、それが客観的に内閣総理大臣の職務行為としての参拝であることは明らかである。

(2) 本件参拝直前の行動

本件参拝直前、被告安倍は次の行動をとっていた。

被告安倍は、本件参拝前日の12月25日夜、靖國神社を参拝することを韓国政府に通知し（甲4の14，甲4の1），参拝当日の午前には、アメリカ合衆国政府に対しても参拝することを事前に通告した（甲2の4）。

また、被告安倍は、与党である自民党の石破幹事長及び公明党の山口代表にも参拝することを電話で連絡している（甲2の1，甲3の8，甲4の3，甲1の4）。

私的な参拝であれば、予めこのように対外的、対内的に政府機関・政権与党に通知することが必要とは考えられない。本件参拝が国家を代表する内閣総理大臣の職務行為としての参拝であったことは、この点からも明白である。

(3) 首相官邸，政権与党の連携

さらに、本件参拝当日の午前10時35分ころ、首相官邸は、本件参拝に先立って、被告安倍の靖國神社参拝日程を発表した（甲14・44頁）。

その上で、被告安倍は、午前11時30分ころ、黒塗りの公用車で、発表によって駆けつけた国内外の報道陣ら100人以上が待ち受ける中、靖國神社に到着した（甲3の2）。

同時刻ころ、自民党の石波茂幹事長が、自民党本部で記者団に、「政権発足1年の節目に平和を願い、国のために殉じた御霊に哀悼の意を表する思

いで参拝を決意された」,「首相は6年前の政権のときに参拝できなかったのは、痛恨の極みであるという強い気持ちがあった」と述べた(甲1の2, 甲1の4, 甲14・45頁)。

私的な参拝であれば、首相官邸や政権与党は黙っておればよい。参拝の予定や意図をわざわざ公表したのは、国を代表する内閣総理大臣としての重要な職務であったことを物語っている。

(4) 大々的報道

内外の新聞・テレビ等報道機関は、被告安倍の靖国神社への到着、本殿での参拝、参拝後の神社内での記者会見等、その動静を大々的に報道した(甲1の1ないし甲5, 甲14・45頁)。

内外の多数の報道機関が重大な関心をもって取材し、広く国内外に報道したことは、本件参拝が、被告安倍の個人的・私的な参拝などではありえず、政治状況に大きく影響する国の代表としての職務行為であったことの反映に他ならない。

3 本件参拝に至る経緯

時間軸を伸ばし、被告安倍が本件参拝に至るまでの経緯を検討しても、職務行為性は明らかである。

(1) 自民党総裁・内閣総理大臣就任前の発言

被告安倍は、二度目に内閣総理大臣に就任する前の自民党総裁選挙時から、「(2006年～2007年の第一次安倍内閣の)首相在任中に参拝できなかったことは痛恨の極み」(2012年9月14日総裁選中の共同記者会見にて)と発言していた(甲1の10)。また、同年11月30日首相就任前の党首討論会でも、「前回の首相在任中、靖国神社に参拝できなかったことは痛恨の極みだ。国のリーダーが国のために命をかけた英霊に尊崇の念を表すことに外国からクレームをつけられるいわれはない」と、

わざわざ「国のリーダー」の参拝であることを強調していた（甲４の２）。

(2) 内閣総理大臣就任直後の発言

２０１２年１２月２６日、第二次安倍内閣が発足し、被告安倍が内閣総理大臣に就任した。そのわずか１か月余り後、被告安倍は２０１３年２月７日の衆議院予算委員会で、「第一次内閣で参拝できなかったことは痛恨の極みだ」と答弁している（甲３の８）。また、同年１０月２２日衆議院予算委員会においても、「私は第一次安倍政権の任期中に参拝できなかったことは『痛恨の極みである』と申し上げた」と答弁した（甲４の２）。

(3) 本件参拝直前の行動

そして、２０１３年１２月２３日、いよいよ３日後に靖國神社に参拝することを決めた被告安倍は、今井尚哉秘書官を東京・富ヶ谷の私邸に呼び、参拝当日の段取りや参拝後の談話、各国への説明などについて、打合せをした（甲４の１５）。

(4) 自民党内部での慎重論

自民党の額賀福志郎日韓議員連盟会長は、本件参拝前に、被告安倍に電話をし、「北東アジア情勢が不安定になる中で、特に日韓関係が大事だ。思いとどまってほしい」と要請した。しかし、被告安倍は、「靖國神社には参拝したいと言ってきたことは、国民との約束でもあり、決断した」と述べ、上記要請に応じなかった（甲３の６）。

(5) 本件参拝後の発言

被告安倍は、本件参拝後、「『痛恨の極み』と述べて私は総裁に選出され、首相になった」と記者団に語り（甲１の１０）、菅内閣官房長官も２６日午後の記者会見で、以下のように答えた。

記者の「長官はずっと、政権１周年とか、政権として実績を積み重ねてきたとおっしゃっていましたが、今回の参拝は実績にあたるのですか」の質問に対し、菅官房長官は、「少なくとも、安倍総理は、自民党総裁選挙、

または衆議院の総選挙を通じてですよ、国民の皆さんに対して、総理大臣としての任期中に靖國を参拝することができなかったことは痛恨の極みであるということをですね、国民の皆様にも約束をしてきました。まそういう意味では、国民の皆様にも約束してきた、そういう思いも私はあったんだろうというふうに思います。」と答えた。

これを受けて、菅官房長官は、「安倍政権としてどう実績なんですか」との記者の質問に対し、「だから、総理大臣としてもそうした発言を様々な機会でもしてきたんじゃないでしょうか。」と答えた。

さらに、記者が「政権全体としても国益にかなったことだったというふうにお考えなんですか。」と質問したのに対し、菅官房長官は、「それはあの、そうした国民の皆様にも約束したことを一つ一つしっかりと果たしていく、ということじゃないでしょうか。」と答えた（首相官邸ホームページ・内閣官房長官記者会見の動画「平成25年12月26日（木）午後」）。

(6) まとめ

以上の経緯からすると、被告安倍は内閣総理大臣に就任した時には、靖國神社に参拝することを国民に公約していたものであり、本件参拝は、その公約の実行として行ったものと明確に意識し、発言していた。政権内部でもそのように理解していたことは明らかである。本件参拝が内閣総理大臣の職務行為としてのものであることは、この点からも疑いを容れる余地がない。

4 本件参拝の動機ないし目的

(1) 本件参拝後の談話

本件参拝終了後、被告安倍は「恒久の平和への誓い」なる談話を英語、中国語、アラビア語、フランス語、ドイツ語、韓国語、ロシア語、スペイン語付きで発表した。被告安倍は上記談話で以下のように述べ、また、記

者団の質問に以下のように答えている（首相官邸ホームページ・平成25年12月26日安倍内閣総理大臣の談話，甲1の8，甲4の10）。

- ①「本日，靖國神社に参拝し，国のために戦い，尊い命を犠牲にされた御英霊に対して，哀悼の誠を捧げるとともに尊崇の念を表し，御霊安らかなれとご冥福をお祈りしました。」
- ②「私が安倍政権の発足した今日この日に参拝したのは，…政権1年の歩み…をお伝えするためです。」
- ③「戦場で散った英霊のご冥福をお祈りし，リーダーとして手を合わせる。世界共通のリーダーの姿勢だ」（甲4の10）。
- ④ 本件参拝後に会った自民党議員が「いいタイミングでしたね」と水を向けると，被告安倍は「1周年だからね」と言った（甲4の8）。

(2) 日本を代表する地位にある者としてのメッセージ

被告安倍の上記談話は，8か国語もの外国語訳でも発表されている。被告安倍が海外に向けて，日本を代表する地位にある者のメッセージとして発信したことが明らかである。

(3) 発言や談話の公的性格

被告安倍の参拝前後の発言や前記談話には，靖國神社に祀られている特定の「祭神」との血縁関係その他の関わりなど，私的・個人的な動機を述べている部分は存在しない。

かえって，語られている本件参拝の動機・目的は，一国の「リーダー」として，「政権1年の歩み」を，「英霊」に「伝える」ためであり，また，「戦場で散った英霊」に「哀悼の誠を捧げるとともに尊崇の念を表し，御霊安らかなれとご冥福をお祈り」するものであり，さらには，参拝したことそれ自体を内外に向けて広く発信することであった。

「政権1年の歩み」を「英霊」に「伝える」という動機・目的に基づき靖國神社を参拝する行為は宗教的行為そのものである。神道指令1項（ワ）

は、「日本政府，都道府県庁，市町村ノ官公吏ハソノ公ノ資格ニ於テ新任ノ奉告ヲナス為ニ或ハ政治ノ現状ヲ奉告スル為ニ或ハ政府乃至役所ノ代表トシテ神道ノ如何ナル儀式或ハ礼式タルヲ問ハズ之ニ参列スル為ニ如何ナル神社ニモ参拝セザルコト」としていたが，被告安倍の本件参拝には，国家と神道との結びつきとして最も忌避されるべき「政治の現状の奉告」という意味合いも含んでいる。

被告安倍が語った上記動機・目的から判断しても，内閣総理大臣就任からちょうど1年の節目に，就任前にした公約を果たすために本件参拝が行われたことは明らかである。

5 結論

以上を総合すると，本件参拝は，行為の外形において，内閣総理大臣としての「職務を行うについて」なされたことは疑いの余地がない。

第2 政教分離原則違反－本件参拝の違憲性

1 政教分離原則の立法事実

新憲法の政教分離原則は，半世紀以上にわたって対外戦争を重ね，多数のアジア諸国民を死に追いやったばかりか，自国民をも塗炭の苦しみに追い込んだかつての歴史の深い反省の上に立って導入された。その眼目は，戦争の精神的推進力となった国家神道と国家を厳格に分離すること，又それによって軍国主義の精神的土壌を根絶することにある。この立法事実からして，日本国憲法における政教分離原則は，信教の自由だけではなく，その他の精神的自由権，さらには平和的生存権をも保障する重要な憲法原則である（本書面の第1章「総論」，第1「戦争放棄規定と政教分離規定」，5「戦争放棄規定と政教分離規定の明文化」）。

2 本件参拝の政教分離原則違反

(1) 内閣総理大臣の職務としての参拝は、国による宗教活動そのもの

すでに詳細に指摘したとおり、内閣総理大臣である被告安倍が、その資格で靖國神社を参拝したことは、被告国、または少なくともその機関による宗教的活動と言わざるを得ない。

国及びその機関の宗教的活動は、憲法20条3項が明文で禁止している。国やその機関が宗教的活動を行うことは、国家の非宗教性（津地鎮祭最高裁大法廷判決）から最も避けなければならない事柄である。

本件参拝の政教分離原則違反は明らかである。

(2) 目的効果論によっても、禁止された宗教的活動に該当する。

(一) 靖國神社の性質

被告安倍が参拝した靖國神社を設置、管理する被告靖國神社は、宗教法人法2条にいう、「宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする礼拝の施設を備える神社」に該当する宗教団体であって、同法に基づき設立された宗教法人である。

(二) 本件参拝の目的

被告安倍は、宗教団体である被告靖國神社の備える礼拝施設である靖國神社において、しかもその祭神の神体を奉安した本殿に昇殿して、祭神に対し、神道形式の二礼二拍手一礼する方式で参拝した。この拝礼方式は、客観的に見れば、祭神に対する強い畏敬崇拝の念を強く表現したものである。被告安倍としても、当然、祭神に対する畏敬崇拝の念を表すという明確な目的意識をもって参拝したものである。この点だけでも、本件参拝は、極めて強度の宗教性を帯びた行為であった。

なお、付言すれば、被告安倍が私的・個人的に、祭神として祀られている親族の戦没者、あるいは戦没した親しい知人等に参拝したとの

説明をしたこともなく、またそのような事情も一切窺えない。

(三) 本件参拝の効果

本件各参拝は、すでに指摘したとおり、内閣総理大臣の職務を行うについてなされた公的性格を有するものである。しかも、靖國神社の本殿において行われている。また、被告安倍が内閣総理大臣として、靖國神社以外の宗教団体、神社、仏閣等に戦没者の追悼・慰霊の目的で参拝したことはない。

これらの事実を考え併せると、本件参拝が、国又はその機関が靖國神社を特別視し、あるいは他の宗教団体に比べて優越的地位を与えているとの印象を社会一般に生じさせ、靖國神社という特定の宗教への肯定的関心呼び起こしたことは容易に推認される。

反面、本件参拝は、原告らのように靖國神社の教義に賛同せず、戦没者を靖國神社で慰霊するという方式を望まない者に対しては、その意見・意識の保持に対して深刻な圧迫・干渉を加えた。

本件参拝が被告靖國神社の宗教を普及・宣伝することに援助・助長・促進する役割を果たすとともに、異なる宗教や思想・信条を保持することに對し圧迫・干渉の効果を發揮した事実は否定できない。

(3) まとめ

以上のとおりであるから、本件参拝は、どのような観点から見ても憲法20条3項の禁止する宗教的活動に当たる。

第3 本件参拝受入れが共同不法行為にあたること

1 被告靖國神社の受けた特権

被告国から、「全戦没者追悼の唯一の中心的施設」との事実上の扱いを受け、何人もの内閣総理大臣の参拝を受けてきているのは、ひとり被告靖國神社のみである。本件参拝はその実績を積み重ねた。

そもそも、今日、被告靖國神社が被告国から「全戦没者追悼の唯一の中心的施設」と事実上扱われているのは、同被告が敗戦後においても秘かに、被告国の違法な支援により戦没者の氏名等の情報を提供され、それを利用して遺族の申請も承諾もないのに敗戦前と同様の一方的合祀を続けたことに由来する。被告国によるこれほどの特権的扱いは他に例を見ない（原告第3準備書面）。

被告靖國神社の今日あるのは、上記特権の結果であるところ、その特権の上にさらに、内閣総理大臣の職務としての本件参拝を受けることにより、同被告の宗教が普及・宣伝されるという、他の宗教団体では期待できない特権を受けたものである。

2 本件参拝受入れの共同不法行為性

被告靖國神社が、本件参拝を積極的に受け入れ、それによって憲法20条1項後段が禁止する前記のような特権を受けたことは明らかであり、そうすることによって被告安倍の違憲であり、不法行為となる本件参拝に加担した。

被告靖國神社が宗教団体として宗教活動を行うことはもとより憲法が保障するところであるが、その宗教活動の行使によって違法に他人の権利を侵害することまで容認されるものではない。

被告靖國神社は、小泉靖國訴訟福岡地裁判決及び大阪台湾靖國訴訟控訴審判決が内閣総理大臣の参拝が憲法に反するとの判断を示していたことを熟知しており、また、「靖國合祀イヤです訴訟」等において、内閣総理大臣の参拝に強く反対している個人が存在することも熟知しているものである。

しかるに、被告靖國神社は、今回またもや、被告安倍の本件参拝を積極的に受け入れ、本件参拝による原告らの権利侵害に加担したものである。

これによって、原告らの権利を違法に侵害し、損害を加えたことは明らかであり、被告靖國神社は、被告安倍及び被告国と共同不法行為の責任を負う。

第3章 権利侵害論

本章では、本件参拝が、原告らの内心の自由形成の権利、信教の自由確保の権利及び回顧・祭祀に関する自己決定権を侵害するとともに、平和的生存権を侵害することを述べる。

第1 内心の自由形成の権利、信教の自由確保の権利、回顧・祭祀に関する自己決定権

1 内心の自由形成の権利等の経緯

(1) はじめに

個人の尊重規定、戦争放棄規定及び政教分離規定は、日本国憲法において初めて明文化された。

すべての人々が個人として尊重されるとの個人主義の原理（憲法13条）、国権の発動たる戦争の放棄（憲法9条1項）、そして宗教と政治の分離（憲法20条1項後段、3項、89条）がなぜ日本国憲法において明文とされたのか。

それは、大日本国帝国憲法（明治憲法）のもとにおける信教の自由（明治憲法28条）、言論の自由（明治憲法29条）の実態がどのようなものであったか、それによって個人がどのように扱われ、内心の自由、信教の自由がどのように侵害されていたかをみることによって明らかとなる。また、それによって、本件参拝が、原告らの内心の自由形成の権利及び信教の自由確保の権利を侵害し、また、回顧・祭祀に関する自己決定権を侵害することの意味が明らかとなる。

(2) 明治憲法下における個人の位置

明治憲法のもとでは、個人は、統治権の総覧者であり、神聖にして侵す

ことのできない天皇，天皇の協賛者たる帝国議会，天皇を補弼する国務大臣（政府）によって統治される客体としての「臣民」であった（明治憲法1条，3条，4条，5条，55条1項）。

天皇，議会，政府は臣民に対し，法律，勅令等の形式によって統治するほか（明治憲法6条，8条，9条等），政治，経済，教育，宗教等の個人の生活に関わるあらゆる領域についての種々の文書の作成・頒布，種々の行為の要求，宗教的な行事の実施，記念行事，軍事的行動等によって，臣民を天皇の忠臣たらしめようとした。

すなわち，明治憲法のもとでは，個人は，法令の形式により，また法令の形式をとらないあらゆる政府の文書や行動や宣伝等により，政治的に統治の客体とされるだけでなく，内心をも統制される客体であった

統治の形式としての法令のみならず，内心の統制の手段としてのあらゆる政府の文書，宣伝等を，以下では「政府広報 government speech）」とよぶ。

(3) 明治憲法下における政府広報

人々の内心や宗教にかかわる政府広報を分類したうえで，その概要を整理すると以下のとおりである。

(一) 天皇・国体に関するもの

- ① 1880年（明治13年），天皇の永続性をテーマとする「君が代」を日本の国歌として採用し，同年11月3日の天長節において披露した。その後，公の儀式において，君が代を斉唱することが広がった。
- ② 1889年（明治22年）制定の明治憲法上諭（憲法発布勅語）は，国家の統治権が，「神勅（神の意志）」によって，「万世一系の天皇」に帰属するとし，明治憲法1条，3条，4条は，神聖不可侵の天皇が統治権の総覧者であるとした。
- ③ 1890年（明治23年）の教育勅語は，教育の源が天皇を中心とす

る、「建国」以来の「国体ノ精華」にあるとした。最も重要な徳目が12番目の「一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」であり、天皇の永続のための「奉公」を義務づけている。

1891年（明治24年）1月9日、第一高等中学校の講堂で行われた教育勅語奉読式において、囑託教員であった内村鑑三が、「教育勅語」に敬礼はしたものの「最敬礼」をしなかったことが、「不敬」であるとして激しく非難され、翌月退職せざるをえなかった。この事件をきっかけに、各学校に配布された教育勅語の写しを丁重に取り扱うよう命じる旨の訓令が発せられた。また、同年に定められた小学校祝日大祭日儀式規定（明治24年文部省令第4号）や、1900年（明治33年）に定められた小学校令施行規則（明治33年文部省令第14号）などにより、祝祭日に学校で行われる儀式では教育勅語を奉読（朗読）することなどを定めた。

- ④ 1925年（大正14年）の治安維持法は、「国体ヲ変革シ又ハ私有財産制度ヲ否認スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シ又ハ情ヲ知リテ之ニ加入シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス」と規定した。治安維持法体制下の1930年代には、教育勅語は、「御真影¹」とともに、学校の門辺りに建てた奉安殿という建物内に納め、通学する児童には奉安殿に向かって敬礼を要求した。また、紀元節等の祝賀式典の際には、学校職員生徒全員で御真影に対しての最敬礼と教育勅語の奉読を求めた。また、学校の朝礼や式典の際など、日本の国内外を問わず、「日の丸掲揚」、「君

1 御真影（ごしんえい） 日本では天皇（明治天皇、大正天皇、昭和天皇）と皇后（昭憲皇太后、貞明皇后、香淳皇后）の写真を指す。御真影は宮内省から学校に貸与され、教育勅語とともに、「奉安殿」という建物に納められていた。

が代斉唱」を要求し、天皇の住む宮城（皇居）に向かって、最敬礼（宮城遙拝）を要求した。戦争激化に伴い、教育勅語の全文の暗誦を強く求めるようになり、教育勅語は軍国主義の経典と化すに至った。

- ⑤ 1935年（昭和10年）8月3日、当時の岡田内閣が発した「国体明徴に関する政府声明」では、政友会、軍部、右翼を中心とする美濃部達吉らの天皇機関説を排撃する運動に対応するため、天皇機関説は国体の本義に反するとした。これは国粹主義者、軍部、在郷軍事会を中心とする国体明徴運動に政府が屈した結果であった。また、同年10月15日には、軍部・右翼団体の圧力により、「抑々我国体ニ於ケル統治権ノ主体ガ 天皇ニマシマスコトハ我国体ノ本義ニシテ帝国臣民ノ絶対不動ノ信念ナリ」とする第二次国体明徴声明を発した。
- ⑥ 1937年（昭和12年）発行の「国体の本義」（文部省）では、「大日本帝国は、万世一系の天皇皇祖の神勅を奉じて永遠にこれを統治し給ふ。これが万古不易の國體である」と、「国体」を定義した。
- ⑦ 1941年（昭和16年）7月発行の「臣民の道」（文部省教学局）では、「國體の本義に徹し、皇國臣民たるの確固たる信念に生き、氣節を尊び、識見を長じ、鞏固なる意志と旺盛なる體力とを練磨して、よく實踐力を養い、以つて皇國の歴史的使命の達成に邁進すること、これ皇國臣民として積むべき修練である」などとした。

（二）宗教，靖國神社に関するもの

- ① 明治政府は、1868年（慶応4年）、「王政復古」、「祭政一致」を実現するため、神道国教化の方針を採用し、従前の神仏習合を禁止するため、「神仏分離」に関する一連の通達（神仏判然令）を発した。
- ② 1869年（明治2年）、東京招魂社（靖國神社の前身）が創設された。天長節（天皇の誕生日を祝う儀式）、神武天皇祭（天皇の祖先とされる神武天皇を祭る儀式）において、全国的に遙拝式（天皇の住居の方向に向

かつて頭を垂れる儀式。宮城遙拝)が実施されるようになった。

- ③ 1870年(明治3年)には、天皇に神格を与え、神道を国教とする「大教宣布の詔」を発した。
- ④ 1871年(明治4年)、太政官布告及び郷社定則によって、全国の神社の社格を、神祇官が管轄する官社(官幣社、別格官幣社、国幣社)と地方官が管轄する諸社(府県社、郷社、村社、無格社)に分けた。
- ⑤ 1872年(明治5年)、神祇省を廃止し、教部省を設置した。教部省は、教導職(大教宣布のための宗教官吏)に対し、天皇崇拝と神社信仰を主軸とする「三条の教則」(敬神愛国、天理人道、皇上奉戴)を達した。
- ⑥ 1874年(明治7年)1月27日、明治天皇は、初めて東京招魂社を参拝した(甲6, 91頁ないし93頁)。以後、天皇・皇后の行幸啓を始めとする皇族の参拝(親拝)や春秋の例大祭には勅使が使わされて奉幣(幣帛を捧げる)が行われるなど天皇のあつい援助を受けた。靖国神社参拝は、天皇、首相、軍人などの参拝によって、国民一般の当然の義務とされるようになった。
- ⑦ 1879年(明治12年)、東京招魂社(1869年創建)を靖国神社と改称し、内務省・陸軍省・海軍省の管理とした。なお、明治憲法施行の前後を通じ、天皇が神格を有するとの神道に基づき、①戦没者を祀る神社(東京招魂社〔1869年〕=靖国神社〔1879年〕)、各地の招魂社=護国神社〔1939年〕、②南朝の忠臣を祀る神社(湊川神社〔1872年〕=楠木正成、藤島神社〔1870年〕=新田義貞、阿倍野神社〔1890年〕=北畠親房・顕家父子)、③天皇や皇族を祀る神社(橿原神宮〔1890年〕=神武天皇、平安神宮〔1895年〕=桓武天皇・孝明天皇、明治神宮〔1920年〕=明治天皇)、④植民地や占領地に創建された神社(台湾神宮〔1900年〕、樺太神社〔191

- 0年], 朝鮮神宮 [1919年], 南洋神社 [1940年], サイゴンの暁神社, シンガポールの昭南神社等) など, 多数の神社が創建された。
- ⑧ 1882年 (明治15年), 神官の教導職の兼補を廃し, 葬儀に関与しないものとする旨の達を發した (明治15年1月24日内務省達乙第7号)。神社神道を祭祀に専念させることによって宗教でないとする建前とし, これを事実上国教化する国家神道の体制を固めた (国家神道体制の開始)。
- ⑨ 1884年 (明治17年) 8月11日付太政官布達第19号は, 教導職を廃止し, 宗教 (教派神道, 仏教) と祭祀 (神社神道) を分離し, 前者は家の宗教であるが, 後者は国家の祭祀であり, 非宗教であるとした (国家神道体制の確立)。
- ⑩ 1898年 (明治31年) 以降, それまで合祀対象でなかった戦病死者についても合祀する方針に変更した (甲6・146頁)。1894年 (明治27年) 8月からの日清戦争 (戦没者1万4千余), また, 1904年 (明治37年) 2月からの日露戦争 (戦没者8万3千余) では多くの戦死者を出し, その8割が戦闘によって死亡したのではなく, 戦病死した者であった。この対外戦争によって死亡した兵士を, 合祀し, 顕彰し, 「最大至上の名誉」を与えることによって, 後に続く兵士の忠誠心を調達することにしたものである (英霊サイクルの構築)。明治天皇は, 日清戦争の戦没者を合祀する臨時大祭に2度参拝し, また, 日露戦争の継続中である1905年 (明治38年) 4月には合祀の臨時大祭を行った (甲6・146頁)。
- ⑪ 明治憲法 (1899年) では信教の自由を保障した。しかし, それは「臣民タルノ義務ニ背カサル限」においてであった。しかも, 事実上, 神社神道が国教的な取扱いをうける国家神道の体制が確立されており, 神社を崇拝敬戴することは「臣民タルノ義務」とされた。

- ⑫ 1900年（明治33年）、台湾の台北に台湾神宮（官幣大社）を創建した。また、1919年（大正8年）には朝鮮に朝鮮神宮（官幣大社）を創建した。このほか、神社は、樺太（樺太神社1911年8月創建）、関東州（関東神宮1938年6月創立）や南洋群島（パラオ、サイパン等）に建設された。
- ⑬ 1906年（明治39年）、「官国幣社経費ニ関スル法律」により、官国幣社の経費を国庫の負担とし、「府県社以下神社ノ神饌幣帛料供進ニ関スル件」により、府県社以下の神社の神饌幣帛料を地方公共団体の負担とすることにした（財政的な政教一致）。
- ⑭ 1913年（大正2年）11月、文部省は、「靖國神社は東京の九段坂の上にあります。此の社には國のために死んだ人々をまつてあります。春と秋との祭日には、ちよくしをつかはされ、臨時大祭には天皇皇后両陛下の御じしんに御さんぱいになることもあります。忠臣義士のためにこのやうにねんごろなお祭をするのは、天皇陛下のおぼしめしによるのであります。われらは陛下の御めぐみの深いことを思ひ、ここにまつてある人人にならつて、國のため君のためにつくさなければなりません。」と書いた『尋常小学修身書』巻4（甲9）を発行した。

1937年（昭和12年）には、「君が代」が国歌であり、「おめでたい日の儀式には、国民は、『君が代』を歌って、天皇陛下の御代萬歳をお祝い申し上げます」と書いた「尋常小学修身書」、1942年（昭和17年）には、「敵軍を追ひはらつて、せんりやうしたところに、まっ先に高く立てるのは、やはり日の丸の旗です。兵士たちは、この旗の下に集まつて、聲をかぎりに、『ばんざい。』をさげびます。」と書いた「初等科修身」を発行した。

これら教科書や教育勅語を使って、全国の学校で、子どもたちに、「日の丸」、「君が代」、「靖國神社」に対する敬意を表明すること、また、天

- 皇や国家のための戦争が賛美されるべきものであることを教えた。
- ⑮ 1921年（大正10年）2月，宗教団体大本教の幹部を，不敬罪，新聞紙法違反で一斉検挙した。
 - ⑯ 1932年（昭和7年）4月，上海事変等の戦没者を合祀する臨時大祭が靖國神社で行われ，東京の各学校の生徒が，配属将校や教員らに引率されて参拝した。このとき，上智大学の学生が靖國神社の参拝を拒否したことから，陸軍が，配属将校引き揚げの意向を示して，大学の経営面に圧迫をかけるという事件が起きた。文部省は，宗教上の理由から神社参拝は拒否できないとの公式見解を示した（甲6・168頁ないし169頁）。満州事変（1931年9月18日），五・一五事件（1932年5月15日）と，軍部の独走が目立つようになり，軍部と靖國神社が強く結びつくようになった。1938年（昭和13年）4月には，靖國神社の宮司であった賀茂百樹が更迭され，新たに陸軍大将の鈴木隆雄が宮司に任命された（甲6・177頁）。
 - ⑰ 1936年（昭和11年），文部省主催の体育運動主事会議において，「道場ニハ神棚ヲ設クルコト」という答申が行われ，学校の道場への神棚設置を義務化した。その下に「日の丸」の旗が掲揚され，道場での稽古の際に，神拝が行われるようになった。
 - ⑱ 1939年（昭和14年）4月，政府は，宗教団体の活動が安寧秩序を妨げたり，臣民としての義務に背いたりする場合は，その活動を禁止したり，宗教団体の認可を取り消したりすることができることと定めた宗教団体法を公布し，翌年施行した。これによって，1941年（昭和16年）6月，日本国内のプロテスタント33教派は「合同」して，「日本基督教団」を成立させた。創立総会は，「君が代斉唱」，「宮城遙拝」，「皇軍兵士のための黙禱」，「皇国臣民の誓い」をもって開始された。
 - ⑲ 1939年（昭和14年）4月，政府は，各地の招魂社を護国神社と

改称させ（甲6・179頁ないし180頁）、さらに、忠魂碑を末端機構とすることで（甲6・180頁ないし182頁）、靖國神社を頂点とし、各府県単位の護国神社、さらに各地方の忠魂碑を網羅する戦没者顕彰の全国的な体制を整えた。

- ⑳ 昭和天皇は、1942年（昭和17年）12月12日、伊勢神宮に戦勝祈願をし、1945年（昭和20年）は7月30日に宇佐神宮（大分県）、8月1日に氷川神社（埼玉県）及び同年8月2日に香椎宮（福岡県）の3回にわたって、勅使を派遣し、戦勝祈願を行った。

（三）教育に関するもの

- ① 1886年（明治19年）3月に帝国大学令を公布、4月に師範学校令、小学校令、中学校令を公布し、小学校の義務教育を標榜した。また、文部省は教科用図書検定条例を公布し、教科書を検定することとした。

- ② 明治憲法は、教育に関する規定を設けていない。それは、伊藤博文が、「若シ右ノ如ク教育ノ自由ト伝フコトモ明載スルトキハ必ズ是ヨリ百端ノ端論ヲ生ジテ為メニ行政ノ権力ハ甚殺セラルベシ」と述べたとおり（伊藤博文「憲法資料中巻」334頁）、教育を自由にすると、個人が自由に内心を形成し、行政権の発動が減殺されてしまうという危惧からであった。

教育に関する勅令は、明治憲法9条の「必要なる命令」に根拠を有するとされ、教育の権利は天皇が有し、教育の義務は臣民が負うことになった。

- ③ 1890年（明治23年）10月30日、「教育ニ関スル勅語」（教育勅語）が發布された。教育勅語においては、教育の源が天皇を中心とする、「建国」以来の「国体ノ精華」にあるとされた。教育勅語により、統治権の総覧者たる天皇が、道徳的最高価値を体現する者であると宣言された。教育勅語は、学校教育の根本方針として、その後の教育内容に大

きな影響を与えた。

- ④ 1891年（明治24年）1月17日の「小学校教則大綱」は、第1条で、「徳性ノ涵養ハ教育上最モ意ヲ用フヘキナリ故ニ何レノ教科目ニ於テモ道德教育国民教育ニ関スル事項ハ殊ニ留意シテ教授センコトヲ要ス」、第2条に「修身ハ教育ニ関スル勅語ノ旨趣ニ基キ兒童ノ良心ヲ啓培シテ道德性ヲ涵養シ人道実践ノ方法ヲ授クル以テ要旨トス」とした。
- ⑤ 1941年（昭和16年）の修身教科書『ヨイコドモ上』の『三、テンチャウセツ』の項の教師用書は指導すべき主要事項として、「天皇陛下のお生まれになった天長節、4月の29日には宮中でお祭りがあり、またいろいろのお祝ひがある。その日にはまた観兵式が行はれて、天皇陛下御親ら幾万の将兵を御覧遊ばされるのである。私たちの学校でも、この天皇陛下の御誕生日をことほいで、拝賀式を挙げ、みんな天皇陛下のお写真にむかって最敬礼をする。校長先生が勅語をお読みになって話しをして下さる。式の時歌ふ君が代は、天皇陛下の御代万歳を祈り奉る歌である」、「私たちは朝早く起きて、にいさんやねえさんといっしょに門に日の丸の旗を掲げ、さうして天皇陛下のお蔭で大きくなって行くしあはせを感謝して、御恵みの深いことをいつまでも忘れないやうに心掛け、天皇陛下の御代万歳をお祈りしなければならない」などとなっている。

（四）治安維持に関するもの

- ① 1910年（明治43年）、明治天皇の暗殺を計画したとして、幸徳秋水（ジャーナリスト）、管野スガ（新聞記者）、高木顕明（真宗大谷派の僧侶）、坂本清馬（社会運動家）、大石誠之助（医師）らを逮捕・処刑した（大逆事件）。これをきっかけとして、1911年（明治44年）、「特別高等課」を設置し、内務省警保局保安課の直接指揮下においた。特別高等課は、内務省と一体となって、治安警察法（1900年）、出版法（1893年）、新聞紙法（1909年）、治安維持法（1925年）などに

- に基づき、社会運動の取締りにあたった。被疑者の自白を引き出すために暴力を伴う過酷な尋問や拷問を行うなど、「特高」は恐怖の対象であった。
- ② 1925年（大正14年）、普通選挙法の制定と同時に、「治安維持法」を公布・施行した。「国体ヲ変革スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シタル者又ハ結社ノ役員其ノ他指導者タル任務ニ従事シタル者」は「10年以下の懲役又は禁固」とした。
- ③ 1925年（大正14年）11月、朝鮮共産党員を治安維持法違反で逮捕した。続いて、1926年（大正15年）1月、治安維持法及び不敬罪で、京都帝国大学の学生を逮捕し、以後、全国の社会科学連合会の学生を逮捕し、起訴した（京都学連事件）。
- ④ 1928年（昭和3年）3月15日、共産党員など左翼活動家1600人あまりを一斉に逮捕した（3・15事件）。これを踏まえ、内務省警保局保安課を強化し、各府県の警察部に「特別高等課」を設置した。
- ⑤ 1928年（昭和3年）、治安維持法を改正し、「国体ヲ変革スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シタル者」に加え「結社ノ役員其ノ他指導者タル任務ニ従事シタル者」について、「死刑又は無期若しくは5年以上の懲役又は禁固」とし、最高刑を死刑とした（1941年の改正で「死刑又は無期若しくは7年以上の懲役又は禁固」とした）。
- ⑥ 1936年（昭和11年）、思想犯保護観察法を施行し、治安維持法違反で逮捕し、執行猶予となった者等について、厳重に監視することにした。
- ⑦ 1937年（昭和12年）の軍機保護法、1939年（昭和14年）の軍用資源秘密保護法、1941年（昭和16年）の国防保安法は、軍事・政治・資源の秘密を保護するため、秘密を漏泄した者を最高刑死刑とすることにした。
- ⑧ 治安維持法体制のもとで、小林多喜二が虐殺され（1933年）、横

浜事件（1942年～1945年）では被疑者4名が獄中で死亡した。「国体」すなわち日本は神である天皇が統治する国家であるとの教義に疑問を抱くことさえ、抑圧された。

(五) 「戦争」、 「聖戦」に関するもの

- ① 1872年（明治5年）11月〔太陽暦では1873年1月〕、徴兵令（全国募兵の詔）が発せられた。1889年1月の改正徴兵令は、国民皆兵とした。1927年4月、徴兵令を全部改正し、兵役法を公布し、同年12月に施行した。
- ② 日露戦争（1903年～1904年）勝利を記念し、逓信省は、「靖國神社大祭記念」、「陸軍凱旋觀兵式」の特印のある絵葉書など、戦争勝利祈願、勝利記念の絵葉書、切手を発行し、販売した。
- ③ 1905年（明治38年）、靖國神社は、戦没者3万余の招魂式を挙行し、祭神を「英霊」と呼んだ。同年10月下旬から、日露戦争に従軍した凱旋軍の歓迎会が開かれた。
- ④ 1934年（昭和9年）10月、陸軍省新聞班は、「国防の本義と其強化の提唱」というパンフレットを発行し、「国民の精神的統制即ち思想戦体系の整備」の重要性を呼びかけた。「国内思想戦」の目的は、英米精神の本質である「自由平等の精神」の打倒にあった。1942年（昭和17年）12月、内閣情報局は、英米思想撃滅を呼号する「大日本言論報国会」を設立し、戦争遂行キャンペーンを展開した。
- ⑤ 1935年（昭和10年）、日本政府は、「紀元二千六百年祝典準備委員会」を発足させた。これは1940年に神武天皇が即位してから2600年たつとされることを祝うというものである。官民一体の「恩賜財団紀元二千六百年奉祝会」が創設され、橿原神宮の整備に全国の修学旅行生を含め120万人が勤労奉仕をし、外地の神社である北京神社、南洋神社（パラオ）などの海外神社を創設した。

- ⑥ 1937年（昭和12年）9月，第一次近衛内閣は，日中戦争開始（1937年7月7日）に関連し，「国家のために自己を犠牲にして尽くす国民の精神」を推進する，いわゆる「国民精神総動員」を行った。「八紘一字」，「挙国一致」，「堅忍持久」の3つのスローガンが掲げられた。
- ⑦ 1937年（昭和12年）11月，内閣，内務省，文部省は，国民精神総動員資料第4輯として，文部省作成パンフレットを発行し，そのなかで，「八紘一字の精神」を掲げた。「八紘一字」（はっこういちう）を，世界を天皇を親とする一つの家とするとの意味とし，これを聖戦遂行のスローガンとした。
- ⑧ 1938年（昭和13年），内閣情報部は，同部発行の『週報』の読者の組織化をはかるため「週報会結成を提唱す」と呼びかけ，各地で講演会などを開催した。また，内閣情報部は，日本文化中央連盟を外郭団体として，「皇紀二千六百年記念芸能文化の会」を設立し，「皇紀二千六百年芸能奉祝祭」を開催した。
- ⑨ 1940年（昭和15年）7月の基本国策要綱（閣議決定文書）は，「皇国ノ国是ハ八紘ヲ一字トスル肇国ノ大精神ニ基キ世界平和ノ確立ヲ招来スルコトヲ以テ根本トシ先ツ皇国ヲ核心トシ日滿支ノ強固ナル結合ヲ根幹トスル大東亜ノ新秩序ヲ建設スルニ在リ」とした。
- ⑩ 1940年（昭和15年）10月，大政翼賛会を発足させ，国民動員体制の中核組織とした。
- ⑪ 1940年（昭和15年）11月10日，宮城前広場で，内閣主催の「紀元二千六百年式典」が盛大に行われた。式は，近衛文麿首相の開会の辞に続いて，「君が代奉唱」から始まった。万歳三唱のあと，近衛首相が閉会の辞を述べて終わった。この模様は，日本放送協会によりラジオで実況中継された。また，全国の神社では「奉祝臨時祭」が行われた。
- ⑫ 1940年（昭和15年），逓信省は，「紀元二千六百年記念」の10

銭切手及び4銭切手に、「八紘一宇」の用語を印刷した。

⑬ 1941年（昭和16年）1月、陸軍大臣東條英機が示達した訓令には、「生きて虜囚（りょしゅう）の辱（はずかしめ）を受けず」という一節があった。

⑭ 国民の戦意昂揚のために、「欲しがりません勝つまでは」「ぜいたくは敵だ！」「日本人ならぜいたくは出来ない筈だ！」「足らぬ足らぬは工夫が足らぬ」「遂げよ聖戦 興せよ東亜」「聖戦だ 己れ殺して 国生かせ」「進め一億火の玉だ」「石油の一滴，血の一滴（ガソリンの一滴は血の一滴）」「全てを戦争へ」などの戦時標語が掲げられた。

(4) 明治憲法下における政府広報の効果

ア 明治維新後の富国強兵策のもと、鉱工業の進展とともに、足尾銅山の鉱毒が大きな社会問題となり、労働運動の勃興とともに社会主義的な思想に基づく運動が活発となった。また、日露戦争時には反戦や非戦を訴える新聞（当初の「万朝報」や「平民新聞」）や文学作品なども発表された。

他方、日本は神である天皇が統治する国であり、世界は天皇を親とする一つの家であるとの観念を鼓吹する政府広報が行われるようになった。教育勅語（1890年）に基づく教育を受けた児童らが成人になるにしたがい、政府広報が鼓吹する「架空なる観念」を真理とし、あるいは真理であるかのように受け止める人々が増えてきた。

イ 人々は、第一次上海事変（1932年1月～3月）で戦死した3名の一等兵を、「爆弾三勇士（肉弾三勇士）」としてもはやし、これに関する雑誌を購入し、映画演劇や歌舞伎などを鑑賞した。新聞は「まさしく『軍神』」「実にこの神ながらの民族精神の発露」と記事にし、3名の遺族の靖國神社訪問や陸軍省訪問記事を、情感を込めて書いた。子どもたちの間では、「肉弾三勇士ごっこ」が流行した。

1937年（昭和12年）12月11日、日本各地で、人々は「南京陥落」の祝賀行事を行った。南京攻略戦では、多数の市民が、日本軍の兵士によって殺されていた。

1941年（昭和16年）12月8日未明の真珠湾攻撃の報に接した日本人の中には、「鬼畜米英」を相手に、「八紘一宇」の理想を実現する最後の好機ととらえ、感動する者もいた。

ウ 高神覚昇『靖国の精神』（1942年）は、「靖国の精神は、戦争の時に、兵隊さんだけが持つ精神ではない。それは戦時にも平時にも、日本人のすべてが、何人もひとしく堅持すべき日本精神なのである」とし、その精神を発揮するためには、「国家（くに）のためには悦んで血を流せ」、「社会（ひと）のためには悦んで涙を流せ」、「自分のためには悦んで汗を流せ」と呼びかけている（甲24・7頁）。そして、戦死によって遺族となった母や妻には、「遺家族の方々は、このたび大切に育てた倅、大切に仕えた夫を、潔く醜^{しこ}の御盾^{みたて}として捧げられたのです。陛下からお預かりになっていたものを御返しになったのです。しかも、その息子、その夫は、いまや靖国の神と祀られ、いついつまでも、陛下の御親拝を仰ぎ、下、国民からは護国の忠霊として、仰がれるのです」と論している（同8頁）。

横山夏樹『輝く靖国物語』（1943年4月）は、「凡そ日本人として、戦場に赴いた以上、又戦場に送った以上は、身命は君国に捧げたのでありますから、その戦死たるや只の死ではありません。光栄に輝く最期です」として、「後から続く人々」も、戦場に赴き、「光栄に輝く最期」を遂げることを鼓吹している（甲24・5頁）。

エ このような政府広報や知識人たちの鼓吹により、自らの息子の戦死を不幸として悲しむのではなく、むしろ「立派に御奉公」できたと喜ぶ「靖国の母」が生まれた。雑誌『主婦の友』（1936年6月号）に掲載され

た「母ひとり子ひとりの愛児をお国に捧げた誉れの母の感涙座談会」は、その間の事情を余すところなく示している（甲24・9頁）。

オ その行き着く所が、個人を天皇＝国家の究極的な道具とした「神風特別攻撃隊」であり「人間魚雷回天」であった。個人の生命は、個人のものではなく、天皇＝国家のものであるとの観念が、実体となって、個人を死に導いた。そして、大量の殺戮の果てに、ポツダム宣言受諾を迎えることになった。

(5) 日本国憲法における個人の尊重規定等

ア 1945年（昭和20年）8月14日のポツダム宣言受諾、同年9月2日の降伏文書の調印によって、「日本国民」が、無責任な軍国主義者に「欺瞞」され、「世界征服ノ挙」に出るという過誤を犯したという事実が明るみになった。

1945年（昭和20年）9月26日に哲学者三木清が未決勾留のまま獄死した事件が外国人記者によって批判的に報じられたことをきっかけとして、連合軍最高司令官マッカーサーは、同年10月4日、「政治的市民的宗教的自由に対する制限除去に関する覚書」（人権指令）を発し、治安維持法等の廃止、政治犯の即時釈放、特高警察の廃止等を命じた。また、同年10月22日にはGHQより「日本教育制度に対する管理政策」（教育指令の一つ）、同年12月15日にはGHQにより神道指令が発せられ、1946年1月1日には昭和天皇が「人間宣言」を発した。

これらは、明治憲法下の日本国の人々が、いかに、個人として尊重されず、内心の自由な形成を阻害され、信教の自由の確保を脅かされてきたかを改めて示すものである。

日本国憲法は、こうした事実をふまえ、個人を政治的統治の客体ではなく、また内心の統制の客体でもなく、それらの主体であることを明らかにするために、「個人として尊重されるべきこと」を明文で明らかにし

た。

イ 個人が全体の道具としてあるのではなく、全体が個人のために存在する道具であるという近代立憲主義の原理は、ジョン・ロックやイマヌエル・カントの思想を源流とし、1776年のアメリカ独立宣言に現れていた。

人々が個人として尊重される具体的なあり方は、人々が自分の人生は自分で決定すること、そのために戦争の恐怖や戦争のための権力行使におびえることなく、必要なあらゆる知識、思想、信条、宗教等を、公権力の強制や介入なしに、自らが獲得し、形成することが保障されていることのなかにある。

こうして日本国憲法13条は個人の尊重原理を掲げ、これを実現するために明治憲法にはなかった思想の自由（19条）をはじめ、信教の自由（20条1項前段、2項）、表現の自由（21条）、学問の自由（23条）、両性の本質的平等（24条）、教育を受ける権利（26条）、法定手続保障（31条）、身体の自由（33条～36条）などの基本的人権に関する条項を設け、そして、これらの自由を客観的に保障する装置として、戦争の放棄（9条）と政教分離（20条1項後段、3項、89条）を特に明文としたのである。

2 日本国憲法下における「政府広報」の制限

(1) 2012年の自民党憲法改正草案

ア 2013年（平成25年）12月の本件参拝は、2012年（平成24年）に発表された自民党憲法改正草案（以下「草案」という）によれば合憲と判断されてしまう可能性がある。草案20条3項但書きによれば、内閣総理大臣の靖國神社参拝は「社会的儀礼」または「習俗的行為」にあたり、「宗教的活動」ではあっても、例外的に許容されていると判断

され得る可能性があるからである。

関連する草案の条項を挙げると以下のとおりである。

- ① 「日本国は、長い歴史と固有の文化を持ち、国民統合の象徴である天皇を戴く国家」（前文。「戴く」として天皇を国家の上位におく）
- ② 「天皇は、日本国の元首」（1条。天皇を単なる「象徴」ではなく、日本国を「代表」する存在とする）
- ③ 「国旗は日章旗とし、国歌は君が代とする」「日本国民は、国旗及び国歌を尊重しなければならない」（3条。軍国主義的又は過激な国家主義的宣伝に利用された「日の丸」及び「君が代」に対し「尊重」を押し付ける）
- ④ 「我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を最高指揮官とする国防軍を保持する」（9条の2第1項。戦争放棄及び戦力不保持を放棄する）
- ⑤ 「全て国民は、人として尊重される」（13条。「個人」を「人」に言い換える）
- ⑥ 「国及び地方自治体その他の公共団体は、特定の宗教のための教育その他の宗教的活動をしてはならない。ただし、社会的儀礼又は習俗的行為の範囲を超えないものについて、この限りでない」（20条3項。但書きを追加。89条もこれに応じた表現になっている）
- ⑦ 「前項の規定にかかわらず、公益又は公の秩序を害することを目的とした活動を行い、並びにそれを目的として結社をすることは、認められない」（21条2項。表現の自由、結社の自由を制限する）
- ⑧ 「国は、教育が国の未来を切り拓く上で欠くことのできないものであることに鑑み、教育環境の整備に努めなければならない」（26条3項。国の教育権を確保）
- ⑨ 「全て国民は、この憲法を尊重しなければならない」（102条1項。

現行憲法99条とは反対に、国民に対し憲法尊重義務を課し、国民を統治の客体とする)

イ 草案によれば、日本国は、元首である天皇を戴く国家であり（前文，1条），国民は、国旗である「日章旗（日の丸）」及び国歌である「君が代」を尊重し、これを批判してはならず（3条，21条2項，102条1項），国防軍の存在を尊重しこれを批判してはならず（9条の2，21条2項，102条1項），内閣総理大臣等国の機関の靖國神社参拝を尊重しこれを批判してはならず（20条3項但書き，21条2項，102条1項），児童生徒に対し、日本国が元首である天皇を戴く国家であること，「日の丸」や「君が代」は尊重されるべきものであること，国民は「個人」として尊重されるのではなく，「人」として尊重されるのであり，「人の道」，すなわち道德に外れてはいけないことなどを教育することを尊重しこれを批判してはならない（前文，1条，3条，13条，21条2項，26条3項，102条1項）ことになる。

草案は、明治憲法下においてなされた軍国主義的又は過激な国家主義的宣伝（政府広報）を認めさせようとするものであり、そのために、個人の尊重原理を放棄し、戦争放棄を放棄し、政教分離を緩和するものであり、日本国憲法が制定された歴史的経緯を無視し、かつ、立憲主義を否定するものであって、日本国憲法の「改正」の限界を超えるものである。

しかし、日本国憲法はまだ改正されていない。したがって、日本国憲法の立憲主義は実効性をもって存在し、依然として公権力に対する禁止規範としての効力を維持している。

そうであれば、明治憲法下で、個人の内心を統制するために、大々的になされた政府広報は、日本国憲法の下では許されないと解されるべきであり、自民党の改正草案が公表されている今こそ、日本国憲法の規範力

が問われているというべきである。そして、政教分離規定（20条1項後段，3項）をもって，個人の内心を統制する政府広報を許さないとする根拠規定であると解すべきである。

(2) 本件参拝及びその受入れによる原告らの権利侵害

ア 政教分離規定（20条1項後段，3項，89条）が，明文として規定された経緯が，明治憲法下における政府広報が人々の内心までも統制したという事実を踏まえたものであることからすると，日本国憲法の政教分離規定は，政府やその機関が，ある宗教を援助，助長，促進するような行為を禁止していると解釈しなければならない。

特に，国及びその機関が，戦没者は天皇＝国家のために戦死した「英霊」であるとする被告靖国神社の教義に賛同して参拝する行為は，被告靖国神社を援助，助長，促進するものであり，憲法の政教分離規定はこのような行為は一切許さないと解釈すべきである。

国及びその機関が行う靖国神社参拝は，これに賛同する者（以下「賛同者」とする）に対しては，天皇を神とし，天皇＝国家のために戦死した者を「英霊」とする思想ないし信仰を一層強化することになる。

しかし，これに賛同しない者（以下「不賛同者」とする）に対しては，直接，間接に大きな圧力となる。国及びその機関が行う靖国神社参拝は，不賛同者に対し，賛同すべきであるとの権力による強いメッセージ（これも政府広報の一つである）として働きかける。その働きかけは，不賛同者に対してだけでなく，家庭，学校，職場，地域等において，賛同するかどうかを明確にしていない，あるいは明確にできない多くの人々に対し，賛同するかどうかの態度決定を迫る効果をもつ。その結果，賛同者に変えてしまう場合もあるし，賛同しないことに対し漠然とした畏れを抱かせる場合もある。賛同するかしないかの表明を忌避する者さえ出てくる。

これは、宗教を尊重しないことに対する漠然とした畏れを抱かせる事態であり、その結果として、不賛同者は、家庭、学校、職場、地域等の人間関係のなかで、これらの多くの人々、すなわち賛同者になった者、賛同しないまでも賛同しないことに対し漠然とした畏れを抱くに至った者に囲まれ、緊張関係を強いられ、賛同しないことを明確にすることがはばかれる状況となる。

すなわち、賛同すべきであるとの権力による強いメッセージは、不賛同者に対し、直接働きかけるとともに、不賛同者を取りまく周囲の人間関係を通じて、間接的にも働きかける。これが政府広報の効果である。その結果がどうであったかは、明治憲法下の日本の歴史的事実によって明らかである。

国及びその機関の宗教的活動は、このように人々の間に亀裂を生じさせ、そのことによって人々の内心の自由な形成を侵害し、信教の自由を確保することを侵害する。このような事態になることを防止するために、政教分離規定が設けられたのである。政教分離規定に反する国及びその機関の行為は、人々の内心の自由形成の権利や信教の自由確保の権利を侵害することにならざるを得ないのである。

イ 本件参拝及びその受入れについても、原告らのようにこれに賛同しない者もいれば、これに賛同し、被告靖國神社側に補助参加する者もいる。賛同する者が多ければ多いほど、本件参拝及びその受入れは、原告らに対し、直接、又は、間接に強く働きかけ、原告の内心の自由形成の権利や信教の自由確保の権利を侵害することになる。

ウ また、国又はその機関による人の死の顕彰やこれを祭祀の対象とすることは、遺族など当該死者の身近な人の敬愛追慕の情を侵害し、その回顧・祭祀に関する自己決定権を侵害する。

個人の尊重原理の核心は、個人を国家の道具にするのではなく、国家

を個人の道具にするところにある。天皇＝国家のために戦死した戦没者を「英霊」として祀ることは、死してなお戦没者を国家の道具として使い続けることである。戦没者は、天皇＝国家に「お返し」されるものではない。戦没者をどのように回顧し、祭祀するかは、戦没者に敬愛追慕の情を抱く身近な遺族らが決定すべきものである。

被告靖國神社は、明治憲法下におけると同様、戦没者を依然として天皇＝国家のための道具としている点において、そして、被告安倍は、本件参拝によって、遺族らの肉親等を天皇＝国家のための道具とし続けることに加担した点において、遺族らの回顧・祭祀に関する自己決定権を侵害している。

第2 平和的生存権の侵害

1 平和的生存権の普遍的性格

小林教授意見書（甲23号証）にあるとおり、平和を人権として捉える法思想ないし法規範・制度は、「われらの一生のうちに二度まで言語に絶する悲哀を人類に与えた戦争の惨害」（国連憲章前文冒頭）の経験をとおして育ち、成り立った。日本国憲法に採り入れられた「平和のうちに生存する権利」も、その源泉は、とりわけ1941年のルーズベルト米大統領の「4つの自由宣言」とそれをふまえた米英間の「大西洋憲章」にあるとされる。

ルーズベルトの宣言（1941年1月16日、議会宛て年頭教書）は、ファシズムとの戦いにおける政治道徳の理念を示して、「われわれはつぎの4つの必要欠くべからざる人間的自由を理想とし、その基礎の上に立つ世界を築こうと努力している。それは、第1に世界のいたるところにおける言論の自由であり、第2にすべての人の信教の自由であり、第3は世界全体からの欠乏の自由であり、あらゆる国家がその住民に健康で

平和な生活を保障できるように、経済の結びつきを深めることである。第4は世界のいたるところにおける恐怖からの自由であって、これは世界的規模で徹底的な軍備縮小を行ない、いかなる国も武力行使による侵略ができないようにすることである」としたものである。第4として記載されている「恐怖からの自由」「いかなる国も武力行使による侵略ができないようにする」ことが必須の人的自由として措定されたことに大きな意味がある。

さらに、米・英相互間で宣言された大西洋憲章（1941年8月14日）は、平和と人権の相互依存性についての明確な認識に立って、「ナチ暴政の最終的撃滅の後に、両国はすべての国民が、各々自らの領土内で安全な生活を営むための、またこの地上のあらゆる人間が、恐怖と欠乏からの自由のうちにその生命を全うするための保証となる、平和を確立することを願う」と謳った。この文書こそ、日本国憲法の平和的生存権規定の制定にあたって参考にされたといわれるもので、その直接の原型である。

日本国憲法の平和的生存権規定は、こうした国際動向の中で成立していることに留意する必要がある。その点で、わが国憲法の平和主義原理全体がそうであるように、平和的生存権も、立憲主義憲法の発達史を継承し、普遍的な性格をもつものである。

2 平和的生存権の権利内容

(1) 平和的生存権の憲法上の根拠

既に訴状で記載したとおり、原告らは、平和的生存権を、憲法9条が定める戦争放棄と戦力不保持を単なる客観的な制度ではなく国民の主観的権利として保障したものと捉えた上で、「戦争放棄および戦力不保持の原則を堅持した日本に生存する権利」として位置づけ、主張するもので

ある。

そして、「戦争放棄および戦力不保持の原則を堅持した日本に生存する権利」は、憲法13条が定める基幹的人格の自律権の基礎をなす権利とも言えるので、平和的生存権は、憲法前文、憲法9条、憲法13条を総合的な根拠として発生するものと解せられる。

この点小林教授も、意見書（甲第23号証）において、「わが国憲法の場合、9条が戦争および戦争準備と軍備とを全面的に否認する法的制度を設け、それに対応する形で前文において主観的権利としての平和的生存権が定められており、この両者が1つの事柄（平和主義）の2つの側面を形づくる格好で体系的構造をなしている。しかも、この権利は、13条を媒介にして、第3章の諸人権の基底に置かれ、かつ、各人権と結合して個別的・具体的に機能する。平和的生存権は、このようにして、憲法上、完結した形で保障されている。」と記載し、憲法原文、憲法9条、憲法13条の有機的つながりを主張しているとおりである。

(2) 平和的生存権が具体的権利性を有していること

現代社会においては、平和なしにはいかなる国民の権利も実現することができない。表現の自由、集会結社の自由、信教の自由、経済的自由もまた、平和な社会でなければ国民がこれを享受することができない。その意味で、平和な国に生存する権利こそ、あらゆる国民の権利を基礎づける究極的な権利であると言うことができる。この意味で、平和的生存権は、単なる抽象的な理念ではなく、具体的権利性および裁判規範性を有する権利であると言える。

この点、訴状で引用したとおり、平成20年4月17日名古屋高裁判決（判例時報2056号 74頁、判例タイムズ1313号137頁）も、明確な解釈を示した上で、平和的生存権の具体的権利性を肯定している。

3 平和的生存権侵害の要件

平和的生存権が具体的権利性を有するとして、それではいかなる場合に当該平和的生存権が侵害されるかが問題となるが、この点につき、上述した名古屋高裁判決は、次のような解釈を示している。

「例えば、憲法9条に違反する国の行為、すなわち戦争の遂行、武力の行使等や、戦争の準備行為等によって、個人の生命、自由が侵害され又は侵害の危機にさらされ、あるいは、現実的な戦争等による被害や恐怖にさらされるような場合、また、憲法9条に違反する戦争の遂行等への加担・協力を強制されるような場合には、平和的生存権の主として自由権的な態様の表れとして、裁判所に対し当該違憲行為の差止請求や損害賠償請求等の方法により救済を求めることができる場合があると解することができる、その限りでは平和的生存権に具体的権利性がある。」（下線部引用者）

本件において原告らは、少なくとも、上記名古屋高裁判決が例示した場合（上記下線部）においては平和的生存権が侵害されたと評価できるという立場のもと、本件参拝および本件参拝受入は、「戦争の準備行為等」に該当し、それにより原告らの「生命、自由」が「侵害の危機にさらされ」たことを立証し、もって平和的生存権が侵害されたことを主張するものである。

4 平和的生存権侵害の効果

平和的生存権を裁判上主張することによって生じる法律効果（法的効果）については、原告ら第4準備書面において述べたとおり、名古屋高裁判決に言う上記2要件が充足される場合には、侵害行為の違法性と被侵害利益のいずれもが明白であるため、損害賠償請求権の発生が認められる。

さらに、平和的生存権が憲法13条の定める基幹的人格的自律権の基礎をなす権利であることからして、損害賠償請求権に加えて差止請求権も発生すると解するべきである。

5 本件参拝および本件参拝受入れ行為が「戦争の準備行為等」に該当すること

(1) 本件参拝の特殊性

一般に人が神社に参拝を行う行為については、被告靖国神社も主張するとおり、「他人の信仰生活等に対して圧迫、干渉を加えるような性格」は有しないし、「戦争の準備行為等」に該当することは考えられない。しかし、本件では、参拝した側が通常的一般市民ではなく、憲法9条の「改正」を自らの政治家としての目標とする現在の日本国総理大臣であるところの被告安倍晋三であるという特殊性がある。また、参拝を受け容れた側が、国家から独立して存在する通常的神社ではなく、原告がこれまで説明するとおり、国家と一体となって戦争を推し進める神社であるところの被告靖国神社であるという特殊性がある。この参拝した側および参拝を受け容れた側の特殊性に鑑みると、本件参拝が「戦争の準備行為等」に該当することは明らかである。以下、詳述する。

(2) 参拝を受け容れた側の特殊性

ア 被告靖国神社の国家における役割及び国家との関わり

被告靖国神社は、通常的神社とは全く異なる性格を有している。訴状でも述べたとおり、靖国神社は、明治時代に国家神道の頂点に位置するものとして創建されたものであり、天皇のために戦死した者を勲功顕彰するための宗教的施設であった。靖国神社は、日清戦争及び日露戦争を機に、戦死者を英霊として慰霊顕彰し、天皇制への帰依を強化する施設としての機能を発揮し、軍国主義の生成及び発展についての精神的支柱

としての役割を果たすとともに、戦争完遂のために戦死を美化する宗教的思想的装置として極めて重要な役割を担ったのである。第二次世界大戦後、靖国神社は宗教法人となったが、国家神道の思想を堅持しており、戦死者を神として崇めることにより、戦死を空襲などによる戦災死などとは明確に区別し、戦死を気高いものとして美化している点において第二次世界大戦前と何ら変わるところはなく、戦前の軍国主義的性格を継承している。

また、原告第3準備書面で詳述したとおり、被告靖国神社が行う最も重要な宗教的行為である戦没者の合祀は、敗戦後においても、被告国の主体的・積極的支援・協力がなければ不可能であり、被告靖国神社は通常の神社とは異なり被告国との密接な、あるいは不可分一体ともいえる関係にある。合祀した戦没者や戦犯を祭神とする被告靖国神社は、だれを、いつ、合祀し祭神とするかを主導していた被告国の関与なくして、存立し続けることは不可能であった。被告国が合祀基準を定め、合祀者を選考し、合祀予定者を祭神名票に記入し、これを厚生省（厚労省）引揚援護局から被告靖国神社に送付することによって、被告靖国神社は初めてその重要な宗教的行為である合祀を行うことができたのである。憲法89条は「公金その他の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、これを支出し、又はその利用に供してはならない」旨定めているが、被告国の被告靖国神社に対する上記支援は同条に反することが明らかであり、また、憲法20条1項後段は「いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない」旨定めているが、被告靖国神社が被告国から合祀予定者の情報の提供を受け入れてきたことは、同条項に反することが明らかである。

被告靖国神社が被告国からの情報提供なくして存続しえないという意味で、同神社が他の通常の神社と異なることは明白であるといわなければ

ばならない。

イ 被告靖國神社の戦争称揚的教義

かかる被告靖國神社の役割からすれば、被告靖國神社が、戦争称揚的教義を有する、いわば「日本を戦争ができる国にするための神社」であることは明らかである。被告靖國神社は、戦没者を「追悼・追慕」するのではなく「顕彰」する施設である。一般に追悼・追慕が、祀られている人に対し「安らかにお眠り下さい。過ちは繰り返させぬから」と誓うのに対し、後者は「よくぞ闘ってくれました。我々も後に続きます」と誓うものであると対比される。

なお、繰り返しになるため省略するが、原告ら準備書面4で詳述したとおり、被告靖國神社の『社憲』や宗教法人法にもとづく『靖國神社規則』の記載からも、被告靖國神社が戦争称揚的教義を有することは明らかである。

(3) 参拝主体の特殊性

ア 被告安倍晋三の政治的信条

被告安倍晋三は、改憲、特に憲法9条に関する改憲について非常に強い意欲を有している。

例えば、「衆議院議員 安倍晋三 公式サイト」には、「基本政策」として「憲法改正」が掲げられており、そこには、「私は平成19年1月の内閣総理大臣施政方針演説で『戦後レジーム』からの脱却を宣言しました。憲法を頂点とした行政システム、教育、経済、雇用、国と地方の関係、外交・安全保障などの基本的枠組みの多くが、21世紀の時代の大きな変化についていけなくなっていることは、もはや明らかです。」「もちろん第9条では『自衛軍保持』を明記すべきです。」「今後も憲法改正に向けて全力で取り組みます。」と記載されている。また、同人の著書「新しい国へ 美しい国へ 完全版」(文藝新書)においても、「憲法9条の

規定は、いっぽうで独立国としての要件を欠くことになった」(同127頁)、「たとえば日本を攻撃するために、東京湾に、大量破壊兵器を積んだテロリストの工作船がやってきても、向こうから何らかの攻撃がないかぎり、こちらから武力を行使して、相手を排除することはできないのだ。わが国の安全保障と憲法との乖離を解釈でしのぐのは、もはや限界にあることがおわかりだろう」(同138頁)と記載されている。

安全保障に関する同人の見解の是非はともかく、同人の政治的信条が憲法9条を変更し、日本を戦争ができる国にすることにあることは明らかである。

イ 被告安倍晋三の具体的行為について

被告安倍晋三は、憲法9条を変更するという上記政治的信条を実行するために、第96代内閣総理大臣として、次に見るとおり様々な具体的な行為を行っている。

被告安倍晋三は、2012年(平成24年)冬の総選挙で政権公約に96条の先行改憲を掲げ、首相就任直後の衆議院本会議では、憲法96条の改正に取り組む方針を明言していた。その後、国民の間で憲法96条先行改憲の支持が拡がらなかったことから、一度は発言がトーンダウンしていたが、2014年(平成26年)2月4日の衆議院予算委員会において、憲法96条に関して「たった3分の1の国会議員が反対することで、国民投票で議論する機会を奪っている。世論調査で十分な賛成を得ていないが、国民的支持を得る努力をして、(改正の)必要性を訴えていきたい」と述べ、憲法96条改憲への意欲を示している。同人の政治的信条が憲法9条改憲であることからすると、憲法96条改憲の議論も、憲法9条改憲の準備であると捉えることができる。

2013年(平成25年)12月17日、第2次安倍内閣は「防衛計画の大綱(防衛大綱)」を閣議決定した。そこでは、陸海空の自衛隊の一

体運用と機動力強化の方針が鮮明にされるとともに、裏付けとして今後5年間の防衛費の増額が打ち出された。また、新型輸送機や無人偵察機、水陸両用車を調達する計画も盛り込まれている。同時に、武器輸出三原則（共産圏諸国、国連決議による武器禁輸対象国、国際紛争の当事者またはそのおそれのある国への武器輸出を認めないとする政策）の見直しも盛り込まれ、防衛装備品の輸出や他国との共同開発にも道が開かれることになった。これら防衛大綱の内容が、専守防衛を旨とする憲法9条と親和しないことは論を俟たない。

2014年（平成26年）7月1日、第2次安倍内閣は臨時閣議において、他国への攻撃に自衛隊が反撃する集団的自衛権の行使を認めるために憲法解釈を変更するとの閣議決定を行った。歴代内閣は長年、憲法9条の解釈として集団的自衛権の行使を禁止してきたところ、被告安倍晋三は、その積み重ねを無視して、憲法の支柱である平和主義を根本から覆す解釈改憲を行ったものと評価することができる。かかる閣議決定による解釈改憲が、憲法9条を変更するという同人の政治的信条に基づくことは明らかである。

更に、第2次安倍内閣は、立憲主義、憲法9条に反するという多数の国民の声、法学者の声を無視する形で、2015年（平成27年）9月19日、国会において安全保障関連法案を成立させた。

ウ 被告安倍晋三による本件参拝の意味

被告安倍晋三による本件参拝も、上記被告安倍晋三の政治的信条に基づき、上記一連の具体的行為の一環としてなされたものとして評価しなければならない。

本件参拝は、靖国神社という戦前の全体主義的な政治的象徴を承認、称揚、鼓舞するという行為である。そして、被告安倍晋三が、これまでの内閣法制局の見解を無視し、集団的自衛権の行使について憲法に反し

ないと主張している上記事実等から鑑みれば、本件参拝は、靖國神社の有していた戦前の軍国主義の精神的支柱としての役割を現在において積極的に活用しようという意図のもと行われたものと考えざるを得ない。被告安倍晋三が靖國神社に参拝し、「国のための戦死」を美化するのは、集団的自衛権の行使容認によって自衛隊の海外派兵が現実味を帯びてくる中で、再び日本国民を精神的に支配し、戦争協力を動員しようとしているものと言える。

すなわち、被告靖國神社は上述のとおり、戦争称揚的性格を有しているところ、かかる神社に憲法9条改憲の意欲をもち、その実現のための具体的政策を遂行してきた被告安倍晋三が参拝するということは、当該参拝も、憲法9条を改憲し、戦争を準備するための意義を有するものである。

(4) まとめ

以上のとおりであり、本件参拝をした側である被告安倍晋三の政治的信条及び被告安倍晋三が内閣総理大臣として参拝した本件参拝の意味と、本件参拝を受け容れた側である被告靖國神社が被告国と不可分一体の関係にあり、かつ「日本を戦争できる国にするための神社」であるというその特殊性からして、本件参拝及び本件参拝受け入れ行為が「戦争の準備行為等」に該当することは明らかである。

6 本件参拝及び本件参拝受入れにより、原告らの「生命、自由」が「侵害の危機にさらされ」たこと

従前より、日本を含む北東アジアにおいては、歴史認識を巡る中国、韓国、日本の対立に加え、中国政府による防空識別圏の設定、日本国内での他民族排斥運動等の不安定な要因が顕在化していた。

そのような中で、2008年（平成20年）以降、日本、韓国、中国

の3カ国は、3カ国会談を定例化することにより、北東アジア地域における宥和に向けて努力していたものと言える。2013年（平成25年）は尖閣諸島をめぐる対立から3カ国会談の開催が延期されていたが、同年11月7日にソウル市内で開催された日本、中国、韓国の次官級会議において、「協力の発展」に向けた3カ国の決意が確認された。当該次官級会議は、3カ国間協力の協議復活への第一歩となるものと期待されていた。

そうした状況で被告安倍晋三が行った本件靖国神社参拝は、動き出そうとしていた3カ国間の協力を停滞させるものであり、北東アジアにおける外交的緊張を一気に高めたものと評価せざるを得ない。被告安倍晋三の本件参拝について、韓国政府は「韓日関係はもちろん、北東アジアの安定と協力を根本から損ねる時代錯誤的な行為」と非難する声明を發表している。

かかる状況で、もし何らかの偶発事象が発生した場合、北東アジアにおける軍事的摩擦に発展しかねないおそれがあり、原告らの「生命、自由」に対する侵害が発生する可能性は否定しきれぬものではない。この意味で、被告安倍晋三による本件参拝および被告靖国神社による本件参拝受入により、「原告らの生命、自由が侵害の危機にさらされた」と言わざるを得ない。

7 平和的生存権の副次的機能（予備的主張）

もし万一、本件参拝行為及び参拝受入れ行為が「戦争の準備行為等」に該当せず、もしくは、本件参拝行為及び参拝受入れ行為によって「原告らの生命、自由が侵害の危機にさらされた」と言えず、本件で原告らの平和的生存権の本来的機能が侵害されていないとしても、本件参拝及び参拝受入れ行為は、原告らの平和的生存権の副次的機能が侵害された

ものと言え、結局、原告らの平和的生存権が侵害されたことになる。この点について、既に提出している小林教授意見書（甲 2 3 号証）に沿って説明する。

(1) 憲法 9 条違反の国家行為をたゞす平和的生存権の主張（本来的機能）

ある国家行為が憲法 9 条に違反した国家行為であると言うことができる場合、国民個人はその国家行為によって自己の平和的生存権が侵害されたとして、その権利を回復しかつ当該国家行為の違憲性をたゞすべく裁判所に適宜の訴えを提起することができる。これが、平和的生存権が本来的機能を發揮する形態である。名古屋高裁が、「戦争の準備行為等」がなされた場合に平和的生存権が侵害されたとして訴訟提起ができるとした判旨も、それが「憲法 9 条に違反する行為」であることを大前提としている。こうした理解は、憲法の規範構造から必然的に帰結されるものである。

つまり、憲法前文が、全世界の国民が平和のうちに生存する「権利」を有するとしたことは、人の平和的生存を、たんに国家が平和政策をとることの反射的利益と捉える従前の理解から原理的転換を遂げて、平和をまさに権利として把握したことを意味する。換言すれば、この平和的生存権規定は、9 条によって意味充填を受けつつ、政府に対しては、軍備をもたず軍事行動をしない方法で国民の安全をはかり、国際平和実現の道を追及する平和政策の遂行を法的に義務づけ、反面で、国民には、政府が平和政策を執るよう要求し、また自らの生存のための平和的環境をつくり維持することを各自の権利として保障したもの、と解することができる。そして、この、前文に直接の根拠をもつ平和的生存権は、9 条で意味充填を受けた上で、ひとつは、1 3 条をはじめとする第 3 章各条項に定められた諸人権と結合して機能し、またひとつには、第 3 章の各人権がカバーしていない領域ではそれ自身が独自の意味をもつ人権とし

て働くものであるといえる。要するに、前文の「平和のうちに生存する権利」の意味内容は、9条によって充填され、そのことで具体性をそなえた人権として機能しうるものとなり、かつ、第3章の人権条項と相俟って個別の事案において働くこととなる、と解することができる。したがって、「平和のうちに生存する権利」における「平和」は、他ならぬ日本国憲法自身、何より9条（および前文の第1段、第2段）によって特定の意味を付与された「平和」であるから、9条違反の政府の政策がおこなわれたとき、それは即、平和的生存権を侵害したものと評価されるのである。すなわち、そこにおいて平和的生存権は、憲法の平和主義に違反する政府の行為の憲法適合性を判定する実体規範として機能する。と同時に、この権利は、9条違反の政府行為に対して市民個人が法廷で争うための手続規範としてはたらく。すなわち、日本国憲法の平和的生存権は、主観的権利でありながら、市民がそれを用いて政府の平和に反した政策を正すという客観的な機能を果たすことになる。これがこの権利本来の役割（本来的機能）であるといえる。

(2) 憲法9条違反に至らない違憲行為に対する主張（副次的機能）

ある行為が、信教の自由をはじめ憲法上保障された諸人権を蹂躪する、疑うべくもない違憲行為であっても、それが9条に違反するところには至っていない場合、平和的生存権の本来的機能ではなく、副次的機能が侵害されたと評価できるかを検討する必要がある。（上記小林意見書31頁）

もともと、平和的生存権規定については、それがきわめて多様な側面をもった規範であると言われる。

すなわち、平和的生存権は、政治的規範（外延部分）と法的規範（中核部分）とから成り、前者は、日本国民および全世界の国民に対して、政治・外交・経済・文化等のあり方についての政治的・立法的指針を示

すものであり、後者は、①自然権的法規範性を発揮する場合、②単独の具体的権利にまで凝縮されている場合、③個別的基本的的人権保障条項と複合する場合、および、④一定の個別的基本的的人権ないし立法の解釈の指針となり、また憲法的保障の実質的具体化としての法規範性を発揮する場合、という4つの「効果発生形態」をもつ。そのうち、①からは、大量破壊兵器（集団的殺害、核攻撃等）について裁判的・合法的救済がなされないとき、個人的・集団的抵抗権が発生し、②は、裁判所に出訴して救済を求める根拠となりえ、③の個別条項との結合から、たとえば徴兵制や軍機保護重罰が違憲となる、等の効果が発生し、また④の場合の具体的立法の侵害は、同時に平和的生存権の侵害を構成する、というものである。

これは、平和的生存権の副次的機能をいう場合、この権利がこうした多様な形態をもつことを前提にしつつ、本来的機能と結合させて理解されるべきことを示唆している。そして、国家行為の違憲性が9条違反を構成するまでには至っていない場合には、この副次的機能が発揮されると考えるべきである。

(3) 本件における平和的生存権の機能

本件に関しては、もし万一、本件参拝行為及び参拝受入れ行為が、直ちに憲法9条に違反すると評価できなくとも、本件参拝は、体系的な軍事的政策をすすめる安倍政権と、戦争をする国に精神的支柱たる性格をむしろ強めている靖國神社の両者を今日の時点において一体化させるものである。そして、その点において、国家行為としての本件靖國参拝は、まさに、国民を再び戦争に動員する、次の戦争のための準備行為のひとつとしての本質を有する。すなわち、現政権によっておこなわれる靖國参拝は、人々の平和に生きようとする自由を妨げる違憲の行為であって、内心の自由形成の権利、信教の自由確保の権利、回顧・祭祀に関する自

己決定権などを侵害してやまないものである。そこにおいて、平和的生存権には、まずもってそれらを支え、かつ補充する、副次的な機能を發揮するものと言える。

本件において、原告らの内心の自由形成の権利、信教の自由確保の権利、回顧・祭祀に関する自己決定権が侵害されたことは、これまでの原告らの主張立証から明らかである。そして、本件参拝行為及び参拝受入れ行為は、もし万一憲法9条に直接違反するものでないと判断される場合であっても、次の戦争のための準備行為の一つとしての本質を有するのであるから、かかる行為は、その副次的機能が發揮される場合として、平和的生存権を侵害するものと構成できるものである。

第4章 損害論

本章では、本件参拝及び本件参拝受入れ（以下併せて「本件参拝等」とする）によって、原告らの内心の自由形成の権利、信教の自由確保の権利、回顧・祭祀に関する自己決定権及び平和的生存権並びに憲法の政教分離規定に反するとの司法判断があった内閣総理大臣の靖國神社参拝が二度と行われないと期待する権利が、どのように侵害されたか、どのような被害を受けたかを述べる。

第1 原告らに共通の被害

1 はじめに

本件参拝等によって、原告らは、それぞれ各自の内心の自由形成の権利、信教の自由確保の権利、回顧・祭祀に関する自己決定権並びに違憲の靖國参拝が行われることはないであろうという期待権を侵害された。

ただ、損害の内容は、思想信条、特定の宗教への信仰の有無、靖國神社に合祀されている戦没者遺族であるか否か、或いは国籍・出身地・職業等によって差異があろう。

そこで、後の節で、沖縄原告、遺族原告、宗教者である原告、首相の靖國参拝が違憲であるとの司法判断を得た原告、台湾原告について、それぞれその特徴的な損害を述べることにするが、この節では、そのいずれにも該当しない原告を含むすべての原告について、共通の損害について述べることにする。

まず、戦争を可能にするという目的で創設され、戦後も依然その性格を全く変えることのない靖國神社に一国の首相である被告安倍が参拝したことは、原告らに、戦争の被害が生じるという現実的かつ甚大な恐怖を駆り立てたということである。

本件参拝は、特に、近い将来戦争が起これば、国によって兵士として戦地に駆り出される可能性の高い若者の原告らに、戦争に動員させられ、人を殺し、または殺されるという著しい恐怖を生じさせた。

そして、なかでも女性の原告らは、この恐怖に加え、本件参拝により、同じく戦争に動員され、女性差別、性暴力などの被害を受けるという現実的な著しい恐怖を感じ、また、兵士として喜んで見送り、戦死を褒め称える役割を強要される恐怖を感じた。

若者や女性原告らは、被告安倍の軍事政策と併せ考えて、本件参拝が戦争準備行為であると明確に認識し、その個々人の有する非戦・平和の思想、非戦・平和への信条を形成し、これを維持する自由や平和のうちに生きる自由が侵害され、自らが将来戦争に動員される危険を現実化され、多大な恐怖を感じ、重大な精神的苦痛を受けたのである。

また、朝鮮人等の在日外国人にとっては、日本国の首相である被告安倍の靖國神社参拝は、過去の侵略戦争で死んだ兵士を英霊として崇め祀ることへの国家による強い肯定であり、皇民化政策と不可分一体の靖國神社参拝への懲慚であった。本件参拝は、侵略戦争で甚大な被害を被った植民地の人々を再度乏しめ、日本でその侵略の事実を主張すること、さらには朝鮮人等であること自体を名乗ることさえ困難にさせ、在日外国人原告らが平穩に生きる権利を侵害し、日本社会で生存することの著しい恐怖を感じさせた。

また、教育職である原告らは、自らの経験から学んだことを踏まえ物事を自分の頭で考える姿勢を生徒たちに伝えたいと考えている。しかるに、被告安倍の本件参拝は、教育者原告らに、日本政府が戦争のできる国を志向していることを示し、非戦・平和についての教育を施すことを圧迫した。本件参拝は、教育者原告らに対し、政府の見解のみ掲載する教科書の使用強制、日の丸称揚・君が代斉唱の強制と一体となって、生

徒たちへの「靖國精神」の普及を強いたことを意味する。その結果、生徒に、今まで教育者が教えてきたことと矛盾するという不信感を与え、あるいは全体主義の慫慂という悪影響を与えることとなる。被告安倍の本件参拝は、国が教育者としてのあり方にまで介入、支配し、自律的に考えることの大切さを教えようとする者に、教育者として戦争の手助けをさせられることの恐怖を感じさせ、多大な精神的苦痛を与えたのである。

以下、原告ら共通の損害の例として、原告金信明の被害、原告増田俊道の被害、原告友田良子の被害を述べ、また、原告本人尋問を行うことができなかった若者世代の被害を述べることとする。

2 原告金信明（松澤信明）の被害（原告番号一次438）（甲34）

(1) 日本の中での朝鮮人差別、そして父親が朝鮮人であること

原告金信明（以下「原告金」という）は、1977年3月に東京教育大学を卒業して教員となり、主に東京都立の高校の全日制及び定時制課程で教鞭をとり、2011年3月に退職した。

原告金は宮城県仙台市で生まれ育ったが、大学に入学してから偶然に知るまで、父親が朝鮮人であることを知らなかった。かつ、その事実を知ってから、それを秘密にしなければならないと心に決め、人と付き合うのに壁を作るようになった。

原告金がそのように「父親が朝鮮人」である事実を隠すと決めたのは、同人の「個人的特性」ではあり得ず、明らかに日本社会における朝鮮人差別が引き起こしたことであった。ただ、同人がそのように確信するに至るのは、その後約20年を経過してからである。

(2) 朝鮮人である自分から逃げるか、向かい合うか

原告金は教員となってからも、生徒に、「父が朝鮮人であること」を話す

ことができなかった。生徒たちに馬鹿にされるのではないかと恐怖を感じていたからである。

実際に定時制のクラスの中で、生徒が近所に住む朝鮮人のことを軽蔑した口調で話すのを、原告金は止めることができなかった。

しかし定時制の生徒たちは、自身が実は被差別者であった。

「定時制高校の生徒というのは、ほとんどの生徒が差別される側に立っています。在日朝鮮人の生徒、部落出身の生徒はもちろんですが、中国帰国の生徒、それからニューカマーと呼ばれる外国人の生徒、障害のある生徒、不良と呼ばれる生徒、不登校を強いられてきた生徒、困難な家庭の問題を抱える生徒等々も数え上げたらきりがありません。定時制高校の生徒だということが分かっただけで、知っただけで入社試験を受けさせない、そういうような企業が現実に何社もありました。」

(金本人調書2頁)

(3) 差別から逃げる生徒たちに「差別と戦う」ことを教える

原告金は、戸籍上の氏名「松澤信明」を使うのを止め、「金信明」として生きることを決めた。そして初めて、定時制高校の生徒たちに、差別と戦う主体となることを話せるようになった。

「ホームルームで討論を重ねたり、それから差別問題を扱う演劇の授業を一緒にやったり、そして講師を招いて講演会をしてもらったり、フィールド・ワークに出かけていろんなことを学んだり、本当に実にさまざまなことを4年間の間にやりました。その中で生徒たちと一緒に本当にその4年間で私自身も成長できたというふうに思っています。」

(金本人調書3頁4頁)

ところで、原告金ら東京都立学校教員に対して、2003年10月23日に、いわゆる10.23通達という東京都教育委員会からの通達が出され、学校行事において「日の丸」を掲げ、「君が代」斉唱の際には起立する

ように、懲戒処分 of 脅しをもって強制されることとなった。

原告金は同通知に抵抗し、戒告処分を受けることになった。原告金が同通知に抵抗するのは、以下のような思いがあつてのことであつた。

「35年に及ぶ日本による植民地支配の下で、朝鮮人は本当に皇民化政策でいろんなことを受けました。創氏改名、それから神社参拝の強要、朝鮮語の禁止、そういった一連の植民地政策、そのものと不可分なものとして日の丸・君が代というのは存在していました。そして戦争が終わって朝鮮が解放されても、日本社会の中で在日朝鮮人に対する差別は根強く残りました。その民族差別の象徴として日の丸・君が代が今でも存在しているというふうに私は考えています。」(金本人調書5頁)

(4) 反原発運動に対して体験したヘイトスピーチ

原告金は、年度末での退職を既に決めていた2011年3月11日、東日本大震災に遭い、福島第一原発の事故による放射能被害から遠ざかるために家族で福岡県まで避難した。

福岡県では、外国人のための日本語ボランティアとして登録し、講師として活動している。また、原発被害の問題に取り組んでいる。

そうした中で、原告金は外国人を排撃するヘイトスピーチを体験した。

「これは全国的にそうなのかもわかりませんが、原発反対のデモなんかやっていると、もう日の丸を立てた右翼が押し寄せてきまして、そして朝鮮人の手先、朝鮮へ帰れというようなヘイトスピーチを平気でばんばんとがなりたてる、そんな状況に陥っています。」(金本人調書7頁)

(5) 安倍首相の靖國神社参拝により受けた損害－朝鮮人として平穩に生きる権利の侵害

ア 原告金は、安倍首相による政治の下で、日本社会の空気が外国人を排除

する方向に変わってきたのを感じ、平穩に住む権利を害されて恐怖に
られている。

「私みたいに朝鮮人ってことを隠さないで地域で生活している人間
にとっては、やっぱり日本社会の中でそうやって安心して生きる、平
穩に生きることがなかなか難しくなってきたというのが現実としてあ
ると思います。これは朝鮮人だけではありません。在日の中国人も、
例えば、安倍首相が強権的な右翼的な言動を繰り返す中で、尖閣列島
の問題、国家間の問題ですけど、これが起こる、そうするとそれが日
本人に対して在日中国人に対するいわれなき民族差別の方に走らせて、
それが暴力的な行為になって出てくるという事例がありました。」（金
本人調書7頁8頁）

原告金にとって、日本社会において、朝鮮人として平穩に生きていく
ことは、当然に享受できるはずの基本的な権利である。ところが、安倍
首相の靖國神社参拝行為によって、過去の侵略戦争で死んだ兵士を英靈
として崇め祀ることへの国家による強い肯定感が醸成され、靖國神社参
拝への慫慂が行われた。そのために侵略戦争で甚大な被害を被った朝鮮
人の存在は軽視され、日本でその事実を主張すること自体が否定される
という理不尽な立場に置かれ、平穩に生きる権利を侵害されている。

イ ことに原告金は、「松澤信明」の名前で暮らしていれば直面することの
ない「朝鮮人・金信明」であることによる苦痛を受けているが、「金信明」
を名乗ることは、人生の半生を掛けてつかみ取った、戦う存在としての自
分を象徴する行動である。同時に、自らと同様に被差別の存在である生徒
たちに、戦うことを教える教育者として活動してきた半生を象徴する行動
でもある。これを原告金の手放すことなどできない。

このように「金信明」として生きることをつかみ取り、教育者として実
践してきた人生を、安倍首相の靖國神社参拝行為は全否定した。

よって、原告金は到底容認することができない精神的苦痛を被った。

3 原告増田俊道の被害（原告番号一次429）（甲29）

(1) 自分の体で体験することにより価値観が変わったこと。教育者としての原点

原告増田俊道（以下「原告増田」という）は、1961年広島生まれで、父親が原爆投下で被爆しており、いわゆる被爆二世である。

しかし原告増田が被爆二世として活動するようになったのは大阪の大学に入学してからであり、高校卒業までの原告は、ボーイスカウトの活動による天皇・日の丸・君が代の政治的影響と、元海軍大尉で宗教団体「生長の家」の熱心な信者であった母方の祖父の政治的・宗教的影響の下にあった。

『『国家神道』に支えられた『国家主義』的な考え方を受け入れていました。』（甲29・増田陳述書2頁）

しかし原告増田は、その後の人生で価値観が大きく変わる経験をした。その経験を踏まえて、社会科の教員になり、子どもたちに正しい歴史観と人権意識を身につけてほしいと考えるようになった。

「もうその後30年40年くらい経っているんですが、その間、いろんな失敗や挫折や不安を持ちながらも、自分の頭で考え、自分の体でいろんなことを体験してきたことによって変わってきたと思っています。」（増田本人調書2頁）

「やっぱり、近現代史であるとか人権問題について、きちんとやっぱり教え学んでいくということは大切だし、それを自分の体験で自分の頭で考えていくということが大切だと思いましたので、それで、そういう教育をするために、自分も教師になって何か役立てればなというふうに思いました。」（同4頁）

(2) 父の病気により奨学金で大学進学が可能になった体験

原告増田にとって価値観が変わる体験をした最初は、高校3年生という受験期に父親が緊急入院をして、退院まで半年も掛かる大病をしたことであった。

「兄はすでに東京の大学に進学しており、母は仕事を辞めて看病のために病院に泊まり込むことが多く、家には私だけということが多く、辛く寂しい生活を過ごしました。

さらに、収入がほとんどなくなっていたこともあとで知りました。受験料もままならない中、唯一受けた国立大学の受験にも失敗し、進学を諦めて就職をするしかないかと考えはじめた頃、親戚の叔父の助けで予備校に通うことができるようになり、さらに朝日新聞の奨学金制度で新聞配達をすることを条件に入学金・授業料・生活の場の保障もしてもらえることを知り、一浪のあと大阪の大学に入ることができました。」(甲29・増田陳述書3頁)

この経験が、原告増田にとって社会への問題意識のきっかけとなった。

「新聞配達をしながら大学に通っていたんですが、その頃、大学の授業料値上げ、学費値上げの問題があったりとか、それから、大学によって学生寮が潰されるというような問題があって、世の中では社会的な弱者に対しては非常に冷たい社会構造があるんだなあとということを学びましたし、様々な社会問題について学ぶ機会を得ることができました。」(増田本人調書2頁)

(3) 被爆二世を意識し、当事者として活動・交流した体験

原告増田が被爆二世であることを意識したのは、大阪の大学に入学してからであった。

「多くの被爆者が被爆二世問題については、まだ語らなかった中で、大阪では被爆二世が自分達の健康とか生活とか人権の問題を、自分

たちで保証していこうということとか、それから、まだ制定されていなかった被爆者援護法（中略）を制定させていこうということとか、あと韓国にも被爆者や被爆二世の方がたくさんおられるので、その人たちとの交流ということをやっていました。」（増田本人調書 3 頁）

被爆者差別が現実にあった中で、その被差別の存在が次世代へ引き継がれるということの恐怖感・タブー視の空気を、大阪の被爆二世は当事者として打破していこうとしていた。原告増田はその活動にも大いに触発された。

(4) アジア学生会議に参加し、国際的な視野から日本人を顧みた体験

原告増田が大学2年生のときにアジア学生会議（会場・香港大学）に参加した経験からも大きな影響を受けた。

「（参加していた学生の属する）アジア太平洋地域の国の中で、そのアパルトヘイト政策を支持していた国は唯一日本だけだったんです。そういう中で、日本政府の排外主義的な人権感覚に劣る政策というのを目の当たりにしました」「香港大学で日の丸が焼かれてたりとか、エレベーターに乗ると「Don't use Jap！」という落書きが書かれたりしてて、そのアジア太平洋戦争の記憶っていうのは、まだアジアの中では消えていないんだなあということと、それから、そういう問題を解決するためには、日本人がきちんと向き合わないといけないなということを感じました。」（増田本人調書 4 頁）

(5) 教員として、マイノリティーの生徒及び保護者と向き合うという姿勢の獲得

原告増田は1985年に教師となり、1年目から同和教育推進係の仕事として、外国籍生徒の15歳時の外国人登録に付き添うことがあった。その経験から、マイノリティーの生徒及び保護者と向き合うという

姿勢の大切さを獲得した。

「市役所の奥に、その登録をする場所があるんですけども、犯罪者のように連れていかれて、いやいや指紋を押さされたり、あるいは、中にはその指紋を押すのを拒否したりする生徒もいました。」

「その学生のとくに、アパルトヘイトの問題で感じたのと同じように、日本にはまだ排外主義的な政策が残っているんだということを学びましたし、それから、マイノリティーの側に立ってる生徒と向き合うということは、本当にその子たちの立場に立って、あるいは保護者の立場に立って、きちんと向き合っていないといけないんだなあということを感じました。」（増田本人調書5頁・6頁）

(6) 「君が代」斉唱時不起立、処分に対する提訴

ところが、2011年に「大阪府の施設における国旗の掲揚及び教職員による国歌の斉唱に関する条例」が制定された。この条例の施行で、外国籍生徒に対して、日本への同化を迫るようなことが行われるようになったと原告増田は感じた。（増田本人調書6頁）

これに対して、原告増田は、教育長通達により処分の対象となるのを覚悟で、卒業式の「君が代」斉唱のときに不起立を行った。

「2013年3月が、私、3年生の担任をしていましたので、卒業式で、どうしてもやっぱりその外国籍の生徒や、様々な思いを持った生徒、あるいは、信教上の理由である生徒を強制的に導くような条例には従えないということで、君が代斉唱のときに不起立をして処分をされました。」（増田本人調書7頁）

現在、原告増田は、他の処分を受けた教師らとともに、上記条例や職務命令が憲法違反であるとして裁判を起こし、異議を表明している（同頁）。

(7) 安倍首相の靖國神社参拝により受けた損害—教育者として戦争の手助けをさせられることの恐怖

原告増田は、上記のような経験や学習を経て、教師になってしばらくしてから、「戦争の問題であるとか人権の問題に向き合うためには、やっぱり天皇や靖國神社の問題というのは避けて通れないなと思うように」なった（増田本人調書8頁）。

そして、端的に靖國神社の存在は「結局は個人の死というのを、国家が戦争するために利用するための機関ではないかと思うようになって」いった（同7頁）。

そして、安倍首相が靖國神社に参拝をしたという報道に接したとき、原告増田は「ちょうど自民党の改憲案が出た直後だったと思うんです。（中略）やはり、また靖國神社を利用しながら戦争へと向かっていく第一歩かなというふうに」感じている（同8頁）。

原告増田のような被爆二世からみれば、「被爆者にとっては、戦争や被爆ということが二度と起こらないようにというのが最大の願いです。（中略）首相が参拝するということは、そういう被爆者や戦争犠牲者の立場からすると、その気持ちを踏みにじるものだ」と感じている（同8頁9頁）。

そして現在も教師として生徒に教育を施す立場にある原告増田は、安倍首相の靖國参拝行為によって、アジアにルーツを持つ生徒は日本政府に対する信頼感を失った部分があると感じた。また、日本人生徒にとっても、日本政府が戦後補償問題を棚上げにすることによる悪影響が及ぶと感じた。インターネットなどによる偏狭なナショナリズムの加速に繋がるのではないかと危惧した（同9頁）。

そして、教師として今後を考える原告増田が非常に苦痛を感じるのは、また教師がかつてのように教え子を戦場に送る役割を果たさせられるのではないかという恐怖感である。

「私は躊躇なく愛国者だというふうに私自身は思っています。愛国というよりも（中略）憂国者といってもいいのかもしれないですけど

も。現在と将来の、特に日本の教育については非常に危機感を持っています。例えば、教科書の内容が、政府の見解のみを載せるというふうに今変わってきつつあります。領土問題にしても、原発の問題にしても。政府は何をやってるかといえ、もはやもう立憲主義をも脅かすような勢いで、積極的平和主義という名で戦争ができる国に進みつつある。その中の一つが安倍首相の靖國参拝だと思うんですが、それが進むことになれば、また教員は、かつての教員と同じように戦場に子どもを送ることになり、その英霊となることを勧め、戦場に兵士として送り出すということになるわけで、その片棒を担ぐようになるということは、私には耐えられないわけです。学生時代に経験したり、教師になるときに思ったり、あるいは、教師になってから経験していることを完全に覆されることになるので、今後自分としては、そういう自分の気持ちや思いを捨てて、ある意味、政府の広報機関のような教師になるしかないのか、あるいは、それを守ろうとすれば、もう教師を辞めるしかないのか、その二者択一を迫られているようで、大きな精神的な苦痛を感じています。」(同10頁)

原告増田は、教育者として、自らの経験した一つ一つで自分が考えてきた経緯を大事に考え、経験し思考する姿勢を生徒たちに学ばせたいと考えてきた。それに対して、安倍首相の靖國神社参拝行為は、日本政府が戦争のできる国を志向していることを示し、生徒たちに不信感を与え、あるいは悪影響を与えている他、原告増田のような教師に対して、そうした政府の政策を、政府の広報機関として、生徒に教えるようにと強要するものに他ならなかった。

原告増田は、そのように、教育者としてのあり方に介入して支配しようとする安倍首相の靖國神社参拝行為によって、多大な精神的な苦痛を受けている。

4 原告友田良子の被害（原告番号一次296）（甲30）

(1) 原告友田の人格形成における戦争と平和

ア 原告友田良子（以下「原告友田」という）は1942年に鹿児島市で生まれた。敗戦の年にまだ3歳であったから、軍需工場に動員された経験がないのはもちろん、空襲の記憶もない。

しかし、敗戦後には物心つく年齢になっていた原告友田に、「戦争」の体験や記憶がないわけではない。

陳述書（甲30）の中でも法廷でも、原告友田は、家の近くの闇市の雰囲気や、白い包帯を巻いた傷痕軍人の姿、腑抜けのようになって働けない男たちと、その傍らで、生きるために懸命に働く女たちの記憶を語った。同原告はまた、近所の小父さん小母さんから、戦争で息子や親を失った悲しみや、遺骨さえ戻ってこないという現実を聞いて、これを幼い心に刻み込んでいる。

占領軍は鹿児島市にも進駐した。まだ小学校に上がるか上がらないかの年齢だった原告友田ではあったが、無邪気に振舞う占領軍の若い兵士たちを睨み付け、決して付きまとうことはしなかった。小学校の給食で、肝油や脱脂粉乳が出て、それが敵国アメリカから贈られたものだと聞かされ、不思議に思った。

イ 原告友田は、婚約者を戦争で失って強く戦争を憎んでいた女の先生から、小学校3年の時、一生心に残るメッセージを受け取った（調書3頁）。

「前田（婚姻前の原告友田の姓）さん、今から先はね、おかしいと思うことがあったら何でもまず、おかしいって言いなさい。・・・おかしいことは絶対おかしいと言いなさい。」

原告友田は、これまでの生涯で、そのメッセージを忘れたことはない。

ウ 中学を卒業して紡績工場に集団就職した原告友田は、1年後に鹿児島

に戻り夜間高校に入った。

その夜間高校で、10歳以上も年上の同級生たちが、「戦争で勉強ができなかった。戦争が終わっても食べることに一生懸命だった。平和になってやっと学校に来られるようになった。ずっと勉強がしたかった。勉強ができるようになって本当によかった。」と言いながら、勉強に燃え、喜びにあふれている姿を見て、人々にとって戦争が何であったかを改めて思った。

エ 夜間高校を卒業して、原告友田は高校の教員だった夫と結婚した。そして3人の男の子を産んで立派に育て上げた。妻として、母として、家族と家庭を守ることに専念し、何の不安も感じずにすんだ時代を、原告友田は法廷で、次のように回顧した（調書4頁）。

「子供を本当に次々産んで、それで、夫たちや政治が守ってくれる。憲法なんて知らないけれど、ずっと平和に暮らせる。だから、どんどん子供を産んでもいいと思って暮らしておりました。」

オ 原告友田が述べるように、敗戦後の日本は、新憲法の平和主義・基本的人権の尊重・国民主権の三大原則を曲がりなりにも堅持してきた。そして、焦土からの復興を成し遂げたばかりか、自衛隊を持つようになったものの、数十年もの間内外で一度も武力を行使したことがない国として、国際社会において名誉ある地位を確立してきた。

カ 原告友田の人格形成は、新憲法の平和主義に基づく日本の敗戦後の歴史を内面化してきたものである。この間の経過を、原告友田は、法廷で次のように述べた（調書5頁）。

「子供が学校に行くようになって、子どもが学ぶのと一緒に親も学ぶ場があったんですね、PTAという場で。そこで初めて、・・・憲法ということを知りまして、小学校の子供と一緒に戦争とか平和というのを考えるようになって、どんどんどんどんそういう形で、私の心も育ってい

ったような、子どもと一緒に育っていったような気がします。」

原告友田の人格にしっかり根付いた平和への思いは、幼いころの「戦争」の記憶に根源があり、それが新憲法の平和主義に裏打ちされて発展したものである。平和を尊ぶこの思いは、老若男女を問わず、新憲法の下で生きてきた本件訴訟の原告らすべてに共通のものである。

(2) 「湾岸戦争やめて」と、鹿児島中央駅前でハンスト

ア 1991年（平成3年）1月17日、アメリカ軍中心の多国籍軍がイラクを空爆したことから湾岸戦争が始まった。日本政府は、湾岸戦争を支援し、協力する態度を表明した。

イ これを知って、原告友田の人格は激しく揺さぶられた。成人していた3人の息子やその孫たちが「人殺しにされてたまるか。」という思いがこみ上げた。湾岸戦争とそれに対する日本政府の協力を止めたい一心で、矢も盾もたまらず、原告友田は直ちに、友人とたった二人で、家に近い西鹿児島（今の鹿児島中央）駅前の広場で2泊3日のハンストを行った。

(3) 90億ドル支出違憲確認等請求訴訟を起こす

ア ハンスト後も、原告友田は何か突き動かされるように、政府の湾岸戦争協力を止める方法を探し求めた。そして、日本全国の知己の知恵を借りて「90億ドル支出違憲確認等請求訴訟」の訴状を自分の手で書き上げた。訴状は、1991年（平成3年）4月10日、鹿児島地方裁判所に提出され、被告国との間で、本人訴訟による数年間に及ぶ長い、長い憲法裁判が始まった。

イ 訴訟で、原告友田は、自分が支払った税金が湾岸戦争の殺戮のために使われ、有無を言わず湾岸戦争の加担者にされてしまったことは平和的生存権を侵害しており違憲だ、と強く訴えた。

ウ 判決は、1997年（平成9年）1月27日であった。平和的生存権侵害による苦痛に対する慰謝料請求は認められず、原告友田は敗訴した。

しかし、鹿児島地裁は、判決理由において、憲法前文、9条の規定は、「憲法が、国民と国（公権力）との関係において、国に対し、平和の維持を国民に対する関係において義務づけていると解することができ、これを国民の側からいえば、憲法上、国民は、国に対し、平和を維持するように要求することができる権利（これを、仮に、「平和的生存権」と命名することもできよう。）があるというべきである。」という画期的な判断を示した。

(4) 靖國神社の本質

ア 兵士にとって、戦争とは、自国の政府によって命じられ、合法化された殺人の集積である。視点を変えれば、戦争とは、自国の政府によって強制された死の集積でもある。そこでは、「人の命は地球より重い。」などという格言は吹っ飛んでしまっている。

イ しかし、戦争はいつまでも続けられるものではない。必ず終わりが来る。戦争が終わった時、かつて民衆に殺人を命じ、死ぬことを強制した者は、マインドコントロールから覚めた民衆の視線におののく。靖國神社は、明治維新以来この国の為政者が肉親の死を嘆く民衆の恨みをかわす国家装置として位置づけられ、見事に機能してきた。

ウ 靖國神社は、戦争における殺人も、強制された死も、ともに一人一人の命を超えた、至高の存在（国家）の存続への貢献であり、尊い犠牲であると褒め称える。かくして、殺人を犯した者の罪の意識はいつしか雲散霧消し、肉親の死を嘆く民衆の恨みは神と祀られる感激にすり替えられてしまう（悲しみの錬金術）。支配層、とりわけ戦争を遂行した支配層がそのまま居座り続ける場合、これほど好都合な安全装置はない。

エ 戦争は、国家が武力を保有し、これを駆使する兵士を雇用し、兵士および国民の忠誠心を調達しなければ始めることはできない。靖國神社は明治維新以来、まさしくその忠誠心調達のための精神装置であったが、

同時に戦争遂行者のための安全装置でもあった。

(5) 被告安倍の靖國神社参拝による平和的生存権の侵害

ア 調書7～8頁で、原告友田は、被告安倍が首相として靖國神社に参拝したことを知った時、同被告が靖國神社をもう一度、国民を戦争に向かわせる教育の場として復活させようとしていると感じ、自分の平和的生存権が侵害されていると思った。

イ それは、原告友田にとって、戦争というものは坂を転げ落ちるようにして始まるもので、はっきり今日からが戦争で、その前日までは平和というようなものではない。社会の状況というものは一つ一つ積み重ねるように作られていく。後になって子どもから、「どうして止める行動ができなかったのよ。」と責められても、気が付いた時にはもうどうにもできないものだ。現在の日本の状況は、この度の被告安倍の靖國神社参拝だけではなく、過去の靖國神社国家護持の動き、繰り返される首相の靖國神社参拝、加えて戦争法案の整備が進められている。まさに坂を転がり落ちている状態である。原告友田は、この国がどんどん戦争への坂を転がり落ちていると感じて不安にかられる。そういう不安を与える状況を作っていることは、まさしく平和的生存権の侵害である。

5 若者世代の原告らの被害

(1) 本件参拝等によって強大化したヘイトスピーチの脅威により尋問を受けることができない事態が生じたこと

ア 被告安倍の靖國神社参拝によって力を増したヘイトスピーチの脅威により、若い世代に属する原告は尋問申請したものの、匿名を希望せざるを得ず、尋問を受けることができない事態が生じた。こうした事態そのものが、若い世代に属する原告ら（以下「若者原告ら」という）が受けた損害そのものといえる。

以下、特に陳述書もなく、また尋問を経た供述もないが、本件参拝によって若者が受けた被害の内容を主張することとする。

イ 原告らの第5準備書面第2章第1の2(1)で詳述したとおり、日本社会において、外国人、とりわけ朝鮮人・韓国人に対する人種差別デモや集会を組織する排外主義的集団による、生命・身体に対する直接の暴力・加害行為の扇動など、朝鮮民族等の集団に対する憎悪や差別を扇動する言動であるヘイト・スピーチが蔓延している。さらには、デモや集会の場だけではなく、匿名で書き込むことのできるインターネットメディアにおける人種差別、排外主義的言論は、近時ますます増大している。

若者原告らは、氏名が明らかになることで、ヘイト・スピーチを行う排外主義勢力が、若者原告らの実名をインターネットで明らかにし、その人格を誹謗中傷し、攻撃する可能性が極めて大きいと考えている。さらに、単にスピーチによる攻撃だけでなく、生命・身体に対する物理的攻撃のおそれもある。

仮に、このような攻撃が現実のものとなれば、単に若者原告らが精神的に苦痛を受けるというだけでなく、若者原告らの職場、家庭生活など、生活そのものが破壊される可能性がある。

若者原告らは、本件訴訟で自分の主張を明らかにしたいと考えていたが、ヘイト・スピーチが蔓延し、これを不法行為とする裁判例があるにもかかわらず、依然としてこれを許すかのような政治的社会的風潮のもとでは、匿名でなければ本人尋問を受けることができないと考えていた。

そして、現に、補助参加人と思しき人物によるヘイトスピーチがほかならぬ本件訴訟の口頭弁論直後の法廷内において発生し、若者原告ら上記の懸念が実証された。若者原告らが危惧していたヘイト・スピーチが実際に裁判所庁舎内で行われたのである。

ウ 被告安倍の本件靖國参拝が、インターネット上のヘイトスピーチの人種差

別、排外主義集団の人種差別を助長、促進し、勢いづけたことは、以下の原告金信明の陳述からも明らかである。

被告安倍の靖國参拝があった後に特に気になる動きとして、原告金信明はつぎのように陳述する。「ネット上では、特にユーチューブなどでは、本当に民族差別を扇動するような動画があふれかえりました。安倍首相の靖國神社参拝は、一部の差別主義者たちに本当に大歓迎されて、彼らの差別的な言動を助長させ、エスカレートさせています。本当にこれはもう私たち
在日朝鮮人にとっては耐えられないことです。」（金信明こと松澤信明，本人尋問調書，7頁）

被告安倍の靖國神社参拝が、単に宗教的意義を有するだけでなく、人種差別・排外主義的集団による直接の暴力の扇動など、朝鮮民族等の集団に対する憎悪や差別を扇動する効果を有するものであったことは明白である。

その結果、強大化したヘイトスピーチの脅威、威迫効果により、若者原告らが排外主義的暴力に恐れ、氏名を公にすることができなくなった。その結果、尋問を受けることができない事態が生じたことは、本件参拝による損害と見るべきである。

なお、若者原告らが、匿名であったとしても、原告らの第5準備書面で、被告安倍による権利侵害に抗い、若者原告ら自らの自由・権利を守るために不断の努力を行使して、自身の受けた権利侵害・損害の内容について訴えたことの重大性を特に指摘しておく。

(2) 本件参拝により戦争参加を強要する恐怖を受けたこと

ア 本件参拝によって、若者原告らが国のための戦争に動員される危険が現実化し、多大な恐怖を感じたこと

第5準備書面記載の若者原告らは次のように言う。

「靖國神社は、戦争に人びとを動員するための精神的支柱として機能しており、国のために戦死した『英霊』を顕彰する施設であり、その性格は今現

在でも明確に変わらないものである。そのような戦争へ人を動員するような施設に国の代表である内閣総理大臣が参拝することは、再び戦争が始まるのではないか、戦場に参加させられるのではという恐怖を感じさせ、精神的苦痛を与えるものである。」(20代女性B, 同15頁)

「首相の靖國神社への参拝は、国家の戦争により死に至った人びとに対する慰霊という宗教的な行為であるとともに、戦争による死を積極的に意義付ける政治的な行為でもある。・・・国家による死者利用であり人間の尊厳を踏みにじる行為(人権侵害)であることはもちろん、将来的に生じるかもしれない国民の戦死を肯定するだけの危険性を伴うもので、国民の平和に生活する権利を脅かす行為であることには相違ない。」、「特定の宗教と国家が関係することは、その国家の構成員である国民の内面に踏み込む行為にほかならないでしょう。それは、国家が国民に特定の価値を押し付けるものになるわけですから、決して許されないことだと考えます。・・・安倍首相は、靖國神社への参拝を、不戦の誓いを堅持していく決意を新たにすると述べたそうですが、戦死者に敬意と感謝の念を捧げる行為は、戦死を美化しているようで何だか怖いです。もし今後、戦争が起こった際には戦争で死ぬ人も出てくるかもしれません。安倍首相が戦死を美化するのは、戦争への反省を大事にしてきた戦後の日本の歴史を踏みにじる行為であるように思います。それに、安倍首相が戦死者に対して謝るのではなく感謝するというのは、国家のために戦争で死ぬことが美化されていた戦前の日本の姿を見ているような気になって、とても不安になります。たぶん、戦前の日本と戦争した国々や、現在の日本と外交関係がよくない国の人びとも不安に思っているのではないのでしょうか。靖國神社に参拝することで他国との関係が悪くなると、結果的に私の平和な暮らしが奪われていくような気にさえなってしまいます。外国の人びとと仲良く暮らしていくためにも安倍首相の靖國神社参拝はよくないと思います。安倍首相の靖國神社参拝は、戦争で死んだ人たちを利用し

て、次の戦争の準備をしているようで、人間の尊厳が大事にされていないようにも思えてきます。」(30代男性C, 同18頁)

「被告安倍は、これまでの訴訟で参拝が違憲と判断されているのを知っているにもかかわらず、参拝しています。つまり被告安倍は、靖國神社への参拝が違憲行為だと認識しつつも、自身の強い執着に則って、参拝に踏み切るのはです。また被告国や被告安倍は、今回の靖國神社参拝に続いて、秘密保護法の制定や、集団的自衛権の行使容認など、まさに『戦争への準備行為』を着々と進めているように、私には思えてなりません。こうした事実からいま一度申し上げると、被告は私たちの平和的生存権を侵害しています。私は戦争に行きたくありませんし、靖國神社に祀られたくありません。」(20代男性D, 同20頁)

上記のように、若者は、被告安倍の軍事増強国家政策と併せ考えて、本件参拝が戦争準備行為であると明確に認識し、若者個々人の有する非戦の思想や平和のうちに生きる自由を侵害され、自らが将来戦争に動員される危険が現実化していることに多大な恐怖を感じ、重大な精神的苦痛を受けたのである。

イ 自己の生命が国家意思によって奪われる危険が生じたこと

高橋哲哉氏(以下「高橋氏」という)は、被告安倍の本件参拝の目的と効果について次のように言う。

「靖國神社参拝によって『英霊』に『尊崇の念を表す』ことを安倍首相が強調するのは、まさに『命を投げうって』『血を流して』『国家を守る』行為が国家によって、国家の最高権力者によって『顕彰』されること、最大の感謝と敬意を向けられることをアピールするためであり、そのことを通じて、『国のために』『命を投げうつ』『血を流す』戦士を確保し、動員するためである。」(甲22号証：高橋哲哉意見書, 12頁)

被告安倍は、本件参拝により、国民に対し、「戦争で死ぬことは国のため

であって名誉なことであり、死んだ後も英霊となって靖國神社で未来永劫国家・国民から称えられる誉の存在に転化する、だから喜んで死んで来い」という「靖國精神」を普及させ、国民においてその精神を普遍化しようと策動したのである。

安倍政権が、「殺したくないし、殺されたくない」（これは憲法9条に含意されている「兵士にされたくない権利」そのものである）という市民、国民の軍事法制反対の意思表示を無視し、執拗に軍事法制を整えようとし、現に2015年9月19日に戦争法案と言われて多くの反対があった「平和安全法整備法」などを数の力で強引に成立させたという現状に照らすと、被告安倍は、これからむしろ意気揚々として戦争を生じさせようとしていると言わざるを得ない。若者原告らは、その戦争の中で、兵士、兵士を支えるその他国民としてその生命を利用される存在である。いわば、被告安倍も言うところの、「尊い命」が侵害される危険が切迫している状況が、被告安倍の「靖國精神」の普及行為である本件参拝によって具現化したのである。若者原告らは、自己の生命が国家意思によって奪われる危険が生じたことにとてつもない恐怖を感じている。

(3) 本件参拝により女性の戦争動員による人権侵害の危険を生じさせたこと

ア 本件参拝によって、特に女性が戦争動員されることで生じる女性差別、性暴力等の人権侵害の危険が現実化し、多大な恐怖を感じたこと

若者原告らのうち女性原告らは、上記第1の1(2)記載の恐怖に加え、本件参拝により、以下の恐怖を感じた。

「安倍首相の政策と靖國神社参拝問題のあいだには、慰安婦問題もまた、挙げられるかと思えます。安倍政権は一貫して慰安婦の『強制連行』という事実を否定する姿勢を取り続けています。・・・彼女たちの被害を認めず、加害者である人びとが合祀されている神社へ何の屈託もなく参拝することは、どれほど『慰安婦』とされた人や遺家族の心を痛めつけているか、私た

ちは考える必要があるでしょう。・・・そうした人物が『女性の人権』を主張し、一方で戦争の準備を行い、靖國神社に参拝する事態を、私はうすら寒く感じています。もし仮に、日本が戦争を行うことができる国になってしまったとき、そこで主張される『女性の人権』とはどのようなものでしょうか。靖國参拝をすることで、女性であるからこそつきまとう痛みに寄り添うことなく、否定し、それを主張する人を抑圧するような政権下で、守られる女性の人権はないでしょう。」(20代女性A, 同13頁)

「将来、自分の子供を産んだとき、戦争が始まってしまうと、夫は戦場に連れていかれ、子供を女性ひとりで育てていかなければならない状況にもなりうる。また、女性であるというだけで、戦争で前線に立たず、社会的に軽視されることになる。(「男は命をかけて戦っているのに対して女は」といったように) そのような状況になれば、ますます女性の立場は弱くなり、戦争に反対することが難しくなるのではないか。このように女性の立場が弱くなると、従軍慰安婦のような問題が再び起こるのではないかと、不安に思う。また、長男や夫を亡くした場合、経済的にも大きな負荷がかかるし、残された人間として精神的にも非常に苦痛なものとなるのではないか。

私は、私の大切な人たちを戦争によって失いたくはないし、女性が屈しなければいけない社会にはしたくない。」(20代女性B, 同15頁)

女性は、戦前の侵略地における「慰安婦」制度にみられるように、戦時下では、戦時制性暴力の被害者となってきた。その戦前の歴史を十分に認識している若者の女性原告らは、本件参拝によって、戦争準備が現実化したことにより、再び戦時制性暴力が生じる危険性を感じ、おぞましい恐怖を感じるのである。また、言論ではなく暴力で人を支配する戦争下では、社会的に弱者の地位に置かれている女性は、さらに社会的に抑圧を被ることになる。若者の女性は、このことを切に感じ、日本国憲法下でようやく保障された両性の平等の実現が後退する危険に恐怖を覚え、まさに女性の権利、平和のうち

に生存する権利が侵害されたのである。

イ 若者の女性原告らに向けた、「靖國の精神」を内面化させるメッセージの喧伝による恐怖

高橋氏は、靖國の英霊サイクルが、女性を、そのサイクルの中でどのような機能を有するものとして位置づけているかについて、次のように述べる。

「・・・とりわけ重要なのは、息子を戦士させた母、夫を戦士させた妻が、「靖國の精神」を内面化し、「靖國の母」、「靖國の妻」となることである。そしてそれは、・・・遺族としての悲しみを喜びに転化することによってのみ可能になるのである」（甲24-1：高橋意見書，8頁）

『靖國の英霊』、『靖國烈女』、『靖國の母』、『靖國の妻』、『靖國の遺児』。このようにして靖國神社は、単に日本軍の軍人・軍属だけでなく、最終的には『日本国民』のすべてを『靖國信仰』に巻き込み、『靖國の精神』を日本の『国民精神』そのものとして、『国民精神』総動員の特権的な装置となった。そして、靖國神社がそのような機能をもつためには、天皇が参拝して祭神を顕彰し、総理大臣、陸海軍大佐などが参拝して祭神に『感謝と敬意』を表わすことが不可欠だったのである。」（同12頁）

上記のとおり、戦前、国が、女性に対し、「靖國の精神」を内面化させ、「靖國の母」、「靖國の妻」として、戦死者の「名誉ある死」を感謝し、不幸ではなく幸福とを感じるよう策動したことと同様に、被告安倍は、本件参拝により、女性に対しても、戦争の重要な役割として、兵士を喜んで見送り、戦死を褒め称え、次の兵士獲得のために靖國信仰を支える存在に仕立て上げるメッセージを発信・喧伝したのである。非戦・平和・両性の平等の思想を有する個々の若者女性原告らは、このメッセージの喧伝を受け、個人の生き方・人格・尊厳を根底から否定されたとして、上記のとおり甚大な恐怖を感じたのである。

(4) 若者原告らの、①個々の非戦・平和を唱える意思形成の自由を侵害し、②戦死者を「英霊」として顕彰して、国民を国家の道具とする靖國神社の教義に抵抗する非戦・平和への信条を形成し、これを維持する自由を侵害し、③平和な社会に生存する権利を侵害し、甚大な精神的損害を生じさせたこと

ア 被告安倍の本件参拝は、安倍政権における、集団的自衛権をめぐる安保法制等の軍事戦略と併せ考えると、「英霊の後に続け」という「靖國精神」を、現在の自衛隊と国民一般において復活させようとするもの、そしてその結果をもたらすものであることが明らかである。

「内閣総理大臣」という肩書きを捨てず、事前に参拝情報を取って流し、公用車で乗り付け、マスメディアを利用して若者原告らを含む内外の人々への発信・喧伝効果を狙った仰々しいイベントである本件参拝はまさしく、若者原告らへの強烈な戦争動員へのメッセージそのものであり、「靖國の精神」の普及を図る行為である。

イ ここで、内閣総理大臣である被告安倍が、本件参拝の直後に、わざわざ、天皇・国家護持を教義とする宗教施設である靖國神社内において発表した談話を再掲しよう。

「本日、靖國神社に参拝し、国のために戦い、尊い命を犠牲にされた御英霊に対して、哀悼の誠を捧げるとともに尊崇の念を表し、御霊安らかなれとご冥福をお祈りしました。」

今一度、上記談話の包含する鮮烈な政治的メッセージ性（政府広報性）を指摘したい。

まず、「国のために」兵士が死亡したことを認め、その「国のために」死亡したことに対し、「尊崇の念」を表明したことの政治性である。被告安倍は、戦争で兵士が死亡したことを、「国のため」と位置づけ、その死亡を「尊崇」＝尊びあがめる、尊敬するものとして評価したのである。

そしてここで注意すべきは、被告安倍は、「国のために戦」った戦死者

に対し、「謝罪する」のではなく、「感謝する」のである（原告第5準備書面，19頁）。戦前，国粹主義の中で，国民一人一人が，個人の意思を抹殺され，「国のために」戦争の道具とされ，「尊い命」を奪われた。にもかかわらず，被告安倍は，国が，国民個々人の意思に反して（国民個々人の意思が伴っていたとしても，国が国民の命を奪うことは，それ自体，憲法上の原則たる個人の尊重，立憲主義に反し決して許されないことであるが），「尊い命」を奪ったことについて謝罪しない。さらに命を奪うに限らず，個人の意思と関係なく，「英霊」とし，国のために死んだ誇り高き戦死者として，「尊崇の念」を抱くよう表象するのである。被告安倍は，兵士・兵士を支えるその他国民を戦争に動員するために，本件参拝の意味づけを明確にする必要があったのである。つまり，国の政府の長が，英霊サイクルを国民一般に浸透させるため，「国家のための」戦争に国民を総動員するという意思表示を行い，死亡後も国家が「尊崇」するから，国のために「尊い命」を差し出して死ね，というメッセージを流したのである。これはまさに戦前において政府が国家の戦争施設である靖国神社を利用して行った政府広報そのものである。被告安倍は，本件参拝と談話を不可分一体のものとして，内閣総理大臣という立場から，本件参拝を極めて政治的な象徴的言論（政府広報）として自ら意味づけたのである。

若者原告らは，本件参拝と談話，その前後の動きを大体的に報じるメディアを見て，国民である「自らに対し」，「国のための戦争に参加して，国のために死ね」，「死んだ後は靖国で英霊として祀り，国がその死を称え続ける（だから安心して死ね）」という国家機関である内閣総理大臣のメッセージの受容を強いられ，ショックを受け，おぞましく，恐怖におののいた。

また，ヘイト・スピーチに見られるように，個々の若者原告らが，戦争反対の意思表示を抑圧されるという凄まじい萎縮効果を生んだ。その萎縮効果

は現在も増大している。これは、もはや単なる不安感にとどまらない。国の戦争準備が着実に進行している中での、まさに現実的な恐怖である。

ウ こうして、本件参拝とその受入れは、若者原告らの、①個々の非戦・平和を唱える意思形成の自由を侵害し、②戦死者を「英霊」として顕彰して、国民を国家の道具とする靖國神社の教義に抵抗する非戦・平和への信条を形成し、これを維持する自由を侵害し、③平和な社会に生存する権利を侵害している。

その結果、若者原告らが被った精神的苦痛は計り知れない。精神的自由権の憲法上の権利としての重大性、そして、国家権力が、国民に対し、国のために死ぬことを強要し、死亡後も国が兵士確保のため「英霊」＝道具として利用し続ける意思を表明するという、憲法の核心たる個人の尊重、立憲主義（国民が国家を支配するという憲法の根本原理）を根底から覆す侵害の態様の重大性に照らし、その精神的損害は甚大であることはもはや明らかである。

第2 沖縄原告らの被害

1 沖縄原告らに共通する事情

(1) はじめに

沖縄在住の原告ら（以下「沖縄原告ら」とする）の被侵害利益と損害についての詳細は、既に2015年5月29日付原告第6準備書面で詳述した通りである。

特に、沖縄原告らのほとんどが、1945年3月末から開始され、「戦争の醜さの極致」として表現される沖縄戦の体験者かその遺族である。沖縄原告らの被侵害利益とその損害を考える場合、沖縄戦の実相をぬきに判断することはできない。

(2) 沖縄戦の実相について

大日本帝国による1879年断行の琉球処分によって琉球国が「併合」

されて以来、日本の国策のための道具としてしか考えられなかった沖縄県は、同時に日本の国益のために最高度に利用できる最も価値のある領域として位置づけられた。そのことが最もあらわな形で現れたものが、1945年3月末から沖縄地上戦の敗戦に至るまでの間「鉄の暴風」という恐るべき名で呼ばれた沖縄戦であった。沖縄戦にはいくつかの特徴がある。

第1は、沖縄戦は天皇制国体護持及び「本土」防衛のための捨て石作戦であった。

沖縄戦は、近代天皇制日本国家による「琉球国」の解体・併合にはじまる日本帝国主義の差別と同化（皇民化）政策の帰結であり、その日本—沖縄の歴史的関係を内容において体現した戦争であった。そして、「戦争の醜さの極致」として表現され、「軍官民共生共死の一体化」の名の下に戦われた沖縄戦の徹底した反人間性は、決定的、直接的に天皇制と結び付いていた。

沖縄戦が天皇制国体護持と「本土」防衛のための捨て石作戦として戦われたものである以上、沖縄は、本来自分らとは何の関わりもなかった天皇制国家の完全な被害者であったことは明らかである。

第2は、沖縄戦において被害を受けた一般住民の数が軍人数を上まわっていたことである。

沖縄戦当時、沖縄には一般住民約50万人と日本軍約10万人がいた。住民をまき込んだ数ヶ月にわたる壊滅的地上戦であれば、絶対数の多い住民が多く死ぬことは当然であると言える。

その一端は、沖縄戦を体験し、8人家族の内、父と母、姉、弟の4人を亡くした原告安谷屋昌一の原告本人尋問でも明らかにされている（原告安谷屋については後で述べる）。

沖縄県援護課による「戦没者」数の発表では、沖縄出身軍人・軍属2

8, 228人, 一般住民94, 000人となっている。しかし, 近時の調査, 研究では, 防衛隊28, 228人, 戦闘協力者(援護法に基づき国が準軍属として認めた住民戦没者)55, 246人, その他の住民94, 754人とする調査結果も存在する。

沖縄県援護課による「戦没者」数からみれば, 沖縄県人の総戦没者は122, 228人であり戦没者の割合は約25%, 「4人に1人」の沖縄県人が沖縄戦で「戦没」したことになる。また, 近時の調査, 研究によれば, 援護法による戦闘協力者とされた住民とそれ以外の住民を合わせれば15万人となり, 住民戦没者の割合は約36%となり, 「3人に1人」の住民が沖縄戦によって「戦没」したことになる。日本本土の正規軍(皇軍)の戦死者は, 65, 908人であり, 沖縄住民の「戦没者」は日本本土の正規軍(皇軍)の戦死者の2倍を超えるものとなる。

このように沖縄原告らのほとんどが, 沖縄戦の体験者か沖縄戦で肉親や親族を亡くした遺族なのである。

第3は, 皇軍の沖縄住民に対する不信と死の強制が行使されたことである。

「方言を用いた者は間諜(スパイ)とみなして処断する。」という沖縄第32軍の軍命は, 皇民化軍国主義教育の強制のもとにあっても, 決して沖縄県民を信じない皇軍の本質を表している。この不信が, 沖縄住民を, スパイ嫌疑による惨殺, 壕からの追い出し, 食糧の強奪, 集団死を強要する(集団強制死については原告知花の項で述べる), という行為につながっていった。近時の調査では, 沖縄戦で数百人から1000人も住民が, 日本軍(皇軍)の手によって殺害されている。

第4は, 沖縄戦は, 侵略戦争による加害の歴史でもあったことである。

沖縄南部戦跡の韓国人慰霊塔に刻まれた碑文には, 「1941年太平洋戦争が勃発するや多くの韓国の青年達が, 日本の強制的徴集により, 大

陸や南洋の各戦線に配置された。この沖縄の地にも徴兵、徴用として動員された1万余名があらゆる困難を強いられたあげく、あるいは戦死、あるいは虐殺されるなど惜しくも犠牲となった。」と刻印されている。

沖縄戦は、皇軍による沖縄住民の戦争被害とともに、沖縄における植民支配による加害の歴史をあわせて示しているのである。

(3) 戦後沖縄の状況と天皇について

ア 1952年（昭和27年）4月28日サンフランシスコ講和条約の発効によって日本国の占領は終止し、日本国は「独立」を回復した。しかし、それは沖縄を引き続き米軍支配下に残すことを条件にしていた。日本の国益のために、沖縄はここでも軍事的に利用され、日本国家の「捨て石」とされたのである。沖縄住民は、沖縄を日本から切り離れた4月28日を、「屈辱の日」と呼び、「第二次琉球処分」と称している。

この5年前の1947年（昭和22年）、裕仁天皇が米国政府に伝えた、いわゆる「天皇メッセージ」をここで指摘しないわけにはいかない。

「屈辱の日」に始まる沖縄切り捨ては、この天皇メッセージの内容で実施されている。

『天皇は、アメリカが沖縄と琉球の他の諸島を軍事的に占領することを希望する・・・天皇は、沖縄（そして必要とされる他の島々）のアメリカによる軍事占領は、日本に主権を残したままで長期的に租借する。—25年から50年、あるいはそれ以上—という擬制にもとづくべきであると考えている。』（以下これを「天皇メッセージ」とする）

天皇メッセージについては、宮内庁が2015年3月公刊した『昭和天皇実録』の1947年9月19日付けの項において、宮内府御用掛寺崎英成から天皇のメッセージを聴いた対日理事会議長兼連合国最高司令部外交局長ウィリアム・ジョセフ・シーボルトの連合国最高司令官及び米国国務長官宛報告に、「天皇は米国が沖縄及び他の琉球諸島の軍事占

領を継続することを希望されており、その占領は米国の利益となり、また日本を保護することにもなるとのお考えである旨、さらに、米国による沖縄等の軍事占領は、日本に主権を残しつつ、長期貸与の形をとるべきであると感じておられる旨、この占領方式であれば、米国が琉球諸島に対する恒久的な意図を何ら持たず、また他の諸国、とりわけソ連と中国が類似の権利を要求し得ないことを日本国民に確信させるであろうとのお考えに基づくものである旨などが記される」とあるとおりである。

イ このように、沖縄は、徹頭徹尾、天皇制と日本国家にとって、「捨て石」とされ、利用すべき対象として扱われてきた。

沖縄戦においては、「さらに戦果を上げろ」との天皇の命令を受け、天皇制国体護持と「本土」防衛のための捨て石として、多大の沖縄県民が悲惨極まりない死を強制された。更に、戦後の沖縄は、天皇制を護持しつつ日本国が独立する過程において、沖縄県民の願いを無視して、天皇メッセージによって、反共の砦として米軍事支配に売り渡された。重大なこの2点をとっても、沖縄は、天皇制の被害者である。ところが、被告靖國神社は、天皇のために命を捧げた軍人を英霊として顕彰する神社である。沖縄戦において、日本軍（皇軍）からも住民虐殺を含む著しい犠牲と被害を受けた沖縄住民にとって、靖國神社は対極の関係にあるのであって、このような皇国史観を有する靖國神社という施設に無断合祀されることは、到底容認されざる行為である。

(4) 沖縄における援護法の適用と靖國神社合祀の始まり

ア サンフランシスコ講和条約によって米軍政による占領支配からの脱却を阻まれ、日本本土（ヤマト）から切り離された歩み始めることを余儀なくされた沖縄では、日本国が起こした戦争によって国内では最大の犠牲と被害を強いられたにもかかわらず、それに対する補償が切り捨てられるおそれが強まった。このため、沖縄戦遺族らを中心として、本土

で制定され、また復活してきた戦傷病者戦没者遺族等援護法（以下「援護法」という）や恩給法の適用を求める運動が起こってくることになる。沖縄戦の犠牲と被害に対する補償要求は、まず軍人軍属等を対象とするこれら法律の適用を求め、犠牲者と被害者の尊厳の回復を求める運動として始まった。

イ 援護法における戦闘協力者への適用拡大の状況について、厚生省は、1957年（昭和32年）7月、「沖縄戦の戦闘参加者処理要綱」を作成し、援護法適用対象の「戦闘参加者」について、「戦闘参加者概況表」において、「食料供出」「壕の提供」「集団自決」「スパイの嫌疑による斬殺」など20項目としてまとめる形で、適用拡大を行うこととなった。このように「集団自決」の用語は、援護法用語であった。

この適用拡大は、軍の命令を受けて「自己の意思」で戦闘に参加、協力したことが求められたことから、軍命を理解できる「小学校適齢年齢の6歳以上」という事実上の年齢制限を伴うこととなった。

しかし、この「戦闘参加者」が、実は戦闘参加どころか戦争の被害者であった実態は、陸上自衛隊幹部学校作成の「沖縄作戦における沖縄島民の行動に関する史実資料」（1960年5月）にも記載されている。

「例えば心ない将兵の一部が勝手に住民の壕に立ち入り、必要もないのに軍の作戦遂行上の至上命令である、立退かないものは非国民、通敵者として厳罰に処する等の言辞を敢えてして、住民を威嚇強制のうえ壕からの立退きを命じて己の身の安全を図ったもの、ただでさえ貧弱極まりない住民の個人の非常用糧食を徴発と称して略奪するもの、住民の壕に一身の保身から無断進入した兵士の一団が無心に泣き叫ぶ赤児に対して此のまま放置すれば米軍に発見されるとその母親を強制して殺害させたもの、罪のない住民をあらぬ誤解、又は威信保持等のため『スパイ』視して射殺する等の蛮行を敢えてし、これが精鋭無比の皇軍のなれの果

てかと思わせる程の事例を残している。」というものである。

結局、沖縄における戦闘参加者への援護法適用拡大は、戦後日本政府が、沖縄住民の甚大なる戦争被害に対して、何らの法制度を構築することなく放置し、戦争被害補償法制すら存在しない中で、沖縄戦での住民の特別の犠牲と甚大なる被害に対して、沖縄戦の実相を歪曲してでも政治的な決着を図らざるを得なかったというのが実状であった。

また、援護法適用申請にあたっては、沖縄戦が住民を巻き込んだ地上戦であり、全戦没者への補償を求める沖縄側に対する妥協策としてとられた適用拡大であったことから、住民犠牲者をできるだけ「積極的戦闘参加者」と捉え直すことによって援護法適用を実現しようとされてきた。

このため、厚生省援護局の側から、申立書の内容について、積極的戦闘協力、参加との方向へ誘導する記述の変更の指示が行われたりした。

そして、厚生省は、1981年（昭和56年）8月、6歳未満の乳幼児に対しても援護法の適用対象とすることと決定し、以後、5年分遡及して支給を開始した。1986年（昭和61年）までに6歳未満の「戦闘参加者」約2100名が認定されている。

以上のような沖縄戦一般犠牲者と被害者への援護法の適用拡大の経過は、琉球政府や被告国が行っていた被告靖國神社への合祀協力事務と一体となることにより、単に軍人軍属が無断で靖國神社に合祀されるという問題にとどまらず、軍隊によるこれら犠牲者、被害者が国家のために戦闘した英霊として祀られるという倒錯した歴史的事実の著しい歪曲の事態を生じさせることとなった。

沖縄原告らが指摘している援護法適用の問題、すなわち軍隊の犠牲者、被害者が軍への積極的な戦闘参加者にすり替えられ、被告靖國神社の英霊として祀られるという矛盾は、戦後沖縄の占領時代以降の沖縄戦による根源的な疲弊と占領中の経済的疲弊の中で、援護金の支給という金銭

的利益によって、沖縄戦の実相の本質を覆い隠す歴史歪曲の大きな要因であり、安倍内閣総理大臣による本件靖國神社公式参拝は、沖縄原告らにとって二重、三重の著しい人格権侵害と精神的苦痛をもたらすものである。さらに、安倍内閣総理大臣による本件公式参拝は、沖縄原告らの思想・良心の自由、信教の自由を踏みにじるばかりか、回顧・祭祀に関する自己決定権をも侵害するものであって、沖縄原告らの被侵害利益と損害は著しく甚大である。

(5) 安倍政権の安保・軍事政策と内閣総理大臣安倍晋三の本件靖國神社参拝について

ア 「地上の地獄」と化した沖縄戦から生き残った沖縄住民の戦後の生活は、収容所生活から始まった。そして、収容所生活から解放された後も、沖縄全体が、いわゆる「グランドゼロ」からの出発であった。

その後も、日本政府は、日本国家の「独立」のために、沖縄を米軍支配下に譲り渡し、またしても沖縄を、日本国家と「本土」防衛のための「捨て石」とした。そして、米軍は、米軍基地建設のために、沖縄住民の所有地を「銃剣とブルドーザー」と称される強制取得によって奪っていった。

米国による朝鮮戦争、ベトナム戦争、アフガニスタン戦争、イラク戦争などにおいて、沖縄の米軍基地を出撃拠点基地として、B52を始めとした空軍や海兵隊の要員が戦地に派兵されている。沖縄住民は、沖縄の地から出撃した米国の戦争で、多数の戦地住民が殺害され、その被害に事実上加担させられたことに著しい苦痛を受けている。

沖縄は、国土のわずか0.6%にすぎない沖縄の土地に、全国の米軍基地の74%が集中しており、いわば戦後から現在まで、日本国家と「本土」防衛のための「捨て石」として、構造的な差別を受けている。米軍兵士による強姦、強盗、傷害事件などの犯罪や基地爆音被害や事故など、沖

縄住民にとって「平時」が「戦時」そのものである状態が、戦後から現在まで継続している。

イ 被告安倍を首班とする安倍政権は、2014年7月1日、「国の存在を全うし国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」として、憲法9条と自衛権に関して戦後一貫して維持して来た政府見解を変更し、集団的自衛権行使を容認する閣議決定を行った。

そして、日米の両政府は、2015年4月27日、自衛隊と米軍の役割分担を定めた「防衛協力の指針（ガイドライン）」の改定に合意した。今回のガイドラインの見直しによって、日本とその周辺の安全確保に主眼を置いてきた日米同盟は、地理的範囲の制限を取り払い、その内容も拡大し、日米軍事同盟の地球的一体化と評価される新たな段階に入ることになる。日本そのものの防衛については、平時から有事まで切れ目のない軍事協力を打ち出している。

沖縄住民にとっては、平時と戦時を区別しないということは、現状以上に平時がすなわち戦時ということである。日本が武力攻撃を受けた場合の対応では、尖閣諸島（釣魚島）をはじめとする南西諸島など、中国の台頭で脅威が高まっている島しょ部に対する対応を新たに盛り込んだ。日本が新設する水陸両用部隊を中心に、自衛隊が主として上陸阻止、奪還作戦を行い、米軍が支援するとしている。また、普天間基地への24機のオスプレイ配備や同基地撤去の代替と称して、圧倒的多数の沖縄県民の意思を無視して、辺野古の地域に、弾薬庫、二本の滑走路、軍港機能を有する基地施設、そして、陸上自衛隊も常駐する米国の軍事戦略的基地を新たに建設しようとしている。

2013年12月17日の閣議決定による中期防衛計画大綱によれば、5年間で24兆6700億円の防衛費を想定し、2013年度予算として4兆9801億円を防衛費予算としている。更に、自衛隊は独自に1

機あたり米軍より5～7倍高い値段でオスプレイ17機を購入しようとしている。そして、陸上自衛隊は水陸両用車 AAV 7 を52両購入予定であり、日本版海兵隊である3000人規模の「水陸機動団」を設立し、那覇空港に1個師団航空団、宮古、八重山に800人規模の陸上自衛隊を配備し「宮古島の要塞化」を実現ようとしている。これらの事実は、対中国との領土問題の緊張を理由とした、尖閣諸島の「島しょう防衛」としての軍事政策であり、沖縄全体を日常的に「臨戦体制」におくことに他ならないものである。

そして、2015年9月19日、安倍政権は、戦争への道を開くとして多くの人が違憲であると反対していた「平和安全法整備法」及び「国際平和支援法」を多数の力で成立させた。

2014年7月1日に安倍政権が閣議決定した憲法9条に違反する集団的自衛権行使の容認及び日米ガイドラインの改定による新たな日米軍事同盟の体制、そして2015年9月19日に成立させた「平和安全法整備法」等は、沖縄を再び日本国「本土」あるいは「アメリカ」を防衛するための「捨て石」とするものであり、沖縄が、日米軍事同盟の強化の名の下に、再び「捨て石」とされることを現実化するものである。

ウ 内閣総理大臣安倍晋三の本件参拝は、沖縄原告らにとって、沖縄戦で多くの住民を死に追いやった皇軍兵士を「英霊」として褒め称えることを意味する。

悲惨極まりない沖縄戦を経験し、「命こそ宝」と心から希求する沖縄原告らにとって、多くの県民の死を招いた皇軍兵士の戦死者を祭神として賛美することをやめることこそが、「平和」を追求する第一歩である。辺野古移設反対が住民の意思になっていることもそのことを表している。

しかるに、被告内閣総理大臣安倍晋三及び同人が率いる安倍政権は、沖縄住民の思想・良心の自由を著しく侵害し、「戦争をする国家」への改

造政策を進めている。本件参拝はその最たるものであり、本件参拝は、安倍政権下で急速に進んでいる軍事国家化とあわせ考えるならば、内閣総理大臣安倍晋三自らが「天皇と国家のための戦死」は「最高至上の名誉ある死」であるとし、国内外に向けての宣伝と流布を行っているものであり、これによって沖縄原告にとっては耐え難い苦痛を受けている。

戦前沖縄は、大日本帝国によって、沖縄県民を天皇のために命を捧げる臣民へと変えるために、徹底した皇民化教育を強いられている。これらの歴史からみても、本件参拝は、沖縄原告らの平和を著しく脅かし、その存在基盤を根底から崩壊させるものであって到底容認できない。

安倍政権下で進められている安保・軍事政策と日米同盟の新たな段階への踏み込みや、辺野古移設反対の住民意思を蹴散らすその姿勢に鑑みても、内閣総理大臣安倍晋三による本件参拝と靖国神社によるその受入れは、沖縄原告らの平和的生存権を現実に侵害するものである。

2 原告安谷屋昌一の被害（原告番号二次7）（甲31）

(1) 沖縄戦による家族の死亡

ア 前記のとおり、大日本帝国による1879年断行の琉球処分以来、日本の国策のための道具としてしか考えられなかった沖縄県は、同時に日本の国益のために最高度に利用できる最も価値のある領域として位置づけられた。そのことが最もあらわな形で現れたのが、1945年3月末から敗戦に至るまでの間「鉄の暴風」と恐るべき名で呼ばれた沖縄戦であった。

沖縄戦にはいくつかの特徴があるが、その第1は、沖縄戦は天皇制国体護持及び「本土」防衛のための捨て石作戦であったことである。それ

は近代天皇制日本国家による「琉球国」の解体と併合にはじまる日本帝国主義の差別と同化（皇民化）政策の帰結であり、その日本—沖縄の歴史的関係を内容において体現した地上戦でもあった。そして、「戦争の醜さの極致」として表現された沖縄戦の徹底した反人間性は、決定的、直接的に天皇制と結び付いていた。

沖縄戦が天皇制国体護持と「本土」防衛のための捨て石作戦として戦われたものである以上、沖縄は、本来自分らとは何の関わりもなかった天皇制国家及び「本土」の完全な被害者であり、以下で述べる原告安谷屋昌一（以下「原告安谷屋^{あだにや}」という）の家族の死亡もまた完全な被害者であった。

イ 原告安谷屋の家族は、父徳昌、母カメ、3人の姉である長女清子、二女節子、三女玲子、長男原告昌一、妹である四女芳恵、弟である二男隆の8人家族であった。その内、父徳昌は、小禄の海軍一等機関兵曹として戦死、母カメ、姉の長女清子、弟隆は、親族ともども戦火から逃げまどう中で、次々と死亡し、当時15歳であった姉清子は、伯父によって、まだ息のある状態で埋葬された。一緒に逃げまどった、祖母、伯父や伯母などもまた爆弾により死亡している。

原告安谷屋は、当時6歳であったが、母、姉清子、弟隆や伯父、伯母が死亡した後は、残された子ども達だけで逃げまどい、米軍の捕虜となることで生きのびることが出来た。

ウ 原告安谷屋は、母や弟隆、姉清子、叔母の死亡時の状況について、次のように陳述している。

「私たちは、西原町池田の防空壕から大里村大里真境名に移動し、村のはずれにある、崖の窪みに隠れました。そこは南側の崖から見れば丸見えだったと思いますが、敵が攻めてくる北側からだど死角になっていました。そのため、なんとか隠れることが出来ました。母は、私たちが隠れている山の岩場から少し離れた民家の空き家に泊まり、そこで明け方のうちに食事の準備をして、私たちのところに食事を運んでくれました。しかし、ある明け方に、立ち上る煙が標的になり、そこに爆弾の直撃を受け、祖母と母と弟、そして周りの何人かの人々が死にました。母が亡くなったという話を聞いて、私たちは、しばらくは何が起こったのかピンとこないというか、茫然とした状態になっていました。そして、本当に帰らない、もう帰ってこないんだという実感が次第にわき、私たち残された兄弟はみんなそろって泣きました。その一方で、毎日のように人が死んでいったので、とうとう死んだか、順番がまわってきたのか、という気持ちがありました。母と一緒に亡くなった弟は、当時まだ2歳でした。」

「今まで私たちの親代わりの叔母でしたが、髪は乱れ、うめき声をあげ、傷口から血が噴き出し、恐ろしい形相になっていました。怪我をした叔母は、間もなく、非常に水を欲しがりました。そのように大けがをした人に水を飲ませると早く死ぬことは分かっていたので、私たちは水を与えるのを躊躇しました。とにかく叔母が水を欲しがりましたので、わずかに流れる近くの川から水を汲んできて、伯父は乾きの叫びに負け何度も水を与えました。叔母の負傷は朝のことでした

が、叔母は夕暮れには死にました。叔母は、残された2人の子どもを私たちに頼みながら死んでいきました。」

「その後、私たちが逃げてたどり着いたところは、東風平の学校でした。校舎がまだ残っており、中は大広間で、沢山の人が隠れていました。私たちも一時そこで過ごそうということで、入りました。しばらくの間、私たち兄弟は壁を背にして座っていました。1時間も経たない内に、2番目の姉が、自分の肩にもたれかかる長女の姉の清子が流す熱い血に気付きました。清子は、こめかみから血を流してぐったりしていたのです。清子のこめかみに小さい爆弾の破片が当たったんだと思います。音もしなかったので誰も気付きませんでした。伯父は、まだ息のある姉を埋葬しました。今にして思えば、埋葬する余裕があっただけ良かったかもしれせん。その後は埋葬する余裕もなく、野ざらしになっている遺体も多かったからです。私たちは、清子を残して別の場所へ移動しました」

(甲31号証, 安谷屋本人調書 頁1～頁5)

(2) 原告安谷屋が体験した日本兵の状況

ア 子ども達だけで逃げまどっていた状況下

原告安谷屋は、子ども達だけで逃げまどう中、日本兵にも出会っている。その時の状況について、次のように陳述している。

「あるとき、二人の日本兵が私たちの前を横切っていきました。私たちは、彼らが行くところへついて行こうと決め、後を追いました。すると兵達は私たちがついてくることに気付き、ついてくるなど怒鳴

りました。しかし、私たちは子どもだけで逃げ場を知らないのです、それでもついて行くと、また兵隊から怒鳴られました。二、三度問答の末、それこそ問答無用と、兵隊の1人が刀を抜き払い『ぶった切るぞ』と怒鳴られ、私たちは追い散らされました。」

「さまよう道中で横道へ入っていきますと、1人の兵隊が丸くうずくまって死んでいました。その人の背中の軍服は、裂けており、その裂けたところからウジがわいているのが見えました。」

「ある日、そこに、顎を吹き飛ばされた1人の兵隊さんが飯盒を持って現れました。剥き出しになった喉はゴウゴウと音を立てており、私たちの前を右往左往していましたが、又来た道へと戻って行きました。その無慈悲な姿は、兵隊さんの親兄弟には見せられない光景でした。」

石垣の上に横たえられていた負傷兵が「私たちに鉄砲を取ってくれるよう頼んできました。私たちはそれを聞き流していました。兵隊を信じていなかったからです。兵隊はいつの間にか自分でその鉄砲を取り寄せ、自殺していました。」（甲31号証，安谷屋本人調書 頁5）

イ 孤児院で出会った敗残日本兵

「先日も数十台の米軍のトラックに上半身裸にされた敗残兵がすし詰めにされたトラックを見ました。今日も復員兵のトラックを見たので思い切って『バンザイ』を叫びました。他の子どもたちも、つられて叫びトラックの向かい側の人々もあらん限りの声で呼応しました。後続の車上の人々も続きました。声が小さくなるまで見送りました。」

私たちも嬉しかったです。打ちひしがれた敗残兵には歓呼の聲に送られて以来の『バンザイ』で、意気消沈中にきっと励みになったと思います。犬死と靖國神社への合祀を免れて、誠に幸いな人々であったと思います。」（甲 3 1 号証，安谷屋本人調書 頁 6～7）

- (3) 沖縄戦で悲惨な死を強いられた父，母，姉，弟が無断合祀されている靖國神社に，安倍首相が公式参拝したことへの激しい怒りと著しい精神的苦痛

ア 原告安谷屋は，沖縄の地上戦が開始されてから約 2 ヶ月の間に，最愛の母カメ（当時 3 3 歳），姉清子（当時 1 5 歳），弟隆（当時 1 歳 9 ヶ月）を戦場にて亡くした。

原告安谷屋は，当然に記憶されているであろう母の顔も，姉清子の顔も，弟隆の顔も思い出せない。いわゆる「戦争トラウマ」の状態が戦後から現在まで続いている。原告安谷屋にとって，6 歳の子どもであった沖縄戦における最愛なる家族の死亡の記憶は，それまでに彼の「心の傷」を深く重く傷つけている。

イ 原告安谷屋は，天皇制国体護持と「本土」防衛のための捨て石作戦という沖縄戦において，母，姉，弟の悲惨な死亡という体験をしている。

ところが，被告靖國神社は，父徳昌とともに，母，姉，弟を無断合祀し，原告安谷屋による無断合祀の取り消しの求めに対しても，これを拒否し続けている。

被告靖國神社は，戦前，戦後一貫して，天皇と国家のために戦死したことを「国事に殉じた英霊」として「顕彰」する神社であり，天皇と国

家のために、「英霊」を模範として、その後続くことを求める神社である。

原告安谷屋の母カメと姉清子は、被告靖國神社において、第32軍司令部の「陸軍軍属」（無給）として無断合祀され、1歳9ヶ月の弟隆は、球部隊の「陸軍戦争関連戦没者」として無断合祀されている。

原告安谷屋にとって、天皇制国体護持と「本土」防衛の捨て石作戦によって、悲惨な死を強いられた家族を、積極的な戦闘参加者にすり替えさせられ、被告靖國神社に英霊として無断合祀され続けられるほどの二重、三重の人格権侵害と著しい精神的苦痛はない。

被告内閣総理大臣安倍晋三の本件靖國神社への参拝は、日本国首相が公然と被告靖國神社の「英霊顕彰」の論理に積極的に同調加担し、原告安谷屋家族の悲惨極まりない沖縄戦での死を、「天皇のため」「国家のため」「最高至上の名誉」ある死として参拝し、内外での宣伝、流布に利用したことを意味する。原告安谷屋にとって、これほどの苦痛はなく、原告安谷屋の思想・良心の自由、信教の自由を踏みにじるばかりか、回顧・祭祀に関する自己決定権を侵害し、原告安谷屋が有する「戦争放棄および戦力不保持の原則を堅持した社会に生きる平和的生存権」を違法に侵害したものであり、その精神的苦痛は著しく甚大である。

3 原告知花昌一の被害（原告番号二次104）（甲28）

(1) 原告知花と靖國神社の関わりについて

ア 原告知花昌一（以下「原告知花」という）は、1948年5月、沖縄県読谷村よみたんそんで生まれた。読谷は、1945年4月1日、米軍が上陸した地

点である。

イ 原告の母方の叔父天久源治は、沖縄の糸満方面の激戦地で戦死し、被告靖國神社が合祀している。

原告の母の叔父天久源四郎は、沖縄戦で戦死し、被告靖國神社が合祀している。天久源治とともに、遺骨はみつかっていない。

弟の天久源治に「戦場には行きたくない」と言われていた原告知花の母は、2～3年毎に、「慰霊の日」の6月23日に糸満市の「魂魄の塔」に参拝していた。「魂魄の塔」は、野ざらしにされた数万の戦死者の遺体を、戦後間もなく、浄土真宗の僧侶などが地域の人々と共に、穴を掘って埋め、山積みにし、土をかけただけの質素な塔である。

ウ 原告知花の父の兄知花昌盛は、徴兵されたが、何処で死んだか未だに不明である。知花家の亀甲墓の壺には糸満から拾ってきた石ころが入っている。

原告知花が、父から受け継いだ仏壇には、米軍に殺された知花平治郎爺さんの位牌がある。爺さんは、娘を守るために、竹槍で上陸直後の米軍に立ち向かい、殺された。幸いに、死体を埋めた場所がわかり、戦後遺骨を回収し、墓に納めた。

原告知花の父は、フィリピンで日本兵として動員され、ジャングルで戦闘に参加した。幸いに生き延び、母と結婚し、原告知花と弟妹3人をもうけた。

エ 原告知花は、2012年、親鸞聖人を宗祖とする浄土真宗東本願寺大谷派の僧侶になった。修行を終え、読谷に帰った時、母が亡くなり、母の実家を相続資産として受け取り、「何我寺（ぬうがじ）」というお寺を建て、7名の位牌を預かった。

オ 原告知花にとって、被告靖國神社は、いやがる身内を戦場に動員し、遺骨もないのに勝手に国に尽くして戦死したとし、勝手に合祀し、本人

の意思とは無関係に、「英霊」として、宗教的に、また、政治的に、利用している存在である。

(2) 原告知花の平和の思想・非戦の思想

ア 原告知花は、1987年開催の沖縄国民体育大会で、読谷村のソフトボール会場に掲げられた「日の丸」を引き下ろし、焼き捨てた。器物損壊で起訴され、1993年3月23日那覇地方裁判所によって懲役1年、執行猶予3年の判決を受けた。判決は、「読谷村で生まれ育った被告人が、同村における沖縄戦の歴史、とりわけチビチリガマの集団自決の調査等をとおして日の丸旗に対して否定的な感情を有するに至ったこと自体は理解し得ないわけではない」と、原告知花の行動に一定の理解を示した（本人調書1頁）。

チビチリガマの「集団自決」について、原告知花は「集団強制死」と表現する。単なる自決ではなく、「強制された死」であるとの認識からである。遺族も、「自決」といわないで欲しい、「戦争犠牲者なんだ」ということを何度も原告知花に語っている（本人調書2頁、4頁）。

チビチリガマは、読谷村に20ほどある鍾乳洞の一つで、戦後38年間、それを語るものがタブーとされていた。1945年4月1日、18万3000名の米軍が読谷の海岸に上陸した。米軍は上陸前の3月23日から3月31日にかけて、約1500隻の艦船で、30分で約11万発、30メートル四方に28発という、昼夜の別のない激しい艦砲射撃を行い、日本軍に攻撃を加えていた。

元気な住民は山に逃げたが、病気や小さい子どもがいる家族や高齢の人はあちこちの洞窟に隠れるほかなかった。海岸から約1キロメートルのチビチリガマには140名が艦砲射撃を避けて隠れた。

米軍は、艦砲射撃をしたうえ、読谷に上陸した。日本軍はすでに逃げた後であったが、米軍は、日本軍が隠れていないか、洞窟などをしらみ

潰しに調べ、次々と洞窟を制圧した。

入り口を竹や木でカバーしていたチビチリガマもすぐ米軍に見つかった。そのとき、おじいさん2人と娘さんが、当時教えられていたとおり、歓声を上げて、竹槍で、銃器をもった米軍兵に突っ込んだ。米兵は手榴弾を投げ、銃器で応戦し、2人のおじいさんが倒れ、それを洞窟内に引っ張ってきて、洞窟内は大騒動になった。2人のおじいさんは死亡した。

翌日、米兵は、再び、チビチリガマに来て、日本語で、「殺さないから、出てこい」と書いたビラを見せて、住民に手招きした。しかし、それを信用する者はいなかった。

2人のおじいさんの死亡によって、洞窟内の住民は恐怖心にかられた。洞窟内は昼間でも暗いが、夜になれば漆黒の闇となる。恐怖心がますます強まるなかで、母たちが18歳の娘や、生後3か月の赤ちゃんを、包丁や鎌やナイフで、また、石油をかけて火をつけるなどして、殺してしまい、自らも死を選んだ。こうして、83名が犠牲となった。その約6割が12歳以下の子どもたちだった。

原告知花が、生き延びた20名ほどの母たちに、「どうして自分の産んだ子どもを殺したんですか」と聴くと、どの母も、「あんたたちには分からんけど、当時はそういう教えだったんだよ」と、悲しい声で答えた。「当時の教えは何だったのか」と聞くと、どの母も「軍国主義教育だ」、「日の丸、君が代、天皇制の教育だったよ」と答えた。戦後、沖縄を調査した日本本土の学者が、当時の沖縄の人々は、当時の日本の軍国主義教育によって、「動物的忠誠心」、飼い慣らされた家畜の主人に対する忠誠心のようなものがあったと述べた。それほど、当時の沖縄の人々は、天皇を神とする軍国主義教育を信じ、生きて捕虜になることは絶対にしてはならないことだと考えていた。

原告知花は、母たちからの聞き取りによって、チビチリガマの「集団

強制死」は、当時の軍国主義教育、「日の丸」・「君が代」による天皇制教育が原因であると考えた。そして、チビチリガマの出来事を広く知ってもらうための活動を始めた。そして、1987年、集団強制死から42年目の日に「チビチリガマ世代を結ぶ平和の像」と命名されたモニュメントがチビチリガマの入り口に設置した年、原告知花は、国民体育大会のソフトボール会場の「日の丸」を焼き捨てた。チビチリガマで隠れていて、当時6歳の息子と祖母を亡くした母（チバナカタマさん）は、原告知花の刑事事件の証人となり、「君が代、日の丸、軍国主義が私たちが集団自決に追い込んでいった」「（原告知花が）日の丸を燃やしたことは、亡くなった人たちが後押ししてくれたんだ」という表現で証言してくれた（本人調書7頁）。

チビチリガマの調査から「日の丸」焼き捨てまで、原告知花を支えたのは、一貫して平和を追求する思想、反戦思想であった。

イ 原告知花は、親鸞聖人を宗祖と仰ぐ真宗大谷派の僧侶である。現実に対する無批判と社会的実践を軽視する傾向がある宗教界において、念佛者である原告知花は、現実の「外なる事実」に対し、どのように関わり、どのように身を処していくかが問われている。後鳥羽上皇によってすさまじい弾圧を受けた親鸞聖人は、「天を拝すること得ざれ、鬼神を祀ること得ざれ」、いわゆる「天皇をあがめず、神をまつるな」と教えている。しかし、真宗は、明治以後、国家神道と神権天皇制の跋扈に抵抗できなかった。戦後は、戦争に協力したことを懺悔し、不戦決議を行っている。

原告知花は、仏教は平和と平等を目指す宗教だと考えている。原始仏典の一つである「法句経」^{ほつくぎょう}に、「己の身に引き比べて、殺してはならない。殺さしめてはならない」という経文がある。また、「大無量寿経」^{だいむりょうじゆきょう}という経典には、「兵戈無用」^{ひょうがむよう}という言葉がある。兵隊も武器も要らない浄土を作るという意味である。浄土を作るための48の願い（四十八願）^{しじゅうはちがん}

が立てられ、その第一願は、「設我得佛 國有地獄餓鬼畜生者 不取正覺」、すなわち、「この国に地獄餓鬼畜生あらば、私は仏になりません」というものであり、地獄とは戦争のこと、餓鬼とは貧困欠乏のこと、畜生とは権力に飼われることである（本人調書8頁）。

これらの平和と平等を目指す仏教の教えをいただき、真宗大谷派の僧侶である原告知花の平和と反戦の思想はさらに強固なものになっている。原告知花は、「己の身に引き比べて、殺してはならない。殺さしめてはならない」という法句経の経文が、憲法9条のなかに「兵士にされない権利」、すなわち「戦争において殺すことを強制されず、また、殺されることを強制されない権利」として姿を現していると考えている。

(3) 本件参拝等による原告知花の損害

ア 靖國神社は、天皇を神とする戦前は国家の機関として、戦死者を英霊として顕彰してきた。戦後の現在も被告靖國神社は、戦前の靖國神社の教義をそのまま維持している。

戦前は、神である天皇のための祝日などには「日の丸」を掲揚し、儀式には「君が代」斉唱をさせ、登下校時には「御真影」と「教育勅語」を納める「奉安殿」に敬礼させ、教科書では忠君愛国を鼓吹し、戦陣訓では捕虜となることを禁じた。

成人の男性は兵士として天皇＝国家を護持するための道具とされ、戦死してからは「英霊」として合祀され、個人は生きている間も、死んでも、徹頭徹尾、天皇＝国家の道具とされた。しかも、戦死した兵士も、他者を殺すことを強いられていた。

イ チビチリガマの調査によって平和への思想、反戦の思想を確立し、真宗大谷派の僧侶となって、その思想をさらに強固にしている原告知花にとって、被告靖國神社の教義は受け入れることのできないものである。

被告安倍の本件参拝は、沖縄の人々に「動物的忠誠心」を植えつけた

国家による「教育」の一環であり、多くの国民を国家に追従させていく効果をもっている。戦争から生還した原告知花の父は、「戦争や嫌だと思っている。でも、どうしようもなかったんだよ」と述べていた（本人調書9頁）。

本件参拝は、原告知花がチビチリガマを契機として形成し、仏教の教えによって確保した平和そして非戦の思想及びこれに基づく活動を脅かすものである。物理的な強制がなくても、政府及びその機関の広報によって、内心が統制されていったことは明治憲法下の日本の経験から明らかである。したがって、内閣総理大臣の靖國神社参拝が、原告知花の思想やそれに基づく行動に対して、物理的に働きかけるものでなくても、それ自身、強大な権力を担っている国家機関による政府広報である本件参拝は、神に対する漠然として尊重、尊重しないことに対する漠然として恐れという宗教の本質を通じて、原告知花に対し、直接に、あるいは人々を介して間接に、働きかけ、原告知花の平和と非戦の思想の形成を侵害すること、また、仏教に基づく平和と非戦の信仰の確保を侵害することは、明らかというべきである。

さらに、母方の肉親や父方の肉親の位牌を守っている原告知花にとって、被告靖國神社による合祀は、原告知花の回顧・祭祀に関する自己決定権を侵害する。合祀された母の弟、母の叔父は、生前、合祀を依頼したこともなく、戦後、遺族が合祀を依頼したこともない。原告知花も合祀を依頼したことがない。それどころか、戦死を賛美し顕彰する靖國神社の教義は原告知花の思想とは相容れない。本件参拝及びその受入れは、原告知花が肉親をどのように回顧し、また、どのように祭祀するかについての決定権を侵害し、原告知花に多大な精神的苦痛を与えたことは明らかである。

第3 遺族原告らの被害

1 遺族原告らに共通の事情

(1) はじめに

先の戦争に参加させられ、そして軍に従事する中で死亡した者は、靖國神社に合祀されている。この靖國神社合祀の意味について、原告らは既に繰り返し主張してきた。

簡単に言えば、先の戦争における死を名誉の戦死と称え、英霊として奉り、それはひいては再び将来に向かっても「国家の為に死ぬ者」を生み出す、「英霊サイクル」として機能する装置である。

靖國神社に合祀された戦死者の意味付けはまさにこれらの点にある。いわば合祀された戦死者は、靖國神社の思想に利用されているともいえる。

(2) 戦死者遺族の様々な思い

一方、戦死者の遺族の思いは様々である。戦死者の遺族にとってその死の意味は必ずしも名誉でなく「残念な死」「悲しい死」と消極的に捉えるものが多数であろう。「名誉の戦死」と評価するのは、親しい者、近しい者の死の辛さを癒やす方法かも知れないが、「残念な死」「悲しい死」であることはいうまでもないだろう。

あるいはもっと否定的に戦死の意味を「犬死」「無駄死」と捉える遺族もあろう。この場合には「名誉の戦死」と評価されるのはその遺族にとってはとんでもないレッテル貼りとなる。あるいは神社神道という戦死者を奉る儀式が、遺族にとって相容れないこともあろう。いずれにせよ、遺族にとって親しい者、近しい者の死の意味、評価、その死を悼む方法はその遺族が行うものであり、他者において勝手に意味付けられるものではなく、そのようなことをされるのは遺族にとって苦痛でしかない。

(3) 敬愛追慕の情

すでにこれまでも主張してきたが、小泉靖國参拝違憲訴訟最判2006年6月23日滝井繁男補足意見は次のように言う。

「4 私は、例えば緊密な生活を共に過ごした人への敬慕の念から、その人の意思を尊重したり、その人の霊をどのように祀るかについて各人の抱く感情などは法的に保護されるべき利益となり得るものであると考える。したがって、何人も公権力が自己の信じる宗教によって静謐な環境の下で特別の関係のある故人の霊を追悼することを妨げたり、その意に反して別の宗旨で故人を追悼することを拒否することができるのであって、それが行われたとすれば、強制を伴うものでなくても法的保護を求め得るものと考える。」

①その人の霊をどのように祀るか等の感情などが法的保護に値すること、②侵害に強制の要素を要しない、としている点が極めて注目される。

そして更に引き続き「そして、このような宗教的感情は平均人の感受性によって認容を迫られるものではなく、国及びその機関の行為によってそれが侵害されたときには、その被害について損害賠償を請求し得るものと考える。」としている。

この補足意見をまつまでもなく首相が公式参拝することによってうける遺族の苦痛は大きい。

2 原告西山誠一の被害（原告番号一次336）（甲32）

(1) 原告西山の経歴

原告西山誠一（以下「原告西山」という）は1931年（昭和6年）1月7日西山政勇の子として生まれた。1946年（昭和21年）3月、旧制中学3年を終了して中退し、以後現在まで家業としての農業に従事している。

原告西山は青年期に浄土真宗に帰依し、1978年（昭和53年）に東本願寺（真宗大谷派）において得度式^{とくどしき}を受け、真宗大谷派の僧侶となり、1998年（平成10年）には大谷専修学院（京都）へ入学し本願念仏の教えを学んでいる。

(2) 戦没者である父の経歴

原告西山の父西山政勇は、浄土真宗の門徒であるが、1931年（昭和6年）から陸軍山砲兵として日中戦争に従事し、1938年（昭和13年）5月12日、徐州付近の戦闘に於いて胸部貫通銃創を受け、金沢陸軍病院、東京臨時第一陸軍病院へ転送された後、1940年（昭和15年）3月27日に死亡した。そして1942年（昭和17年）10月14日に、靖國神社に合祀された。

(3) 原告西山の信仰

原告西山は青年時代に真宗大谷派（東本願寺）の仏教青年会に入会し、その後、真宗大谷派の同朋会運動に参加して大谷派の現代教学を学んだ。特に戦争と平和の問題を真宗に学び、日本国憲法の大切さを知ると同時に過去の戦争の加害・被害共にその責任を痛感するに至った。先の戦争は日本国民に被害を生んだ反面、加害者でもあった。如何なる戦争にも、戦争に正義はない。戦争に敗けて得たものはただ一つ、それは憲法9条であると、原告西山は考えるに至った。

浄土真宗の教えでは、人間の最終目的は「成仏」である。宗祖親鸞聖人は「念仏成仏これ真宗」（『浄土和讃・大^{だい}経^{きやう}意^のこころ』）と教えている。神道においては人間の願い、「家内安全」「無病息災」「合格」「安産」「五穀豊穰」「商売繁盛」「鎮護国家」等すべて人間の欲望の対象が神であるのに対し、仏はこれら人間の願（欲望）は迷いであると教える。

人間の迷い、欲望は死ぬまでなくなるとの考えからすれば、原告西山としては、父西山政勇が靖國神社の神と祀られていることが許せな

い。

(4) 原告西山の苦痛

靖國神社に合祀されることは、戦没者を「鎮護国家」の神とするものである。

このような方法で「国を護る」という観念を普及宣伝することは、他国への攻撃もやむなしとする精神土壌を形成するものであり、原告西山としてはこの点で靖國神社を許せない。

靖國神社はかつての間違った戦争を正当化し、戦死を賛美するところの、将来の戦争になくってはならない施設であり、戦争犯罪的施設である。

そして公式に参拝するということは靖國神社の役割を肯定し再び利用することに他ならない。

そこに首相が公式参拝することは原告西山にとって二重の苦しみである。原告西山はこれまでも小泉首相の公式参拝違憲訴訟などにかかわってきた。公式参拝は「違憲である」と2つの裁判所が判断している。

にもかかわらず今回安倍首相が司法判断を無視するかのよう参拝をした。これは、これまでの首相の参拝と違ってすでに2つの違憲判断が出ている中での参拝であり、しかもより強く2015年9月19日、安倍政権が成立させた「戦争法案」(平和安全法整備法など)と結びついている。それは戦争と直結した靖國参拝であり、そういう意味からも原告西山にとってはあまりにも精神的苦痛が大きい。

3 原告松岡勲の被害(原告番号一次435)(甲26)

(1) 原告松岡と靖國神社の関わりについて

原告松岡勲(以下「原告松岡」という)の父徳一は、1945年1月、中国湖北省において35歳の若さで戦死した。原告松岡の誕生日は父の出征日と同じであり、父が戦死したとき原告松岡はまだ1歳であった。その

ため、原告松岡には父の記憶は全くない。

その後、1957年10月、松岡徳一は被告靖國神社に合祀された。合祀に際して、遺族への問い合わせ・合祀承諾取り付けは一切存在しなかった。

(2) 「英霊サイクル」に原告松岡自身が囚われていたこと

原告松岡は、中学3年生のとき、大阪府が主催・公費負担し、事業を大阪府遺族会に委託した靖國神社遺児集団参拝に参加した。大阪府では、1952年の第1回から1959年の第14回まで遺児集団参拝が続き、父親が前年度に靖國神社に合祀された中学三年生を毎年1000名規模で靖國神社に集団参拝させていた。遺児集団参拝は、サンフランシスコ講和条約発効を期に行政主導で行われたもので、1952年から1960年頃まで全国の都道府県、市町村で行われていた。

原告松岡は、大阪府の遺児集団参拝文集『靖國の父を訪ねて(第12集)』に靖國神社宮司の言葉を書き残しているが、それは次の言葉だった。「この靖國神社は、お国のためになくなられたあなた方のお父さんや、お兄さんの英霊がお祀りしてあります。此の国がある限り、あなた方のお父さんの名前は後々まで残るでありましょう。」この言葉を受けて、原告松岡は上記文集に続けて、「なんとなく父は立派な死に方をしたのだなあと思った。」と書いていた。

上述のとおり、大阪府では1952年から1959年まで、父親が前年度に合祀された中学3年生を対象に、毎年1000名規模で靖國神社への集団参拝がなされていたのであるが、同時期、同じような集団参拝は全国で行われていた。集団参拝を伝える新聞記事は、「元気で行ってきます。喜びに満ち靖國の遺児上京」とか「けさ会える靖國の父」であるとか、合祀ひいては戦死を肯定的に解釈する論調ばかりであった。

上述した靖國神社宮司の言葉や、新聞記事の論調からすれば、被告靖國

神社の役割は、戦死した兵士を「英霊」として祀り、戦死者を国家のために死んだと鼓舞し、この人たち英霊の後に続きなさいと繰り返し教育し、国のために命を捨てることのできる兵士を作り出すことにあったことは明らかである。戦死者の遺族を再び兵士になる道、戦争への道に駆り立てるといふこの被告靖国神社の役割を、かつて箕面忠魂碑訴訟は「英霊サイクル」と名づけたが、まさに原告松岡は、上記文集の自らの文章を読み返す度に、自身が「英霊サイクル」の真只中に取り込まれていたことを強く認識し、恐怖を感じている。

(3) 本件参拝等が原告松岡に与えた損害

上述のとおり、被告靖国神社による「英霊サイクル」こそが、原告松岡も含めた国民全体の意思を好戦的にするための装置と言えるのであるが、被告安倍による本件参拝および被告靖国神社による参拝受入は、かかる「英霊サイクル」の効果をより強化・強調させるものである。原告松岡は、本件参拝を報道で知り、自らが英霊サイクルに囚われていたことを思い出すとともに、平和を志向する自らの思想が全否定されているかのような圧迫感、自らの父親が「英霊サイクル」を強化する形で利用されていることに対する絶望感、今後日本が平和なままでいられるかとの不安感を感じ、大きな精神的ショックを受けた。

(4) 内心の自由形成の権利の侵害

被告靖国神社は、これまで縷々述べたように好戦的な性格を有しており、本件参拝は、一国の総理大臣がかかる被告靖国神社の性格を是とするという自らの見解を国内のみならず全世界に発信するものである。内閣総理大臣という国家機関が一宗教法人の思想をバックアップすること自体、憲法が保障する政教分離原則に真っ向から違反するものであるが、本件参拝を通じて、国民の多くが被告靖国神社の好戦的な性格を是とする意見に馴染んでしまうことは想像に難くない。

一方、原告松岡は、被告靖國神社の好戦的性格に危惧感を有しており、かかる性格は憲法9条に言う平和主義に相容れないものと考えている。従って、本件参拝が、国内及び全世界に対し、内閣総理大臣としての反憲法的考えを公表し、多くの国民の意思形成に影響を及ぼすこと自体、原告松岡の内心の思想に圧迫感を及ぼし、内心の自由形成の権利を侵害していると言える。

(5) 回顧・祭祀に関する自己決定権の侵害

原告松岡は、自らの父を、自らの考えに基づき回顧・慰霊する権利を有する（回顧・祭祀に関する自己決定権）。

しかるに、被告靖國神社は、原告松岡の父徳一を、原告松岡らの意思を確認することなく祭神として無断で合祀している。かかる合祀行為は、原告松岡の回顧・祭祀に関する自己決定権を侵害するものである。

さらに、本件参拝は、松岡徳一に対する被告靖國神社の無断合祀を国家として追認し、それを是とするものであるので、原告松岡の回顧・祭祀に関する自己決定権をより一層侵害するものと言える。

また、人は、親族の死の意味について、他の親族との間で確認し、意見を交換することにより、親族の死について納得することが通常であり、死の意味について親族間で意見を交換すること自体も、回顧・祭祀に関する自己決定権の一内容を構成すると言える。

しかるに、原告松岡においては、被告靖國神社による父の無断合祀によって、かかる親族間での意見交換の機会を失った。すなわち、原告松岡は、大阪府立春日丘高校三年生当時、高校から息せき切って帰り、「お母ちゃん！うちのお父ちゃんは、戦争に行ってるんやから、向こうで人、殺しているはずや」と母に意見をぶつけたところ、母は6畳の間で裁縫をしていたのであるが、その手を止めて「うちのお父ちゃんは、虫も殺さんええ人やったから、絶対そんなことあらへん！」と返した。かかる拒絶にあった

原告松岡は、その後問いを母に向けることはできなかった。

その後、2007年3月に90歳で母が病死した後、原告松岡は母の遺品を整理し、そのなかから靖國神社の「合祀通知」を見つけた。そのとき、原告松岡は、この1枚の紙切れが「父と戦争（靖國）」に関わる自身と母の対話を不可能にし、母との関係に亀裂を入れたと感じた。原告松岡の人生の最大の後悔は、母の存命中に母と靖國問題を話せなかったことであり、それに被告靖國神社による父の無断合祀が最も色濃く影を落としているのである。

かかる事情は本件参拝によって初めて惹起されたというものではないが、本件参拝が原告松岡に与えた被害を大きくする一事情として考慮しなければならない。

(6) 平和的生存権の侵害

原告松岡には息子と娘がいる。息子には長男（2歳半）がいて、原告松岡には孫にあたる。本件参拝の報道を聞いた時、原告松岡は、自身の子どもたちと孫が戦争に巻きこまれ、戦争へ動員されるという甚大な被害を受けるのではないかという強い危惧を抱いた。

第二次安倍政権は特定機密保護法の強行、集団的自衛権行使容認の閣議決定とそれに関わる安保法制の制定等とますます戦争のできる国家への道を進もうとしている。隣国の中国、韓国との間では、安倍首相は尖閣列島、竹島（独島）との領土問題で排外主義的に対立を煽り、いつ何時武力衝突が起こってもおかしくない状況になっている。

原告松岡の息子は43歳であるが、その年齢では戦争に動員されることはないとは言えない。実際、アジア・太平洋戦争の後半になると日本軍の戦況が圧倒的に不利になり、敗色強い時期の総ざらいの召集で30歳代から45歳までの男性が軍隊に取られ、大量の戦死者が生み出されていたからである。

本件参拝によって、国際状況が悪化し、戦争という事態になれば、原告松岡の孫や子どもが、原告松岡が味わった戦死者の遺児としての悲しみ、苦しみを経験することになる。原告松岡は、本件参拝の後に、かかる危惧を感じるようになったものであり、子どもや孫の世代が平和な世の中を享受できないのではないかという不安感を日々感じながら生活をしている。

原告らは本件訴訟において平和的生存権を「戦争放棄および戦力不保持の原則を堅持した社会に生存する権利」と措定しているが、本件参拝（及び参拝受入行為）により、日本社会は「戦争放棄および戦力不保持の原則を堅持した社会」とは言えなくなった。それにより原告松岡は上記不安感を感じており、原告松岡の平和的生存権が侵害されたことは明らかである。

(7) まとめ

以上のとおりであり、本件参拝および参拝受入行為は、原告松岡の、内心の自由形成の権利、回顧・祭祀に関する自己決定権及び平和的生存権を侵害したものである。従って、被告らは、原告松岡がそれによって被った損害を賠償する義務を負うとともに、差し止め義務を負う。

第4 宗教者である原告らの損害

1 宗教者である原告ら共通の被害

(1) はじめに

被告らは小泉靖國参拝違憲訴訟最高裁判決(2006年6月23日)を引用して「人が神社に参拝する行為自体は、他人の信仰生活等に対して圧迫、干渉を加えるような性質のものではない」と主張している。これが失当であることは、「人」が国の機関である総理大臣・安倍晋三であること、および「神社」が靖國神社であること具体性を指摘して、明瞭に権利侵害が生じていることを本書面においても、これまでの原告らの書面や高橋哲哉意見書などで詳細に論じてきたので繰り返さない。

本節においては、まず「人が神社に参拝する(ことを見せつける)行為」あるいはさらに抽象的に「ある人が宗教的表現活動をすること」が「他人の信仰生活等に対して圧迫、干渉を加える」ことは十分にあり得ることであり、それがどのように生ずるかを総括的に述べる。そのうえで、本件靖國参拝は、靖國神社の宗教と明確に異なる宗教によって自己形成しようと努める原告とこの宗教を含まいづれの宗教も拒否して生きようとする原告に対して違法に損害を与える行為であることを明らかにするものである。

(2) 宗教の機能（補償機能と統合機能）

一般にある人が宗教的表現活動をすることは、その活動に直接に参加する人はもちろん、それを見物参観する人、伝え聞く人びとに、さまざまな社会的影響を及ぼす。宗教行為は、何らかの意味で超越的なものに関わる、あるいは、関わるのが可能だとの前提でなされる行為であるため、人びとがそれを漠然と尊重し、漠然と敬い畏れるからである。その社会的影響は補償機能と統合機能に代表されることは多くの宗教学者によって同意されている(小口偉一、堀一郎監修『宗教学辞典』東京大学出版会、117-119頁など参照)。

しかし、統合機能とは、ある意味では支配秩序維持機能、すなわち、同調強要機能であるし、補償機能とは、ときには不合理な扱いを隠蔽する納得形成機能でもある。したがって、ある特定の宗教に見られる統合機能は、その宗教と対立する主張を持つ宗教を自覚的に信じる人びとや、およそ宗教的なものをすべて拒否しようとする自覚的無神論者にとっては、圧迫や脅威となるマイナスの価値を持つ機能になる。また、戦没者遺族が、報奨金や遺族年金などの世俗的補償以上に、靖國の神として宗教的に扱われることにより親族の死を深く納得するということはよくあることだが、これは補償機能というよりは「感情の錬金術(高橋意見書参照)」と呼ぶべきであろう。錬金術のいかがわしさを見抜き親族の靖國合祀を拒否する遺族に

としては、補償機能どころか呪いの対象にされたに等しい。

たとえば、地域自治会には、自治会費に地域の神社関係費を組み込んであるものも多い。これらの中で、寺社などの呪符（いわゆる「お札」、または、「お守り」、護符とも言う）を戸数に応じて一括して引き受け、自治会を通して各戸に配布する自治会が今でも存在する。配布する人たちは無自覚に「善意」で行なっているが、この宗教を自覚的に拒否する人びとにとっては、文字通り「呪い」の配布である。また、親戚や友人の受験や出産に際して、おなじくさまざまな寺社の呪符を「親切に」プレゼントする人がいる。これら配布・プレゼントする人たちは、それら寺社の自覚的な信者ではない。自覚的であるならば、この宗教を自覚的に拒否する人に対するこのような残酷な仕打ちは慎むはずである。当人が無自覚で「善意」で行なうだけに、それを受ける側にとっては一層むごい状況を経験することとなる。このようなむごい仕打ちをとどめることはまことに難しい。善意でむごい仕打ちをする人びとと対立することはまことにつらいことであるし、これらの仕打ちを受ける人びとは日常生活の中で、自らの信仰生活を忌憚なく行える状態を阻害していくことにつながっていく。これらの人の多くは、職場や地域で自らの思想や信仰を公表できない「隠れ〇〇」たらざるを得ない。習俗に浸透した無自覚な信仰は、それを自覚的に拒否しようとしている人にとっては重く苦しい脅威なのである。

すなわち、「人が神社に参拝する(ことを見せつける)行為」あるいはさらに抽象的に「ある人が宗教的表現活動をする事」が「他人の信仰生活等に対して圧迫、干渉を加える」ことは頻繁に生じているのである。私人間で起こるこのような脅威は、その事例に即して私人間でじっくりと解決していく以外にはないだろう。また、そうした脅威にさらされないことが憲法上保護されるべき権利であるかどうかも事例に即して検討されるべきであろう。護符の押しつけがましいプレゼントが権利侵害と言えるかどうか

かは微妙であるが、靖國の無断合祀などの遺族の明白な拒否にかかわらずに勝手に儀礼をされるなどの場合は、権利侵害があると言うべきであろう。

(甲 2 1 号証)

(3) 本件参拝等が有する宗教的な機能

しかし、こうした習俗にまで浸透した無自覚的宗教に対して国家や自治体がかかわるとなれば話は別である。国家・自治体が、これまでの日本社会がずっとそうしてきたように、それに平気で特権を与えるようなことを繰り返してはならない。日本国憲法の政教分離規定はそれを許さぬために設けられたはずである。

すなわち、本書面第三章で述べたように、これらいかなる宗教に対してもそれを助長促進するような政府広報(government speech)がなされてはならぬのである。しかも、本件参拝がなされた靖國神社の宗教は、習俗にまで浸透した神道の上にその儀礼面だけを借用して戦意高揚と戦死納得機能に特化して利用した政策的な人工宗教(官制の宗教)である。靖國神社がもつ宗教としての統合機能(同調強要機能)と補償機能(納得形成機能)は政治権力の絶大な協力を得て最大限に発揮されてきたのである。

原告らのうちには、この宗教と明確に異なる宗教によって自己形成しようとする者が多数存在する。また、この宗教を含むいずれの宗教も拒否して生きようとする原告も多い。さらには、この宗教法人によって行われる布教活動に利用するため親族を合祀されている遺族原告も存在する。

被告らが行った行為、すなわち、原告らの親族をも含む戦没者の慰霊顕彰は、行為者の主観においては、先の例に見る「護符の親切がましい押しつけ」のレベルにとどまるかもしれないが、実際は、他者の信仰生活等に対して著しい圧迫、干渉を加える質のものである。被告らは、靖國神社の慰霊顕彰によって心底脅威を感じている人(本訴訟原告らとその代表である)の存在を十分知りながら、意図的にそれらの人を傷つけるべく本件行

為に及んだのである。権利侵害は明白であると言わねばなるまい。

(4) 漠然とした尊重・畏れの例

宗教に対する漠然とした尊重ないし畏れを示す好例が、空知太神社事件の最大判2010年1月20日民集64巻1号1頁(以下「2010年最大判」とする)である。

2010年最大判は、砂川市が、町内会に対し、市有地を無償で宗教施設である空知太神社の敷地としての利用に供している行為につき、「社会通念に照らして総合的に判断すると、本件利用提供行為は、市と本件神社ないし神道とのかかわり合いが、我が国の社会的、文化的諸条件に照らし、信教の自由の保障の確保という制度の根本目的との関係で相当とされる限度を超えるものとして、憲法89条の禁止する公の財産の利用提供に当たり、ひいては憲法20条1項後段の禁止する宗教団体に対する特権の付与にも該当すると解するのが相当である」とした。

判決は、このように明確に憲法に違反すると判断しながら、当事者が争点として主張したことのない論点について、敢えて「職権による検討」を加え、違憲であるとした札幌高裁の判決を破棄し、事件を札幌高裁に差し戻した。

2010年最大判は、まず、「本件利用提供行為が開始された経緯や本件氏子集団による本件神社物権を利用した祭事がごく平穏な態様で行われていること等を考慮すると、上告人において直接的な手段に訴えて直ちに本件神社物権を撤去させるべきものとすることは、神社敷地として使用することを前提に土地を借り受けている本件町内会の信頼を害するのみならず、地域住民らによって守り伝えられてきた宗教的活動を著しく困難なものとし、氏子集団の構成員の信教の自由に重大な不利益を及ぼすものとなることは自明であるといわざるを得ない。」とする。

しかし、2010年最大判にいう「氏子集団」が、訴訟の過程で神社の

撤去によって自らの信教の自由に重大な不利益を受けると述べたことは一度もない。実際、住民（自治会員）には「神道信者はいない」とされていたのであるから、当事者主義の見地からいっても、本件神社を市有地から撤去させてもなんら問題はなかったはずである（渡辺康行「政教分離原則と信教の自由」『憲法の規範力と憲法裁判』信山社、237頁以下）。

にもかかわらず、上記判決は、「本件利用提供行為の違憲性を解消するための他の合理的で現実的な手段が存在するか否かについて適切に審理判断するか、当事者に対して釈明権を行使する必要があるというべきである。原審が、この点につき何ら審理判断せず、上記釈明権を行使することもないまま、上記の怠る事実を違法と判断したことには、怠る事実の適否に関する審理を尽くさなかった結果、法令の解釈適用を誤ったか、釈明権の行使を怠った違法があるものというほかない」として、「違憲性を解消する手段」の存否につき審理する機会を与えるため、本件を札幌高裁に差し戻したのである。

差し戻前の事件を担当した札幌高裁の裁判官は、「違憲性を解消する手段の存否」につき、当事者に対し釈明を求めるべきであったのに、これをしなかったことが違法であると判断されたのである。

しかし、このように裁判所が積極的に釈明権を行使することについては、ほかならぬ2010年最大判における今井功裁判官の反対意見が、「当事者主義の原則から見て、採用し難い見解である。本件が行政事件訴訟の一つである住民訴訟であることを考慮しても、この結論は変わらない」としているところであるし、また、大阪地方裁判所の小野憲一裁判官が、民事訴訟法学会のシンポジウムにおいて、「下級審の裁判官としては、ここまですら釈明せよと要求されると、いささかつらいものがありますが、この判決は、事案の特殊性、あるいは公共性が大きい類型の行政訴訟という事情の下に示された判断であり、少なくとも一般民事事件には妥当しないのでは

ないかと思ひます」と発言しているところである（「民事訴訟雑誌 57 号 132 頁）。

すなわち、2010年最大判の「職権による検討」は、「事案の特殊性」によるものであり、法論理的には必ずしも盤石なものではない。そして、事案の特殊性とは、神社神道に対する漠然とした尊重ないし畏れが、多数意見に与した裁判官においても存在し、このために、空知太神社という宗教施設の撤去を裁判所が認めてしまうことに躊躇を感じたところにあるというべきである。そうでなければ、当事者主義の原則を無視してまで「職権による検討」を行った理由がわからなくなる。

宗教に対する漠然とした尊重ないし畏れは、それ自体は言語によって表現することは困難である。また、言語等によって表現すること自体が忌避されることもある。それが具体的な表現になって表れた場合は、直截的な表現になる場合もあるし、別の装いを伴って表現されることもある。2010年最大判の多数意見は、まさに神社神道に対する漠然とした尊重ないし畏れが、「本件氏子集団」の信教の自由の名の下に、かつ、「釈明権の行使義務違反」という法律用語で装って表現されたものということができる。

宗教に対する漠然とした尊重ないし畏れが、どのような場面で見られるかについて、2010年最大判の「職権による検討」は格好の事例を示すものである。

2 原告知花，同西山，同郡島の被害

原告知花は真宗大谷派の僧侶として、原告西山は真宗大谷派の僧侶として、原告郡島は仏教徒（浄土真宗本願寺派）として、いずれも自らの宗教的信条に基づき、被告靖國神社が戦没者等を英霊として顕彰することを受け入れることはできない。

まして、宗教とは分離されるべき立場にある内閣総理大臣である被告

安倍が本件参拝を行ったことは、それ自体が、上記原告らの宗教的信条を直接否定することであり、さらには、神社神道とりわけ靖國神社に対する漠然とした尊重ないし畏れが自らの周囲にもおよんでくることによって自らの宗教的立場に脅威を及ぼしている。神社神道に対する漠然とした尊重や畏れは、マスコミ界、企業社会、地域社会、学校社会、家庭などあらゆる社会に見られる。司法の世界にも見られることは、前記空知太神社事件判決で垣間見たとおりである。

上記原告らの個別の損害については、別の項で主張したところであるが、宗教者原告らが受ける共通の損害を、上記原告らもまた受けている。

第5 首相の靖國参拝が違憲であるとの司法判断を得た原告らの損害

1 共通の被害 ～期待権の侵害

(1) 福岡訴訟判決及び台湾靖國訴訟判決

内閣総理大臣による靖國神社参拝が憲法20条3項に違反するものであることは、2004年（平成16年）4月7日福岡地裁判決（判例時報1859号125頁。以下「福岡訴訟判決」とする）および2005年（平成17年）9月30日大阪高裁判決（訟務月報52巻9号2979頁。以下「台湾靖國訴訟判決」とする）において、それぞれ明確に判断された。

福岡訴訟判決は、小泉元首相の参拝について職務行為性を認めただうえで、「本件参拝は、宗教と関わり合いをもつものであり、その行為が一般人から宗教的意義をもつものと捉えられ、憲法上の問題のありうることを承知しつつされたものであって、その効果は、神道の教義を広める宗教施設である靖國神社を援助、助長、促進するものというべきであるから、憲法20条3項によって禁止されている宗教的活動に当たる」と判断した。

また、台湾靖國訴訟判決も同様に、「本件各参拝は、極めて宗教的意義の深い行為であり、一般人がこれを社会的儀礼にすぎないものと評価していると

は考え難いし、被控訴人小泉においても、これが宗教的意義を有するものと認識していたものというべきである。また、これにより、被控訴人国が宗教団体である被控訴人靖國神社との間にのみ意識的に特別の関わり合いをもったものというべきであって、これが、一般人に対して、被控訴人国が宗教団体である被控訴人靖國神社を特別に支援しており、他の宗教団体とは異なり特別のものであるとの印象を与え、特定の宗教への関心を呼び起こすものといわざるを得ず、その効果が特定の宗教に対する助長、促進になると認められ、これによってもたらされる被控訴人国と被控訴人靖國神社との関わり合いが我が国の社会的・文化的諸条件に照らし相当とされる限度を超える」として、小泉首相（当時）による靖國神社参拝を憲法20条3項に違反すると判断した。

上記2つの訴訟はいずれも憲法違反を認めながら、損害賠償の対象となりうる法的利益の侵害がなかったとして原告の請求を棄却した。したがって、上記2訴訟の原告らは、それぞれ控訴、上告することも可能であった。

しかしながら、上記2訴訟の原告らは、司法判断が出た以上、今後、日本の内閣総理大臣が靖國神社を参拝することはないだろうと信じ、上訴をしないこととし、両判決はそれぞれ確定した。

このような、司法判断があった事項について、二度と憲法違反が繰り返されることはないだろうという市民らの期待は、法的に保護されるべき利益である。

(2) 日本国憲法が国の最高法規であることおよび憲法保障制度

ア 内心の自由形成の権利、信教の自由、回顧・祭祀に関する自己決定権等の基本的人権を保障した日本国憲法が国の最高法規であることは言うまでもない。

立憲主義の下、立法・行政・司法の国家権力は憲法の制約を受けており、行政府の長である内閣総理大臣は、憲法に反する行為をしてはならないが、ときに、時の権力がその政治的判断を優先し、憲法をないがしろにする事態

が生じる。

多くの反対を押し切って2015年9月19日にいわゆる安保関連法案を成立させたことはまさにその典型例であるが、小泉元首相、被告安倍による靖國神社参拝もその一例である。

イ 最高法規である憲法が、憲法に違反する権力行使や立法により侵害されないようにする憲法保障制度として、日本国憲法には、事前保障として①明文で最高法規性が宣言され（憲法98条）、②公務員に憲法尊重擁護が義務付けられ（憲法99条）、③三権分立が保障され（憲法41条、65条、76条）、さらに事後的に④違憲立法審査制（憲法81条）が定められている。

これは、「憲法の崩壊を招く政治の動きを事前に防止し、または、事後に是正するための装置を、あらかじめ憲法秩序の中に設けて」おいたものであって（芦部信喜「憲法 第6版」374頁）、日本国憲法が最高法規であることを実質的に保障しようとするものである。

ウ これを一連の靖國神社問題に即して見ると、2001年当時内閣総理大臣であった小泉純一郎氏は、そもそも憲法尊重擁護義務を負っており、憲法20条3項に違反する靖國神社参拝を行ってはならなかったが、これを敢行した。この時点で②の事前憲法保障は奏功しなかったこととなる。そこで、小泉靖國参拝福岡訴訟と大阪訴訟の原告らは、事後的保障制度である④を利用し、国家機関による行為が違憲であるとして訴訟を提起した。

内閣総理大臣の靖國参拝について初めて憲法判断を示した福岡訴訟判決は、以下のように述べている。

「結論としては、本件参拝によって原告らの法律上保護された権利ないし利益が侵害されたということはできず、不法行為は成立しないとして原告らの請求をいずれも棄却するものであり、あえて本件参拝の違憲性について判断したことに関しては異論もあり得るものとも考えられる。

しかしながら、現行法の下においては、本件参拝のような憲法20条3項に反する行為がされた場合であっても、その違憲性のみを訴訟にお

いて確認し、又は行政訴訟によって是正する途もなく、原告らとしても違憲性の確認を求めるための手段としては損害賠償請求訴訟の形を借りるほかなかつたものである。一方で、靖國神社への参拝に関しては、前記認定のとおり、過去を振り返れば数十年前からその合憲性について取り沙汰され、「靖國神社法案」も断念され、歴代の内閣総理大臣も慎重な検討を重ねてきたものであり、元内閣総理大臣中曾根康弘の靖國神社参拝時の訴訟においては大阪高等裁判所の判決の中で、憲法20条3項所定の宗教的活動に該当する疑いがあることも指摘され、常に国民的議論が必要であることが認識されてきた。しかるに、本件参拝は、靖國神社参拝の合憲性について十分な議論も経ないままなされ、その後も靖國神社への参拝は繰り返されてきたものである。こうした事情にかんがみると、裁判所が違憲性についての判断を回避すれば、今後も同様の行為が繰り返される可能性が高いというべきであり、当裁判所は、本件参拝の違憲性を判断することを自らの責務と考え、前記のとおり判示するものである。」

エ 憲法判断回避の原則も絶対的なものではなく、十分に理由がある場合には「事件を処理することができるほかの理由が存在する場合」であっても憲法判断に踏み切ることができる」と理解されているが、まさに福岡地方裁判所は、憲法違反の恐れを指摘されている靖國神社参拝が繰り返されていること等にかんがみ、違憲立法審査権の憲法保障制度としての意義、また、三権分立の下での司法権の意義を重視して、最高法規に保障された憲法20条3項を実効ならしめるため、違憲判断に踏み込むという英断を下したのだった。

オ 福岡訴訟判決および台湾靖國訴訟判決で行使された違憲立法審査権が憲法の最高法規性を実効ならしめる制度である以上、その違憲判断は尊重され、遵守されることが大前提である。

にもかかわらず、被告安倍は、内閣総理大臣による靖國神社参拝が憲法20条3項に違反するという司法判断を無視し、公務員の憲法擁護義務を無視

し、靖國神社参拝という暴挙に及んだのであった。ここに、前述の憲法保障制度④も破られたことになる。

本人尋問において原告郡島恒昭が、被告安倍による本件参拝を「司法に対するけんか」「けんかの相手は皆さんたち、裁判官」と表現したのは、このことを端的に示している（郡島本人調書7頁）。

すなわち、被告安倍は、本準備書面第3、第4において詳述する原告らの個々の人権を侵害したほか、内閣総理大臣として負う憲法尊重擁護義務に違反し、内閣総理大臣の違憲行為を止めるためにあえて行使された違憲立法審査権による判断も無視し、司法権が明確に憲法違反であると断じた行為を繰り返した。憲法保障制度をことごとく無視し、憲法の最高法規性すら破壊しかねない重大な憲法違反である。

行政府の長によるこのような重大な憲法違反行為を抑止できなくては、日本国憲法の最高法規性・立憲主義は画餅に帰することとなる。それは権力の暴走の始まりである。そのような事態を防ぐことこそ、三権の一翼を担う裁判所の役割である。

(3) 司法判断が遵守されるとの市民の期待が保護されるべきであること

日本国憲法前文には、憲法制定権力が日本国民にあることが明確に定められている。行政・立法・司法の三権は、「国民の厳粛な信託」によって、憲法の制約の下、行使されるにすぎない。日本国憲法は、言うまでもなく、権力の暴走を阻止するため、主権者たる日本国民が権力者に対して課す制約なのである。

その制約が実質的に機能することについて、国民は重大な利害関係を有するといわざるを得ず、これに対する期待が保護されるべきことは、憲法秩序に内在すると考えられる。この場合、重大な利害関係を有することは日本国籍保有者のみならず、日本に在住する外国人についてもまったく同様であり、在日外国人の期待権も同様に保護されなくてはならない。

さらに、特定の憲法違反行為があり、これについて違憲であるとの司法判

断がなされることにより、権力がおこなってはならない行為、遵守すべき憲法条項は特定される。本件に即して言うと、以後の内閣総理大臣に対して、政教分離を確保するため、靖國神社を参拝してはならない、という具体的な制約が課せられたこととなる。その制約が守られるであろうことに対する市民の期待は、その侵害に対して不法行為責任を追及できる程度に具体的なものとなったと言える。

2 原告郡島恒昭の被害（原告番号一次165）（甲33）

(1) 「公式参拝を継続すれば違憲」の判決

ア 原告郡島恒昭（以下「原告郡島」という）は、1985年に当時の中曽根康弘首相が靖國神社を参拝をしたことについて、九州靖國神社公式参拝違憲訴訟団の代表として、福岡地裁に損害賠償請求訴訟を提訴した。その控訴審では、「公式参拝を継続すれば違憲の疑い」という判決を得た。

これが実質的に参拝への歯止めとなったためか、2001年8月13日の小泉純一郎首相（当時）の参拝まで、首相の靖國神社参拝はなりを潜めた。

この小泉参拝について、211人の原告が参集し、小泉首相靖國神社参拝違憲九州・山口訴訟団が結成され、原告郡島が再び団長となって福岡地裁に提訴した。この訴訟では、損害賠償は認めなかったものの、首相の靖國神社への公式参拝は憲法が定める政教分離規定に違反するもので、違憲であるとの判断を明確に示した。

その後、この小泉首相の参拝に対して同様に大阪で提起された訴訟の控訴審においても、大阪高等裁判所は参拝の違憲性が明確に示された。

特に福岡地裁判決は、憲法判断を回避せず違憲判断を示したのは、同様の違憲行為が繰り返されることのないよう違憲性を判断することが当裁判所の責務であると考えたためであるとの理由にも言及した。

イ そもそも原告郡島らが内閣総理大臣の靖國神社公式参拝に対して、これを違憲であるとして損害賠償を求めて提訴したのは、次のような思いからである。

まず、仏教徒としての立場からは、自らの信仰とは全く異質な宗旨を掲げる靖國神社に一国の首相が参拝することは、自らの信仰に対する著しい圧迫であり、信教の自由を侵害されたと感じたことである。また、平和を希求する一個人として、侵略神社たる靖國神社への首相の公式参拝がまかり通る世相を醸成されることは、平和主義を揺るがし、戦争の惨禍を繰り返すおそれが生じることになりかねないという不安と恐怖である。そして、そうしたことを是が非でもくい止めるべく、司法によって首相の靖國神社公式参拝が憲法違反であるとともに、重大な基本的人権の侵害であることを明確にしたいという目的を持ってのことであった。

ウ 中曽根参拝訴訟では、高裁判決で違憲のおそれという文言までは引き出すことができたものの、明確に違憲との判断は示されなかった。

ところが、これを経たこともあってか、小泉靖國参拝訴訟では明確な違憲判断を引き出すに至り、しかも福岡地裁判決は確定した。

(2) 司法判断を遵守するとの期待

ア このように司法によってその違憲性が明確にされた以上、もはや内閣総理大臣が政教分離規定に違反する靖國神社への公式参拝を繰り返すことはあり得ないと原告郡島が確信するに至ったとしても当然のことである。憲法を全法規範の最高位に位置付け、その条規に反する法律及び国務に関するその他の行為はその効力を有しないとするのが立憲主義である（憲法98条）。

そうした立憲主義社会においては、憲法違反とされた行為は二度と再び繰り返されることがなく、それを前提に将来を見据えて安定した社会生活を営むことができるものと確信し、期待しうることも当然に保障さ

れていなければ、立憲主義ないし憲法保障機能が、真に機能することはありえない。そうすると、このような期待は、すべての基本的人権の大前提をなすものとして永久に侵すことのできない権利・利益として法的に保護されるものというべきである。

したがって、総理大臣の靖國神社への公式参拝が違憲であることが司法によって明確にされたことにより、これがもはや繰り返されないと期待することが、憲法上の権利として法的保護に値しないとは到底いえない。

本件参拝が、内閣総理大臣による靖國神社参拝が二度とされないであろうという期待権を侵害し、その期待を裏切られた原告らに対し、多大の精神的苦痛を与えたことは明らかである。

3 台湾原告らのうち台湾靖國訴訟の原告であった者の被害

(1) 台湾靖國訴訟

台湾靖國訴訟判決は、当時の小泉純一郎首相の靖國神社参拝は、「憲法20条3項の禁止する宗教的活動に当たると認められる」として、首相の靖國神社参拝を違憲であるとした。

安倍首相の靖國神社参拝を違憲であると主張する本訴訟の原告張嘉琪の母因卡美明（インカ メビン。インカ メイミンとも発音する。原告番号二次201）は、他の台湾原住民の人々とともに、台湾靖國訴訟の原告となって（甲27の2・2頁）、小泉首相の靖國神社参拝は違憲であるとして提訴した。そして、上記のと通りの違憲判断を得た。

同訴訟では損害賠償請求が棄却されたため、同訴訟原告らとしては上告することも可能であったが、因卡美明らは、これで日本の首相が靖國神社に参拝することは二度とないと信じ、上告しないこととした。本件訴訟原告張嘉琪もまた、母である因卡美明から経緯と結果を聞き、日本の首相が靖國神

社を参拝することは二度とないと信じていた（甲27の2・2頁，張本人調書4頁）。

(2) 台湾靖國訴訟で違憲判断を得た台湾原告らの被害（原告番号二次201ら）

ア 内閣総理大臣による靖國神社参拝を憲法違反とした司法判断を内閣総理大臣が尊重し，二度と靖國神社参拝を行わないであろうと期待したことが，法的に保護されるべき権利であることは，既に詳述したとおりである。台湾靖國訴訟判決により，台湾原告らの期待権は損害賠償請求も可能な程度に具体的なものとなった。

イ 憲法の最高法規性は国家のあり方の根本にかかわる原理であり，一国家においてこれが実質的に保障されているかどうかは，当該国家の権力が暴走を始めるかどうかの問題であるから，国際社会も大いに影響を受ける。特に日本国憲法の最高法規性が実質的意味を失うようなことがあっては，隣国である台湾住民が受ける損害は計り知れない。国際社会のメンバーである各国において立憲主義・三権分立が実質的に遵守されているかどうかは，各国の憲法秩序の問題を超えて，国際秩序の問題である。したがって，日本の司法判断を日本の行政府が尊重し，権力間のチェック・アンド・バランスが機能していることについての期待権は，日本国憲法秩序に内在する権利として日本在住市民に保障されているだけでなく，国際秩序に内在する権利として台湾在住原告らにも保障されているといわなくてはならない。総論で述べたように，カントは，「個々の民族（国家）は，安全のため，個々の市民と同じように，自分の権利が保障されるような体制づくりを，他の民族（国家）に対し，よびかけてよいし，またそれをすべきである」と述べている。

被告安倍は，本件参拝行為により，因卡美明，その夫である張俊傑（原告番号二次212），その娘である張嘉琪（原告番号二次213）やその他の台湾靖國訴訟の原告であった者らの，台湾靖國訴訟判決が遵守され，二度と日本の内閣総理大臣による靖國神社参拝が行われないと信じた期待権を侵害し，多大な精神的苦痛を与えた。

第6 台湾原告らの損害

1 台湾原告らに共通の被害

第二次訴訟原告番号194番ないし同222番は、台湾に在住する台湾人である。

(1) 台湾と日本とのかかわり

1895年（明治27年）の台湾「割譲」以降、日本軍・警察による台湾「平定」、皇民化教育、戦時中の強制的徴兵を通じて、台湾人らが日本帝国主義の犠牲となってきたことは、原告第5準備書面に詳述したとおりである。

台湾原告らにとっては、靖國神社は加害者である日本軍人、日本人警官らが「神」として祀られている場所であり、そのような場所に国家権力の一部である内閣総理大臣が参拝して特別の支援をしているかのような印象を作り出すことは、台湾原告らが日本の犠牲者となった祖先らを悼み、敬慕する気持ちの侵害である。

(2) 台湾人戦没者らの利用

靖國神社は、台湾人戦没者らをもその意に反して合祀し、度重なる合祀取下げ要求を無視し、その魂を靖國神社の教義の普及に利用している。すなわち、靖國神社の教義は、天皇のために命を落とせば「英霊」として靖國神社に祀られる、戦争で天皇のために死ぬことは名誉である、という教えを利用して国民を戦争へと駆り立てていくことであった。

台湾人戦没者らも、「英霊」として合祀されることにより、その意に反して戦意高揚に利用された。そのような靖國神社に内閣総理大臣である被告安倍が参拝することにより、台湾人戦没者らの魂は、「天皇のために殉じた」ものとして内外への宣伝に利用され、台湾原告らの台湾人戦没者らに対する敬愛追慕の念、回顧・祭祀に関する自己決定権が侵害され

た。

(3) 東アジアの緊張

本件参拝と前後して、安倍政権が中国を「仮想敵国」として中国からの攻撃の可能性を市民らに流布し（安保関連法制成立後、その初の適用例として南スーダンへの派兵が想定されることにより、立法事実の不存在が明らかとなった）、大多数の市民の反対、憲法学者や弁護士、元最高裁判判官等の法律の専門家らの反対を押し切り、日本を「戦争できる国」にするいわゆる安保関連法制を成立させたことは公知の事実である。これにより東アジアの緊張は高まっている。

台湾は地理的に日本と中国との間に位置し、有事の際には否が応でも巻き込まれることになる。このような状況下で、中国人、韓国人らが台湾人らと同様に「加害者を神として祀っている場所」と認識している靖國神社を、日本の内閣総理大臣が参拝することは、さらに東アジアの関係を悪化させ、台湾原告らの戦争に巻き込まれる危険を高める行為であって、台湾原告らの平和的生存権を侵害している。

2 台湾原住民族原告らの被害

(1) 台湾原告らのうち台湾原住民族原告ら

台湾原告のうち、史亞山（原告番号二次197）、伍木松（二次198）、伍美珠（二次199）、伍萬壽（二次200）、因卡美明（二次201）、高金素梅（二次210）、張嘉琪（二次213）、雲雅舜（二次219）は、台湾政府により認定された「台湾原住民族」の出身である。

(2) 台湾原住民族と日本とのかかわり

台湾が日本植民地支配の犠牲者であったことはすでに述べたとおりであるが、台湾原住民族らは、特に激しく抗日運動を展開し、日本政府及びその出先官庁である台湾総督府は武力を用いて原住民族制圧にあたっ

た。その歴史は原告第5準備書面第2-2に詳述したとおりであり、太平洋戦争開戦後は、台湾原住民族でありながら強制的に日本軍に徴兵された者もあった（甲27，張嘉琪本人尋問）。このようなことから、台湾原住民族らには特に日本の犠牲者であるとの意識が強い。

(3) 少数民族としての回顧・祭祀に関する自己決定権，少数民族としての自己の宗教を信仰し実践する権利

台湾原住民らには，原告第5準備書面第3-2に詳述したような独特の祖霊祭祀の方法がある。部族ごと，同じ部族の中でも部落ごとに違いはあるものの，先祖の魂を身近に祀っておかなくてはならず，それができなくては自分たちを守ってくれるものがないという精神的不安に陥るといのが共通する考えである（張本人尋問6～7頁）。

被告靖國神社による台湾原住民戦没者の合祀は，台湾原住民らの独特の文化を侵害するものであった。被告靖國神社は，台湾原住民らの「還我祖霊」運動にも関わらず，台湾原住民戦没者の魂が未だ合祀されているとの立場を取り，内閣総理大臣である被告安倍の参拝，被告靖國神社によるその参拝の受入れにより，現在もなお，台湾人戦没者らの魂は靖國神社の教義の布教に利用され，台湾原住民原告らの少数民族としての回顧・祭祀に関する自己決定権，自己の宗教を信仰し実践する権利が侵害されている。

3 原告張嘉琪の被害（原告番号二次213）（甲27の1，2）

(1) 原告張嘉琪の成育歴，家族関係等

ア 原告張嘉琪（ツァン チャーティ）は，台湾に生まれた台湾人である。

原告張嘉琪の母はタイヤル族の出身であり，漢名を張雲琴華，タイヤル名を因卡美明（インカ メビン又はインカ メイミン）という。本訴訟

の原告でもある（原告番号二次201）。このため、原告張嘉琪も、張嘉琪という漢名のほか、Yayud Inka（ヤユトゥ インカ）というタイヤル名を有する。原告張嘉琪の夫は、香港で生まれ育ち、日本国籍を有している荒井壮一郎である。

原告張嘉琪の父の張俊傑（ツァン シュンチュエ）は漢民族の出身であり、本訴訟の原告でもある（原告番号二次212）。

原告張嘉琪の妹の雲雅舜（ユアン ヤーシュン）も本訴訟の原告となっている（原告番号二次219）。

イ 原告張嘉琪の母である原告因卡美明が小学生だったころ、その祖母から聞いた話は以下のとおりである。

原告因卡美明の父であり、原告張嘉琪にとっては祖父である雲玉堂（日本名は「有村健二」）には、ほかに3人の兄弟がいた。台湾が日本の植民地であった第二次大戦中のある日、派出所の日本人警官が家にやってきて、原告因卡美明の祖母に対し、「お前の息子4人の内、一人を残し、他の3人は南洋に行かねばならない」と命じた。この結果、原告張嘉琪の祖父である雲玉堂（有村健二）が残り、他の3人がその意に反して、高砂義勇隊隊員として南洋の戦地に行った。3人とも帰らなかった。

その後、原告因卡美明が、2003年に靖國神社に赴き、犠牲者名簿のなかに、祖母から聞いていた2人の叔父の名前（有村健三、有村武夫）を見つけ、その場で2人の合祀の取下げを要求した。しかし、靖國神社の執事は、「彼らはお国のために犠牲となり、その魂は既に一つの火の玉の一部となっています」として、原告因卡美明の要求を拒絶した。

原告張嘉琪は、母因卡美明から、上記の話を聞き、3人の大叔父たちは強制的に徴兵され、殺された被害者であり、その加害者は日本であると考えている。

ウ 小泉純一郎元内閣総理大臣が靖國神社公式参拝を敢行した2002年

当時、原告張嘉琪は20歳であった。

この靖國神社参拝が日本国憲法の政教分離規定に違反するとして、原告因卡美明は、大阪地方裁判所に損害賠償請求訴訟を提起した（同訴訟では漢名である張雲琴華を用いた）。2005年9月30日、大阪高等裁判所で控訴審判決言渡しがあり、内閣総理大臣による靖國神社参拝は政教分離規定に違反すると判断された。これを受けて原告因卡美明は、娘である原告張嘉琪に対し、損害賠償請求では負けたが、日本の裁判所が参拝を憲法違反と認めたことについて慰めを感じた、このまま日本は平和の道を歩むであろう、そのことを信じて上告はしないと決心した、と伝えた。

原告張嘉琪も、裁判所が憲法違反との判断をした以上、日本の内閣総理大臣が今後靖國神社参拝をすることはないだろうと信じていた。

エ 2009年8月、原告張嘉琪は、妹である原告雲雅舜、夫荒井壮一郎と共に靖國神社へ赴き、「還我祖霊」の儀式を執り行った。これは、意思に反して祖国から離れた靖國神社に魂を祀られている台湾原住民族らの魂を、台湾原住民族独特の方式に則り、祖国である台湾に連れ戻す儀式である。ただし、被告靖國神社は、還我祖霊儀式ののちも台湾原住民戦没者らの魂は合祀されたままであるとしている。

オ 原告張嘉琪は、夫荒井壮一郎と異なる国籍を有するだけでなく、夫と共に、台湾のみならずアジア各国を仕事の拠点として生活しており、国籍の異なる多数のアジア人と親交がある。

(2) 本件参拝および受入れによる、遺族としての原告張嘉琪の回顧・祭祀に関する自己決定権の侵害

台湾原住民が独特の祖先祭祀方法を持つにもかかわらず、被告靖國神社が台湾原住民戦没者らの魂をその意に反して合祀していると主張し、さらにそこに被告安倍が参拝し、台湾原住民族戦没者らの魂を利用する

ことにより、台湾原住民らの回顧・祭祀に関する自己決定権が侵害されていることは前述したとおりである。

原告張嘉琪は2人の大叔父を靖國神社に一旦合祀され、還我祖靈儀式ののちもその魂を利用され続けている。

そのような場所に被告安倍が公式参拝し、原告張嘉琪の大叔父らの魂の利用を内外に示すことにより、原告張嘉琪の遺族としての回顧・祭祀に関する自己決定権が侵害された。

本件参拝および受入れにより、台湾原住民族としての原告張嘉琪の少数民族としての自己の宗教を信仰し実践する権利が侵害されたことは、他の台湾原住民原告らと同様である。

(3) 本件参拝および受入れによる、原告張嘉琪の平和的生存権の侵害

本件参拝および受入れにより、原告張嘉琪を含む台湾原告らの平和的生存権が侵害されたことは前述したとおりである。

さらに原告張嘉琪は、日本国籍の夫を持ち、国籍の異なる多くの友人らと共に学び、働いている。被告安倍による安保関連法制強行制定、本件参拝により、アジア民族間の対立が煽られ、原告張嘉琪の生活・仕事は直接的な影響を受けた。また、有事の際には日本人である夫が戦地に赴くことにもなりかねない。

原告張嘉琪は、台湾の若い世代として、また、その母因卡美明（インカメビン又はインカメイミン）から願いを託された次の世代として、アジアの平和および自己の平和的生存権保障を求めて、本件訴訟の原告となった。

第5章 本件参拝及び本件参拝受入れを原因とする請求権

本章では、本件参拝及び本件参拝受入れが、原告らの権利・利益を違法に侵害したことの効果として、原告らは、被告らに対し、どのような請求をなすことができるかを論ずる。

第1 参拝の差止請求

1 はじめに

原告らが、本件参拝及び本件参拝受入れによって、内心の自由形成の権利、信教の自由確保の権利、回顧・祭祀に関する自己決定権（特定の故人に対する敬愛追慕の情を含む）、そして平和的生存権を違法に侵害されたことは、既に述べたとおりである。これら違法に侵害された権利・利益は、いずれも人格に関わる極めて重大なものであり、人格権に包摂されるものである。

被告安倍及び同靖國神社の言動からすると、今後も、靖國神社を参拝することによって、上記人格権が違法に侵害される事態が繰り返される恐れは極めて大きい。

したがって、原告らは、被告安倍及び同靖國神社に対し、本件参拝及び本件参拝受入れと同様の行為を繰り返さないようにするため、差止請求権を有する（北方ジャーナル事件最高裁大法廷判決（最大判1986年6月11日民集40巻4号872頁））。

2 本件参拝以後の被告安倍の靖國神社に対する「真榊」奉納等

被告安倍は本件訴訟の提起の原因となった2013年12月26日の靖國神社参拝以降においても、以下のとおり、靖國神社への参拝を志向した奉納行為を継続している。また、被告靖國神社においても被告安倍の奉納行為を

辞退することなく受領している。

(1) 2014年4月21日の「真榊」奉納

被告安倍は、同日、春季例大祭に合わせて「内閣総理大臣 安倍晋三」名で「真榊（まさかき）」を奉納した。

靖國神社によると真榊料は5万円で、私費で払ったとみられる。[報道には「内閣総理大臣 安倍晋三」の札を掛けた真榊を一般参拝者の背後から撮影した写真が添付されている。]

日本と中韓両国との関係悪化を懸念するオバマ米大統領が4月23日に来日するのを控えて配慮したとみられる。(2014年4月21日付け日本経済新聞電子版)

(2) 2014年8月15日の代理人による参拝・「玉串料」奉納

被告安倍は、同日、代理人として自民党の萩生田総裁特別補佐を参拝させ、「自民党総裁 安倍晋三」と記帳し、玉串料を納めさせた。

被告安倍は同年11月に行われる国際会議に合わせて日中首脳会談を実現したい考えで、それを前に中国を刺激するのを避けるため参拝を見送ったとみられる。(2014年8月15日付けニッテレNEWS24)

(3) 2014年10月17日の「真榊」奉納

被告安倍は、同日、秋季例大祭に合わせて「内閣総理大臣 安倍晋三」名で真榊を奉納した。[報道には「内閣総理大臣 安倍晋三」の札を掛けた真榊を一般参拝者の背後から撮影した写真が添付されている。]

被告安倍はアジア欧州会議(ASEM)首脳会合のためイタリアに滞在中であった。政府は同年11月に北京で開かれるアジア太平洋経済協力会議(APEC)の際の日中首脳会談実現に向け調整しており、同年10月20日までの例大祭中の参拝は見送る方針とされていた。(2014年10月17日付け朝日新聞デジタル)

(4) 2015年4月21日の「真榊」奉納

被告安倍は、同日、春季例大祭に合わせて「内閣総理大臣 安倍晋三」名で真榊を奉納した。

被告安倍は、同日夕、アジア・アフリカ会議（バンドン会議）に出席するためインドネシアに出発した。会議の期間中に中国の習近平国家主席と接触できるよう、政府は中国側に打診していた。同年4月26日からは訪米も控え、外交上の影響を考慮して春季例大祭の期間中（同月23日まで）の参拝は見送る方針とされた。（2015年4月21日付け朝日新聞デジタル）

(5) 2015年8月15日の「玉串料」奉納

被告安倍は、同日、代理（自民党の萩生田光一・総裁特別補佐）を通じ、自民党総裁として私費で玉串料を奉納した。（2015年8月15日付け朝日新聞デジタル）

3 「真榊」奉納等の意味

(1) 真榊奉納

「真榊」とは、神事の際に祭壇の周辺に立てる祭具のことであり、真榊奉納が宗教的行為であることは明らかである。

被告安倍は、靖國神社へ出向いて参拝を行うことこそ控えているものの、春季及び秋季例大祭時には、「内閣総理大臣」の肩書を付して神具である真榊の奉納行為を、本件提訴以来既に3度繰り返している。

また、被告靖國神社は、「内閣総理大臣 安倍晋三」の札を掛けた真榊を受け入れた上、一般参拝者によく見える位置に配置している。

奉納された真榊の費用（5万円と報道されている）が、国家予算から支出されたか私費かは明らかでないが、仮に私費であったとしても、「真榊」の奉納が宗教的行為であることは明白であり、また、被告安倍が「内閣総

理大臣」として靖國神社参拝を志向していることは明らかである。

(2) 玉串料奉納

「玉串料」は、神社に祈祷のために神具である玉串（榊の小枝に紙垂^{しで}をつけたもの）を奉奠^{ほうてん}、すなわち玉串に自分の心をのせ、神にささげることの代わりとして納める金銭のことである。

被告安倍の前記各 8 月 1 5 日の玉串料奉納が宗教的行為であることは明白であり、これも、被告安倍が靖國神社参拝を志向している徴表たる行為である。

(3) 参拝をしていないことの意味

本件参拝以後、被告安倍が参拝に出向かず、真榊奉納、玉串料奉納ないし代理人による参拝を行っているのは、外交日程との関係や、政治的配慮によりやむなく参拝を控えているに過ぎない。これはマスコミによる報道をみても明らかである。

しかし、いずれ政治的事情の変化があり、時機が到来したと判断される場合に、被告安倍がまたしても、意気揚々と得意気に、マスコミに取材をさせながら、「内閣総理大臣」として靖國神社を参拝するであろうこと、また被告靖國神社がそれを受け入れるであろうことは、被告安倍のかねてからの政治的信条、宗教的信条を考えると、火を見るよりも明らかである。

(4) まとめ

したがって、被告安倍が内閣総理大臣として靖國神社参拝を行い、被告靖國神社がこれを受け入れることが繰り返される恐れは、本件訴訟提訴後も変更がないことから、原告らはこれ以上の人格権侵害を避けるため、被告安倍と被告靖國神社に対して差止を請求することができる。

第2 損害賠償請求

1 はじめに

すでに述べてきたとおり、①本件参拝行為は国賠法1条1項の「職務行為」に該当し、また憲法20条1項の宗教的活動に該当し、かつ、憲法20条1項後段の特権付与に当たる上、被告靖國神社の本件参拝受入れは被告安倍との共同不法行為に当たる（第2章）、②本件参拝が、原告らの内心の自由形成の権利、信教の自由確保の権利及び回顧・祭祀に関する自己決定権を侵害するとともに、平和的生存権を侵害し（第3章）、また、司法が違憲とした内閣総理大臣による靖國神社参拝を二度としないという法的に保護された期待権を侵害され（第4章）、③それによって原告らが甚大な損害を受けた（第4章）ことは明らかである。

以上により、各原告は、被告国の公務員として本件参拝行為を行った被告安倍、本件参拝を受け入れ共同不法行為を行った被告靖國神社並びに被告国に対し、国家賠償法1条1項及び民法709条、719条1項前段によって、損害賠償を請求することができる。

2 被告安倍の責任について

被告安倍は、公務員個人の損害賠償責任を否定する最二小判1978年10月を引き合いに出して、被告国に国家賠償責任を問うなら、被告安倍個人の損害賠償責任は法的に否定される旨を主張している。しかし、被告国のみならず被告安倍も責任を負うべきものである。

すなわち、同最高裁判決は、

「公権力の行使に当たる国の公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を与えた場合には、国がその被害者に対して賠償の責に任ずるのであつて、公務員個人はその責を

「負わないものと解すべきことは、当裁判所の判例とするところである」

と述べるところ、この最判の射程を限定して公務員個人の責任を肯定した判決が参考になる。

東京地判1994年9月6日・判時1504号40頁（共産党幹部宅盗聴事件・判タ855号125頁）は、前記1978年最判につき、

「思うに、公務は、私的業務とは際だった特殊性を有するものであり、その特殊性ゆえに、民事不法行為法の適用が原則として否定されるものであると解されるが、右の理は、本件のごとく、公務としての特段の保護を何ら必要としないほど明白に違法な公務で、かつ、行為時に行為者自身がその違法性を認識していた事案については該当しないものと解するのが相当である。このように解しても、公務員の個人責任が認められる事案は、行為の違法性が重大で、かつ行為者がその違法性を認識している場合に限られるのであるから、損害賠償義務の発生を恐れるがゆえに公務員が公務の執行を躊躇するといったような弊害は何ら発生する恐れがないことは言うまでもなく、かえって、将来の違法な公務執行の抑制の見地から望ましい効果が生じることさえ期待できるところである」とした。

すなわち、前記最判は、少なくとも、当該公務員の行為が公務として特段の保護を必要としないほどに違法性が明白で、行為者たる公務員が当該行為の違法性を当初から認識している場合（故意ある場合）には、その射程は及ばないのであって、この場合は公務員個人も責任を負うべきものとするのが相当である。

これを本件参拝についてみれば、被告安倍は被告靖國神社への本件参拝に

あたり、それが公務としての特段の保護を何ら必要としないほど明白に違法な公務であることを充分認識しながら、敢えて敢行したものである。

したがって、前記最判の射程は本件参拝に及ばず、被告安倍は本件参拝につき、民法709条に基づき個人としての責任を負うべきものである。

3 結論

以上より、各原告は、被告国、同安倍及び同靖國神社に対し、連帯して、金1万円、及び共同不法行為の日である2013年12月26日から支払済みまで民事法定利息年5分の割合による遅延損害金の支払いを請求するものである。

第6章 結語 ～憲法保障機能を実効化あらしめるために～

内閣総理大臣として行う靖國神社参拝が、憲法20条の政教分離規定に違反する、あるいは繰り返せば違反するという司法判断はあるが、合憲とする判断は一つもない。本件参拝も政教分離規定に違反することは疑いがない。

本件参拝が、これまでの首相による靖國神社参拝と際だって異なる特徴は、それが、内心の自由や信教の自由等を侵害するだけでなく、「平和」を脅かすものであり、平和的生存権を侵害するものであることを浮き彫りにしたことである。

本件参拝が、かねてより靖國神社ないしその教義を賛美してやまず、また、歴代首相のなかで最も軍事法制の整備に熱心な安倍首相によってなされたことにより、憲法9条と20条とが、先人によってビルトインされた

「平和」のための装置であり、車の両輪をなす規定であることを改めて確認することができた。

司法は、司法による明確な違憲判断が出ているにもかかわらず、時の政権担当者が同様の違憲行為を繰り返すことを許容してはならない。憲法の規範力がもっとも問われるのは、内閣総理大臣をはじめとする政権担当者によって憲法が無視された場面においてである。このような場面において、政権担当者の違憲行為を制止できるのは、主権者たる国民・市民から最も期待され、かつ、憲法上その権力を行使できる司法をおいてほかにない。

内閣総理大臣の靖國神社参拝という違憲行為を制止できず、その繰り返しを許容したのは、違憲行為による損害を過小に評価してきたこれまでの司法の誤った価値判断による。

本件参拝による具体的な被害はすでに明らかであり、その救済はもとより必要であるが、さらにこれ以上違憲な行為を繰り返させないという憲法保障を実効あらしめる判断が司法には期待されている。司法が問われているのは憲法保障であり、その期待に応えることが今こそ求められている。

以 上